

川口市監査告示第21号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年7月5日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	福田	洋子
同	古川	九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和6年5月7日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長を請求の対象として、同定作業が行われていないPCR事業補助金及び無効な5類定点発生届を受理し中核市として厚生労働大臣に報告した市長に対する届出受理送信作業が占める給料一部案分額固定費の不当利得返還請求、5類定点発生届受理作業固定費投入した担当者及び広報誌バックナンバーと市ホームページの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反の記述に公金投入した担当者への損害賠償請求権行使、令和5年春秋接種に関する違法違憲確認と不法行為損害賠償請求と不当利得返還請求、民法第96条第1項類推適用により希望の意思表示取消し済接種に関する民法第703条の要件具備確認と接種医療機関への委託料不当利得返還請求、川口市による無権代理契約の無効確認並びに公序良俗違反による無効確認及び知事・日本医師会への損害賠償請求のほか、予防接種法違反などの違法違憲性の問題が解消されるまで定期接種、任意接種の一次中断若しくは違法性の解消などといった措置を別紙（事実証明書は添付省略）のとおり求め、更に、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和6年5月7日付けでこれを受理す

ることを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であつたものとみなし、監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、新型コロナウイルスに関する公費負担保険適用PCR検査、高齢者施設等従事者及び障害者事業所等従事者に対する新型コロナウイルス感染症検査、「広報かわぐち」作成、市ホームページ維持並びに5類移行後のワクチン接種券印刷・郵送、集団接種会場設営・運営及びワクチン接種委託に要する費用とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市市長室、企画財政部、福祉部及び保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年5月7日から令和6年7月5日まで

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

保健部職員、福祉部職員、市長室職員及び企画財政部職員の聞き取り並びに監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 公費負担保険適用PCR検査について

ア 事業実施に至る経緯等

新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事等の判断で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく入院勧告等を行うこととしていた。

医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する、保険適用される検査については、上記の行政検査と同様の観点を有することから、令和2年3月4日付け健感発0304第5号により厚生労働省健康局結核感染症課長から各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長あてに「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」の通知がなされ、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を実施しているものとして取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととされた。

イ 事務の流れ

(ア) 委託契約

事務の流れとしては、感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法に基づく調査に関する委託契約を締結する。

（イ）自己負担額の取扱い等

感染症指定医療機関等がPCR検査を実施し、感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額として、都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。

感染症指定医療機関等は、通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

都道府県等から、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

都道府県等は、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。

ウ 検査費用等の支出状況

川口市は、社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求に基づき、令和5年5月18日から令和6年4月30日までの間に、2万8,782件分の診療報酬審査支払手数料として230万8,706円を、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担に相当する金額として7,773万7,656円を支出した。

(2) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について

ア 交付要綱の制定等

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的に、川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）が令和2年10月に制定され、国の障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱の改正に合わせ、その後数回にわたり改正がなされている。

交付要綱では、障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援として、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した障害福祉サービス等事業所を対象に、サービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金を補助対象経費としている。

イ 補助金の交付状況

令和6年3月7日に1事業者から抗原検査キット購入費1万9,756円を含む所要額101万7,709円に係る交付申請額を63万1,000円とする交付申請があり、川口市長は同月21日付けで63万1,000円の交付決定を行い、同月29日に同額を交付した。

(3) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内で、かつ、請求人から職員措置請求書が提出され、既に監査を行っていることから対象から除外するもの以外のものは、以下のとおりである。

ア 公費負担保険適用PCR検査費用（役務費及び扶助費） 8,004万6,362円

イ 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（負

担金、補助及び交付金) 63万1,000円

ウ 市ホームページ維持費用(役務費)

全体としては、173万2,390円であるが、市ホームページ部分に関するものとしては144万4,025円となる。

なお、市ホームページの維持費用は、ワクチン接種等に関する記事の存否に関わらず、一定額発生する。

エ 次回接種券送付のための印刷費用及び郵送費用(役務費及び委託料)

3,737万9,785円

オ ワクチン接種実施のための接種会場の設営及び運営費用(報酬、旅費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料) 2,934万6,570円

カ ワクチン接種に係る費用(委託料) 2億7,074万7,785円

2 判断

(1) 財務会計上の行為の違法性等の判断について

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員(以下「職員等」という。)による公金の支出、財産の管理、契約の締結等の財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計上の行為」という。)が違法又は不当であると認められるとき、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求するものであり、当該財務会計上の行為自体が違法又は不当であるかを監査の対象とするものである。

したがって、財務会計上の行為が先行する原因行為(原因行為である非財務会計上の行為)を前提としてなされた場合、先行する原因行為に違法又は不当事由があったとしても、それだけで直ちに後行行為(財務会計上の行為)が違法又は不当となるものではないことから、住民監査請求においては、先行行為である原因行為の違法又は不当とは関係なく、後行行為である財務会計上の行為自体に違法又は不当が存するか否かが問題となるものと解すべきである。

そして、職員等の財務会計上の行為が、これに先行する原因行為に基づく場合において、当該原因行為が行政組織上独立の権限を有する他の機関の権限に基づいてされた行為であるときは、職員等は、上記のような独立

の権限を有する他の機関の固有の権限内容にまで介入し得るものではないことから、法令が特に職員等に対しその先行する原因行為の適法性を審査した上で、適法な場合に限り、その内容に応じた財務会計上の行為をすべき義務を課しているときを除き、当該原因行為について重大かつ明白な違法又は瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでもない限り、これを尊重してその内容に応じた財務会計上の行為が違法と認めることはできないと解すべきである（最高裁平成4年12月15日判決、平成20年1月18日判決、同年12月17日判決参照）。

（2）本件請求における財務会計上の行為の違法性等について

そこで、本件請求について、ワクチン接種事業といった先行行為に重大かつ明白な違法又は瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるか否かについて、まず検討する。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項において、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」と初めて定義された。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による改正後の感染症法第6条第7項第3号において、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」と定義された。

そして、ワクチン接種事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第

1 項の規定に基づく厚生労働大臣の指示により全国一律で実施されたものである。

したがって、ワクチン接種事業を実施することは、予防接種法による厚生労働大臣の指示に基づく第 1 号法定受託事務として市区町村に義務付けられたものであり、当該ワクチン接種事業を実施することについて、川口市長が厚生労働大臣の権限内容に介入する余地はなく、原因行為について重大かつ明白な違法又は瑕疵があるなど、当該原因行為が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは到底認められない（川口市が当該ワクチン接種事業を実施しないことがむしろ法定受託事務に違反して違法となる。）。

次に、本件請求に係るワクチン接種事業以外の財務会計上の行為の違法性等について検討する。

新型コロナウイルス感染症への各種対応について、どのような手法で行うかは、川口市長の当該対応を行う目的やその必要性、対応に至る経緯、対応の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているものと考えられる。

そして、そのような裁量行為に関しては、上記の諸般の事情を総合考慮した上でなお、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該行為は違法となるものではないと解すべきである（最高裁平成 16 年 7 月 13 日判決）。

これを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に係る情報を「広報かわぐち」や市ホームページに掲載することは、川口市長の広範な裁量的判断であり、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められない。

また、公費負担保険適用 PCR 検査費用を川口市が支出したことは、国の健康保険制度に基づいて行われたものであって、川口市長に裁量的判断を行う余地があるとは認められない。

そして、本件請求に係る各費用の支出手続は、川口市事務決裁規程（昭和 51 年庁達第 2 号）第 4 条及び別表第 2 市長決裁事項及び共通専決事項の 3 財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第 2 項第 1 号報酬、第 5 号旅費、第 8 号役務費、第 9 号委託料、第 10 号使用料及び賃借料、第 15

号負担金、補助及び交付金並びに第16号扶助費の規定に基づき、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実も認められず、また、手続上の瑕疵も認められない。

よって、本件請求に係る財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められないと判断した。

なお、請求人の主張は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の有効性や安全性に関する様々な見解を示しているが、住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為自体が違法又は不当であることについては、事実証明書をもとにした具体的かつ客観的な根拠が不明であり、違法性又は不当性を摘示しているとは認められないことから、住民監査請求としては、失当である。

川口市職員措置請求書

川口市長に関する措置請求の要旨

01. 請求の要旨

● 誰が(請求の対象職員)

市長

さいたま地裁住民訴訟担当裁判官作成の釈明準備命令書によると、住民訴訟の被告相手方は市長となるようである。よって措置請求の相手方も、補助機関たる職員に対する専決権限の移譲ない限り、市長のみとなる。

● いつ、どのような財務会計行為を行っているか

下記に関する違法行為を対象とする、担当者に対する損害賠償請求権行使の不作為

(正当理由1:住民監査請求は対象とする財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし無権代理契約について知事や市長が無効確認しておらず、日本は自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落し(2024年は70位)、hersys発生源が面け出の要件を欠いている点、hersys入力画面に病名がない画像添付とともに報道開示されることが永遠に期待できない。監査請求人自身は医療機関を営む友人に頼みhersys入力画面に病名がないことを見せようとしたことができませんので、そのことを、とある権利能力なき社団代表から入づてにおしえていただいたのが遅くとも126号川口市監査請求受理日ごろであり、しかもそれ自体は伝聞証拠です。よって現時点では財務会計行為についても直近1年には限定されない。)

(正当理由2:令和5年7月3日山形県衛生研究所回答により、全国の公的機関で、厚生労働省、国立感染症研究所からの通知に基づき新型コロナウイルスは存在するとの前提のもとで、業務が実施されており、存在することが前提とされている法定病原体ではない病原体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることを監査請求人が認識したのが、遅くとも77号監査請求書受理日ごろである。存在することが前提とされている法定病原体ではない病原体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることが報道周知されることが、自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したので(2024年は70位)永遠に期待できない。)

(正当理由3:無権限の監査委員による違法な監査結果が表明されており、一事不再理効がはたらず、財務会計行為について直近1年には限定されない。)

1.0 存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていない公費負担保険適用PCR支出命令・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出後、無効な5類定点発生届を受理し、中核市として厚生労働大臣に報告した市長による公費負担保険適

用PCR支出・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業補助金支出不当利得返還請求権(民法703条)不行使・届出受理送付行為が占める市長の給料一部案分額 不当利得返還請求権不行使 and 15類定点川口市の新型コロナウイルス感染症の動向J広報誌新型コロナワクチン接種Jback numberのホームページ掲載維持費用支払債務履行

1.1 無権限での、次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行(5類移行後)

川口市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター050-3160-8587で接種券送付開始済み確認 甲1 file / 01/ 1a.png

1.2 無権限での、接種実施のための接種会場の設置と運営費支払債務履行(5類移行後)

1.3 無権代理(民法113条1項)による川口市丙と接種実施医療機関丁を契約当事者とする無権限での、委託契約と委託先への委託料支払債務履行後、無効な無権代理委託契約無効確認しない市長への給料一部案分額 不当利得返還請求権不行使 and 知事・日本医師会への損害賠償請求不作為(6類移行後)

Z0 file / 01/ oisu0a.pdf oisu0b.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860717.pdf>

(注釈:1Aロも部分で述べたように、オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない、上記ひな型オミクロン株対応版契約書は不存在であるのでそのこと自体が違法性の要件を充足する。また、そもそも監査請求書最終pageどのような措置を請求するのか？3部分で言及したように、この契約書では特別承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通知文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。))に使用できる損傷となっていない、SARS-CoV-2も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである)

1.5 憲法13条・25条・29条適用違憲・予防接種法1条感染症法1条新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反・公序良俗違反(民法1条1項)・東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法違反・憲法9条違反で無効な予算決議に対する固定費投入分損害賠償請求権不行使

1.6 民法96条1項類推適用による判明成分取消後の、委託料不当利得返還請求権行使不



作為による国に対する不当利得返還元本債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息
支払い債務不履行

1.7 99号115号監査において民法415条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反
証証拠不提出にもかかわらず、R5年度の市長の給料を満額受領し答弁不作為が、
占める市長の給料案分額不当利得返還請求権不行使

02 その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

発生届出受理・〈ド〉〈シ〉〈ミ〉行政行為と特例承認・厚生労働大臣指示の前提となる
すべての立法行為行政行為事実行為〈ソ〉〈ラ〉〈シ〉と国会・地方議会によるすべて
の関連予算決議〈ド3〉の違法違憲性・無効性

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「“6 feet apart” social
distancing recommendation promoted by federal health officials was likely
not based on any data.」と連邦政府保健当局が推進した“6フィート間隔”の社会
的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。ま
た研究起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-statement-following-dr-faucis-two-day-testimony/>

情報公開請求により下記資料の523頁と677頁が公開されたから？のようである
1A / 口USGS-DEFUSE-2021-006245-Combined-Records_Redacted
/defuse-proposal

子7 file /
子8 file / 1A / 口

2024年5月1日米国最新公聴会 論点1A口参照

2024年5月1日米国下院司法委員会公聴会 論点1Eハ参照

「バイデン政権がアメリカ国民にSARS-CoV-2は研究所から流出したものではないと言ったのは、誤情報なのか、そ
れとも偽情報なのか？ホワイトハウスは研究所流出説を検閲するよう圧力をかけた」

研究所起源説は陰謀論ではないと認められた背後の事情については、2024米国大統領選候補kennedy弁護士
の著作物「The Real Anthony Fauci」の引用元文献listがいちばん詳しいですが、すべてを引用することはでき
ず、日本語翻訳版もやっと国内出版されたので、日本語翻訳版を参照してください。続編の「The Wuhan
Cover-Up」も出版されています。

kennedy弁護士は、訴訟で開示されたエプスタイン島への飛行機の搭乗者名簿に名前が掲載されていたので、投
資家による両建て構造の中で、利益相反などの精査が必要にはなります。

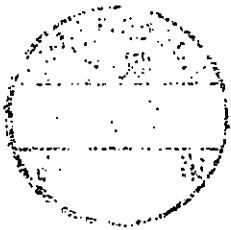
以下コロナ関連すべての立法行為行政行為事実行為〈ソ〉〈ラ〉〈シ〉と国会・地方議会によるすべての関連予算決
議〈ド3〉の違法違憲性・無効性を主張しますが、すべてを列挙するのが不可能なので、主なものだけを<い><い><ろ>
<に><ほ><は><へ><と><ち><り><め><る><を><わ>と時系列順で連番しました。

〈ソ〉法律

法令違憲

1. 前提としての2009年新型インフルエンザ等対策特別措置法制定

2009年新型(H1N1)インフルエンザ騒動を前提とした『新型インフルエンザ予防接種
による健康被害の救済等に関する特別措置法』(平成 21 年 12 月 4 日法律第 98



号)は法令違反である。

研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)については、予防接種法・感染症法・各法に研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しないからである。

近年のインフルエンザワクチンは高増殖リアソータント株を使っているようである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000624421.pdf>

リアソータントとはリアソートメント(遺伝子再集合)の結果生まれたウイルスのことで、リアソートメントとは、同じ個体に2種類以上の異なるインフルエンザウイルスが同時に感染したとき、ウイルス同士の遺伝子の一部が入れ替わる現象のこと、と表向きはいわれている。

<https://www.lst.go.jp/pr/info/info642/#yougo>

リアソートメントの結果、新型インフルエンザウイルスが出現したことになるが、ウイルス学者であるエイドリアン・ギブズ博士は「今回の新型インフルエンザウイルスは遺伝子構造を解析してみると、実験室で作られた可能性が大きい」との科学的見解を伝えていた。ニュースでは豚から発生したとされる新型ウイルスですが、その後の情報では、メキシコでもアメリカでも豚の間では、インフルエンザの感染が起きていないと報告されていた。発生当初は、豚の中でインフルエンザが流行し、そこでウイルスの遺伝子変異が起きて、それが人に感染したとされていた。メキシコで豚が感染していないのであれば、ではどこから発生したのか?という疑問からである。

また、リビアの国家元首・カダフィ大佐も2009年9月の国連演説で、新型インフルエンザウイルスが軍事目的の生物兵器であると先進国を非難していたが、カダフィ大佐のこの時の演説和訳は殆どYouTubeから削除された。

実際のところ、新型インフルエンザウイルスは三段階の過程を経て生まれたことになっている。

まず、第一段階でヒト・ブタ・トリの三種類のウイルスが交雑して北米豚型(H3N2)が1998年に生まれ、第二段階で北米豚型(H3N2)ウイルスが再び北米豚型(H1N1)と混ざって北米豚型(H1N2)が生まれ、第三段階で北米豚型(H1N2)がヨーロッパ豚型と混ざって、2009年の新型インフルエンザ株(H1N1)が生まれた。と。北米豚型(H1N2)に突然、海を挟んだ別大陸にいたヨーロッパ豚の遺伝子が、鳥の介在等もなく入り込んで、新型ウイルスが誕生している。こうしたことをエイドリアン・ギブズ博士は実験室で作られた可能性が大きい、と指摘したのである。つまり、リアソータント株とは、人工改変株のことと考えられる。

2008年8月28日大手製薬企業のバクスター社(薬害エイズ事件のときに非加熱製剤を日本・フランス・スペインなどに輸出した企業)は新型ウイルスが発生する前からこのウイルス用のワクチンの製造特許US20080060950A1を申請している

バクスター社鳥インフルエンザウイルス配布事件

米国有機農法消費者協会pageより引用・・・2009年3月にH1N1型豚インフルエンザのパンデミックが始まりました。米国政府は、H5N1型汚染事件にもかかわらず、バクスター社に豚インフルエンザワクチンの製造契約を与えました。「偶然にも」バクスター社は、2008年8月28日にH1N1ワクチンの特許を申請していました。

リアソート株式会社は2012年、河岡義裕医師が、2009年新型インフルエンザウイルスを改変してヒトの免疫系を逃れ、かつワクチンも効かない強毒性のウイルスを人工的に合成してNatureで発表し、

オックスフォード大学のロバート・メイ教授から「この研究は明らかに狂っています。何もかもが非常に危険です」と批判された他、ハーバード大学のマーク・リブシッチ教授、仏パスツール研究所のサイモン・ウエイン・ホブソン教授など、世界中の科学者たちから反対を表明された時の技術である。

河岡義裕医師は2024年1月米国Wisconsin州議会でも非難を表明されていた。

86号口頭陳述で提出した2009年新聞記事を再度掲載します。

2009年のH1N1豚インフルエンザについて、当時仏テレビTF1が2010年2月、WHOによる直前パンデミック定義変更を指摘、報道していた

昨年H1N1豚インフルエンザが話題になり今や流行はおわりました。でも皆さんの中にも疑問に思われた方が沢山いらっしゃると思います。これほどの量のワクチンを発注してこんな対策を講じる必要があったのか？議論の焦点はWHOに向けられています。先月1月欧州評議会において特別公聴会が開かれ、問題の焦点は1点に集まりました。WHOはH1N1豚インフルエンザの規模を誇張したのか？です。ヴォーダグ博士はそうだと確信しています。公衆衛生の専門家で議員でもある博士調査委員会の設立に成功。WHOは危険なパンデミックと誇張したが実際はただのインフルエンザです。規模は小さく fakeパンデミックです。博士はグラフを根拠にしています。左が2008年季節性インフルエンザ・右が今回のパンデミックと誇張されたインフルエンザです。感染者数はほぼ同じです。違いはパンデミックと宣言された場合の経済効果です。製薬会社と政府の契約書にはWHOの危険なパンデミックという宣言で契約が発動しワクチンの製造が始まると明確に記載されている。インフルエンザパンデミックの科学的基準がすべてそろいました。WHOはパンデミック定義変更を直前におこないました。2009年までパンデミックは地理的に非常に感染力が強かつ非常に多くの死亡者を出すものでした。しかし今はや死亡者をパンデミック開始公式認定の考慮に入れる ことはなくなりました。欧州評議会に招かれたWHOのnumber2は死者がたくさんあるというのはWHOの定義であったことは一度もありません。と発言した。しかし我々は昨年5月のWHOのwebsiteの写真を入手しました。そこに書かれているのは「パンデミックとは膨大な数の死者と病人を引き起こすものである」という記述。しかし現在では同じpageに「パンデミックとは世界規模の流行病」と書かれているにすぎず、死者の概念が消えました。カイル教授「パンデミック定義には病気の重大さが大きな位置を占めていなければならない。さもないと単なる風邪をパンデミックと呼んで風邪に対してワクチンを打つことになってしまう。」ジェンティリーニ教授「病気の重大さを考慮しないのは初めてです。パンデミックという言葉はこわいですよね。この言葉を使って私たちが怖がらせたかったということです」WHOは製薬会社の影響を受けて動いたのでしょうか？WHOは何年も前から複数の民間の寄付を受けていてその中には3つのパンデミックワクチン製造会社があります。暫定的数字ではH1N1豚インフルエンザ世界死者は15000人と記録されたが、他方季節性インフルエンザでWHOは毎年25万人から50万が死亡するとしている。

1972年のWHO内部書類#47メモで、「ワクチンの形をした生物兵器の開発の必要性」が書かれてあった点がPatrick Jordan氏によって指摘された。子0 folder /02/ PatrickJordan

1972 年の WHO Bulletin 47, No 2 メモ #1 および #2 ウイルス関連免疫病理学: 動物モデルとヒトの病気への影響 * 技術的には、次のようなワクチンの形で生物兵器を作成する能力を概説している。

- 1) まず免疫システムを完全に無効にする。
 - 2) 犠牲者の体のあらゆる細胞に感染をロードする。
 - 3) 免疫システムのスイッチをオンにし、サイトカインストームで宿主を自滅させる。
1. 2. 3. 死亡。

これらのWHOメモは、WHOも作成と放出に協力したとされるウイルスを治療するために、この秋に多くの人々が受けなければならない3つの「注射」による3段階の影響について説明している。

参考資料5 南アフリカのWHO脱退法案の前文で言及された The WHO's employees have been found guilty of committing sex, economics, and other exploitation crimes against African children, women and men; については豪州上院議員MALCOLM ROBERTS氏がWHOは部下による児童レイプに気づかない善意のリーダーを持つどころか、「頭から腐っている」と議会で発言された。

>>アルバネーゼ政権は昨年、モリソン政権に引き継ぎ、オーストラリアの主権を国連世界保健機関(WHO)に譲渡するキャンペーンを行った。この試みは失敗に終わったが、WHOの権力奪取は続いている。WHOは独立していない。WHOのオー

ナーは企業献金者で、WHOの予算の大半を献金している。WHOの親玉はビル・ゲイツであり、彼はWHOが推進するワクチンへの投資で数十億ドルを稼いでいる。ゲイツはWHOを買収し、WHOはゲイツの製品を推奨している。簡単なことだ。

WHOのトップはテドロス・ゲブレイエソスだが、彼は以前、ティグライ人民解放戦線というテロ組織の保健大臣であり、権力を買い、敵を怒らせるために国際援助を利用していた。テドロスが医療物資を飢えさせたエチオピアの地域は、2006年、2009年、2011年に悲惨なコレラの流行に見舞われた。独立調査機関は、テドロスが「東アフリカで広がり続ける恐ろしい苦しみと死に完全に加担していた」と認定した。彼は殺人者だ。WHOは頭から腐っている。先週、AP通信はWHOの性犯罪スキャンダルについて報じた。WHOの職員は、コンゴで最近発生したエボラ出血熱の流行中、少女や女性から性的搾取を行っていた。少なくとも83人のWHO職員が、13歳の被害者を相手にレイプや中絶の強要などの虐待を行っていた。WHOは加害者の解雇を拒否したが、被害者はWHOの援助を受けていなかったため、彼らの行為はWHOの性的搾取の実践方針に違反しなかったという不合理な言い分を用いた。この人物は、政府や学界の多くがオーストラリア議会より上位に置きたがっている組織のトップなのだ。One Nationは国連WHOの権力掌握を拒否し、オーストラリアの主権を守る。皆さんもそうあるべきだ。

法令違反により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

2. 下記のコロナ以降の予防接種法・感染症法・特措法などを含むすべての改正立法行為は憲法13条・25条・29条違反で法令違反である。

存在することが前提とされている? 法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている? 法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

法令違反により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

予防接種法1条・感染症法1条・各法1条違反

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号。)1条「新型コロナウイルス等」にあたらぬ

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律1条「感染症」にあたらぬ

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は予防接種法1条「伝染のおそれがある疾病」にあたらぬ。

予防接種法1条・感染症法1条・各法1条違反により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

なお山形地令5(行ウ)4「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏が、山形衛生研究所・山形県からの回答受領後、厚労省に令和5年9月29日厚生労働省開示請求「新型コロナウイルス等対策特別措置法第3条第1項の規定では「新型コロナウイルス等が発生したとき」に国が感染症対策を実施する責務を有することになるが、新型コロナウイルス感染症においてこの感染症の「発生した事実」を示す根拠となる全ての文書の開示を請求する。ただし、ここでの「発生した事実」とは、「病原体の存在を前提として発生していると考えられている事実」ではなく、「病原体の存在が確認された上で確実に発生したと断言できる事実」をいう。」をされたときに、令和5年11月20日開示決定された厚生労働省発感1120第1号において開示されたのは…、

文書名「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について」(令和2年1月27日14:00時点での日本国内4名の患者数)であった。

厚労省がこの(令和2年1月27日14:00時点での日本国内4名の患者数)文書を「発生した事実」の根拠としているが因果関係認定FORMULA 1(論点1C イd3)の原則により、「発生した事実」の根拠とはなりえないので、指定感染症等への指定自体が違憲違法無効である。

そもそも存在することが前提とされている？法定病原体は厚労省が検体・見本・標

本・文書を保有していないので同定不能(乙37)であり、対照実験が行われていないので同定不能(丁2)である。

感染研令和2年1月31日新型コロナウイルス分離成功記者会見において、御用新聞所属記者からも疑義の反応があったと見受けられる。御用新聞所属といえども科学担当記者であるがゆえに、率直な疑義の反応を示したようである。

2024年1月8日ファウチ氏が米下院特別小委員会で研究所起源説が「陰謀論ではない」と認めたように、仮に存在することが前提とされている？法定病原体が、研究所で人為的に組成された病原体SARS-CoV-2(病原体名称あるが病原性未証明)と同定された場合、研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)については、予防接種法・感染症法・特措法に研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しなかったので、予防接種法1条・感染症法1条・各法1条の目的に合致しない

「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される

<は>

/// 2020年3月13日 特措法が改正され(同日号外法律第4号)、新型コロナについては、一定の期間、特措法の規定が適用・新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある指定感染症であり、特措法上の新型コロナウイルス等に位置づけられた

<へ>

/// 2020年12月2日 予防接種法改正2条2項・6条3項・8条3項・9条

<り>

/// 2021年2月3日法改正により2021年2月13日からcovid19感染症法の位置づけをそれまでの感染症法6条8項指定感染症から感染症法6条7項(新型コロナウイルス等感染症)に変更

<ち>

/// 2022年12月2日 予防接種法改正・9条の2新設・付則14条新設

<る>

/// 2023年4月21日新型コロナウイルス等対策特別措置法改正新設条文・2023年4月21日内閣法新設条文15条の2

《ラ》政令 省令

適用違憲

予防接種法・感染症法・特措法などを含むすべての違法違憲無効な改正法規を前提とした下記の行政行為は憲法13条・25条・29条違反で違憲である。

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

<い1>

///内閣による

2020年1月感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令和3年2月3日号外法律第5号による改正前のもの。以下「感染症法」という。)6条8項、7条1項及び66条に基づき、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」を制定(令和2年1月28日号外政令第11号)

///内閣による

無症状感染者について、令和2年1月28日号外政令第11号

<と>

///大臣による

感染症指定令及び改正された感染症法による指定・感染症法第6条第3項の「二類感染症」相当としていたが、感染症令において、感染症法第6条第8項の指定感染症と指定する処分

<を>

///厚生省による

2023年4月28日厚生省令74号5月8日施行

《シ》通知・事実行為その他

適用違憲

予防接種法・感染症法・特措法などを含むすべての違法違憲無効な改正法規を前提とした、処分行為を含むすべての通知は憲法13条・25条・29条違反で違憲である。

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

<ほ>

///厚生省による

2020年6月18日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」と題する事務連絡

<わ>

///厚生労働省による

2023年9月8日通知

事実行為その他

<い2>

///内閣総理大臣による

2020年1月30日新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)15条1項に基づく政府対策本部設置

<に>

///政府対策本部による

2020年3月28日特措法18条1項に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

<ぬ>

///閣議による

2023年2月7日特措法と内閣法の改正案による日本版CDCの土台となる「内閣感染症危機管理統括庁」新設 閣議決定 違憲無効

日本版CDC閣議決定・2023年5月31日日本版CDC「国立健康危機管理研究機構」設置法案は憲法1条(国民主権)違反で違憲無効である。年間数億ドルの特許収入のあるCDCやNIHに日本国民の体を差し出す植民地政策である。

ランド・ポール上院議員「新たな文書によって、コロナについてのファウチの嘘が再び裏付けられた。ファウチが責任者だったNIHが18年に武漢研究所と共同で、感染力の高いウィルスの開発を提案していた。しかもそれはファウチだけではなく、15の政府機関が知りながら黙っていた」

<https://www.hsgac.senate.gov/media/aps/dr-paul-sends-letters-to-fifteen-federal-agencies-after-discovering-their-knowledge-of-risky-defuse-project/>

(D3)

財務会計上の行為は法令の規定に従わなければならないが議会の議決があったからといって法令上違法な支出が適法な支出になるわけではない 最大判昭37・3・7

上記(ソ)(ウ)(シ)違法違憲無効な立法行為行政行為事実行為・違憲違法無効な特例承認・厚生労働大臣指示を前提とした国会・川口市議会・埼玉県議会のPCR検査・発生届出受理・ワクチン接種実施含むすべての令和2・3・4・5・6年度コロナ関連予算決議(D3)は違憲違法・無効である。

(ソ)(ウ)(シ)(D3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下配あてはめが可能になる。

予算決議が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決)

行政行為(ソ)(ウ)(シ)(D3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 届出受理(D)(レ)(ミ)厚生労働大臣指示・特例承認すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。

憲法13条・25条・29条適用違憲・予防接種法1条感染症法1条新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反・公序良俗違反(民法1条1項)・東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法違反・憲法9条違反で無効な予算決議は著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合にあたる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 内9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・26 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・28 T1 file/02/syokkel2.pdf

1. 適用違憲 憲法13条・25条・29条違反で予算決議は違憲

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により予算決議は違憲無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

2. 予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で予算決議無効

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。)1条「新型インフルエンザ等」にあたらない

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律1条「感染症」にあたらない

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は予防接種法1条「伝染のおそれがある疾病」にあたらない。

存在することが前提とされている？法定病原体は厚労省が検体・見本・標本・文書を保有していないので同定不能(乙37)であり、対照実験が行われていないので同定不能(丁2)である。

2024年1月9日ファウチ氏が米下院特別小委員会で研究所起源説が陰謀論ではないと認めたように、仮に存在することが前提とされている？法定病原体が、研究所で人為的に組成された病原体SARS-CoV-2(病原体名称あるが病原性未証明)と同定された場合、研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)については、予防接種法・感染症法・特措法に研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)、つまり自然界ではあり得ないような遺伝子再集合技術を使ったウイルス株を含むという立法事実が存在しなかったため、予防接種法1条・感染症法1条・各法1条の目的に合致しない

予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で予算決議は違法無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

3. 公序良俗違反で無効(民法1条1項類推適用)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)に關し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される場合、

無権限者による発生届受理・委託契約・ワクチン接種実施・処分行為(通知)・無効な特例承認により、

景品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)・予防接種実施規則5条の2違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条14条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)の違法違憲性の要件事実推定されるにもかかわらず、

行為主体その他担当者が「刑法239項2項違反を継続し、他の違法行為の期待可能性があるにもかかわらず、傷害罪・殺人予備罪・虚偽公文書作成行使等罪・背任罪・証拠隠滅罪の構成要件に該当し違法性阻却事由不存在が推定される幫助行為・実行行為を継続している。また実施主体が説明義務の原始的不能・後発的不能を認識・認容しながら実施している。

よって予算決議は公序良俗違反で無効である。(民法1条1項類推適用) 予算決議

は公序良俗違反無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

4. 東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反

FDA scientists warned their colleagues about the dangers of rushing COVID-19 vaccine approval. The FDA ignored the warning, dismissed the scientists, and went forward with accelerated approval anyways. Days later, the Biden Admin mandated the vaccine. ワクチン公聴会で分科会委員長が「FDA 長官に召喚された証人に質問。議員「100%安全なワクチンは存在するのか？」全証人「ない」ではなぜ、バイデン政権は傷害報告制度や補償制度が十分に整備されないまま接種を義務づけたのだらうか？

日本国内でも黒塗り不明成分の強制接種・事実上強制の職域接種があった

予算決議により、黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程バイアルの強制接種が可能になっている。治療中である旨のICインフォームドコンセントが行われておらず黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程があることを認識できないからである。東京高裁平成4年12月18日「予防接種被害東京集団訴訟」判決の先例拘束性を無視した黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程バイアルの強制接種はニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)

東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反しているので、予算決議は違法無効である。「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

5. 憲法9条違反で違法・無効 (論点1Dイ)

湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国籍軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けていなかった。(崎谷MDの著作物に英文引用元資料が掲載されていますが、1部の英文引用元資料が削除されています。)

岸田首相のNATO会議参加・NATO東京連絡事務所設置は憲法9条違反で適用違反である。ファイザーやモデルナは下請け製薬会社として認可を受けるためにラベルを張っているだけであり、生物兵器産業を正当化するための米国国防総省 project(乙3)であるmRNAワクチン接種事業への予算投入国会決議地方議会決議はすべて憲法9条違反で違法・無効である。

ハワイ州弁護士アーロン大塚氏によるOTA契約(乙3)の解説

軍事プロジェクトを民間のプロジェクトと取違しているのが新型コロナワクチンの正体を多くの人は把握できない。遺伝子トランスフェクション注射(俗称新型コロナワクチン)は軍産複合体の生物兵器のプロジェクトである。米国の国防省(DOD)は 10 U.S.C. 4021条に基づき「その他の取引権限(OTA)」が付与されていて、特定のプロトタイプ、研究、および生産に関するプロジェクトを実行できる。これは2016年の国防権限法(NDAA) セクション846による。そして国防総省は現在、10 U.S.C. 4021条に基づいて、(1) 研究、(2) プロトタイプ、および(3) 生産目的で OT を授与する恒久的な権限を持っている。ファイザーに遺伝子トランスフェクション注射を国防省が発注した目的は1)生物兵器の研究のため2)生物兵器のプロトタイプをつくるため3)生物兵器の生産のためのどれかである。たぶん全部であろう。そして生物兵器の治験を公衆衛生のワクチンと呼ばば、ワクチンが有する広範囲な免責制度が機能して、生物兵器試験の災害の責任から免責されるよう企図されたからである。陸軍とファイザーのOTA契約は2020年7月に締結された。資料参照。新型コロナワクチンに於いてファイザーは単に国防省のOTA契約(乙3)による下請会社。

何度も繰り返して言うが、新型コロナワクチンは軍事プロジェクトである。ファイザーは単に下請け。日本の傀儡政権も単に下請け。グローバリストの一部である軍産複合体の傀儡が日本支配しているから生物兵器の治験場となる。思いやりでも何でもない軍事プロジェクトである。それに多くの生物兵器の武器商人達がぶら下がっている構造。

憲法9条違反で違法無効により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

6. クリーンハンズの原則により、川口市予算決議について適法性は推定されない

川口市は、担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件該当性認定される実行行為をおこなっており、違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので(論点1B ロ f2)、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない

川口市は、担当者が刑法204条208条障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪の構成要件該当性認定される幫助行為をおこなっており違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない

川口市は、市長が刑法247条背任罪構成要件該当性認定される実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない

川口市はワクチン接種推進室長・市長が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない。

川口市は監査委員が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない。

川口市は監査委員が86号監査請求書受理日より違法な監査結果表明により証拠隠滅を行っており、クリーンハnzの原則により、予算決議について適法性は推定されない。

重大性・明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(ド)(レ)(ミ)について地方自治法第2条14違反

「重大性・明白性」要件判断先行判例は下記のようなものがある。最判昭36・3・7 東京高判昭34・7・7 最三判昭34・8・22 最判昭48・4・26 最判昭35・12・7

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jo/detail2?id=54932

しかし厚労省自身が法定病原体に関するdata保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体についての同定作業に関する「重大性・明白性」要件判

断先行判例はない。存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する検査補助金給付権限・発生届出受理権限と、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する弱毒化されていないワクチン接種に関する委託契約権限・実施権限・処分行為(通知)権限・補助金給付権限に関する「重大性・明白性」要件判断先行判例もない。

最判昭37.7.5判例は瑕疵が明白であるということは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である場合を指すとしている(最判昭37.7.5)

厚労省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定され(丁2)、同定作業不能にもかかわらず、感染症名の入力頭面のない(乙1(5類以降前のみ))無効な発生届が受理されているので、予防接種法附則第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足であり(論点1A ロ a)、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に関する、検査補助金給付権限・発生届出受理権限と、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する弱毒化されていないワクチン接種に関する委託契約権限・実施権限・処分行為(通知)権限・補助金給付権限ないことは「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる (最判昭37.7.5)

補助金支出・発生届出受理・(ド)(レ)(ミ)行政行為と特例承認・厚生労働大臣指示の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(フ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(ド3)は違法違憲・無効であるので不当利得返還請求権(民法703条)の要件について「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

(行政行為 補助金支出・発生届出受理(ド)(レ)(ミ)特例承認・厚生労働大臣指示 すべてが明白性・重大性の要件充足する瑕疵であるので、当然無効により不当利得返還請求権(民法703条)の要件について「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足する。)

民法96条1項類推適用による判明成分に対する取り消し意思表示完了済後援者について「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。

違法な行政行為(法律行為と事実行為)であるためには法令上の要件と公益に合致していないなければならない<ア><イ><ウ><エ>。

(ド)(レ)(ミ)行政行為の目的物SARS-CoV-2ワクチンとは下記である

① 令和3年2月14日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ防法、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー

株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）特例承認

② 令和3年5月21日 ウイルスベクターワクチン（販売名：バキセプリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日）特例承認

③ 令和3年5月21日 mRNAワクチン（販売名：COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日）特例承認

④ 前記①に追加して令和4年1月21日 mRNAワクチン（販売名：コミナティ筋注5～11歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、申請年月日：令和3年11月10日）特例承認

⑤ 令和4年9月12日 mRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年8月8日）特例承認

⑥ 令和4年9月12日 mRNAワクチン（販売名：スパイクバックス筋注、一般名：コロナ7ウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名：モデルナ・ジャパン社、申請年月日：令和4年8月10日）特例承認

⑦ 前記①及び④に追加して令和4年10月5日 mRNAワクチン（販売名：コミナティRTU筋注8か月～4歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和4年7月14日）特例承認

⑧その後 一部変更承認申請で申請され特例承認されたすべての（SARS-CoV-2）ワクチン

【D】委託契約について

＜A＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること（主体的要件）

川口市内の代理人埼玉県知事と埼玉県知事の代理人全国知事会甲は、特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通知文書（健感発0210～5号）で定義された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に対して使用するための契約権限を与えられていない。SARS-CoV-2も南アフリカ起源オミクロン株も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである。この点無権代理人による契約となっており（民法113条1項）委託契約は重大性・明白性の要件充足し違法無効である。

代理契約の当事者相手方である日本医師会乙も無権代理行為を行っている。契約当事者本人である川口市丙は、厚労省自身が「厚労省通知文書（健感発0210～5号）」で定義された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の検体・見本・標本・文書を保有していないので（証拠乙37 値0716第12号 参照）、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と（健感発0210～5号）で定義された法定病原体との同定作業が不可能なので（丁2 参照）、無権代理契約追認不可能である（民法113条1項）。

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする代理委託契約権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚労省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず（乙37）、対照実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定されるので（丁2）、同定作業不能にもかかわらず、感染症名の入力画面のない（乙1（5類以降前のみ））無効な発生届が受理されたので、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする代理契約権限存否については、

予防接種法附則第7条（令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。）要件非充足でもあり（論点1A ロ a）、「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる（最判昭37.7.5）

承認外成分を含有する未承認工程プロセス2バイアルは未承認製剤であるが（論点1C イ c）、弱毒化されていない未承認製剤を目的物客体とする、代理契約権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

主体に関して、委託契約代理人である知事と本人川口市はそれぞれの所属自治体担当者が刑法158条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法65条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなってきており、違法性阻却事由が不存在であることが推定されるので（論点1B ロ 12 f3）、クリーンハンスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性は推定されない。

川口市は監査委員が86号監査請求書受理日より違法な監査結果表明による証憑閲覧を行っており、クリーンハンスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件につ

いて適法性は推定されない。

<イ><ウ><エ>の要件について適法性の立証責任は市長とワクチン接種室長側にある

<イロ>

1. 適用違憲 憲法13条・25条・29条違反で委託契約は違憲

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により委託契約は違憲無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

2. 予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で委託契約無効

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。)1条「新型インフルエンザ等」にあたらない

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律1条「感染症」にあたらない

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は予防接種法1条「伝染のおそれがある疾病」にあたらない。

存在することが前提とされている？法定病原体は厚生省が検体・見本・標本・文書を保有していないので同定不能(乙37)であり、対照実験が行われていないので同定不能(T2)である。

2024年1月9日ファウチ氏が衆下院特別小委員会で研究所起源説が陰謀説ではないと認めたように、仮に存在することが前提とされている？法定病原体が、研究所で人為的に組成された病原体SARS-CoV-2(病原体名称あるが病原性未証明)と同定された場合、研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)については、予防接種法・感染症法・特措法に研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)、つまり自然界ではあり得ないような遺伝子再集合技術を使ったウイルス株を含むという立法事実が存在しなかったので、予防接種法1条・感染症法1条・各法1条の目的に合致しない

予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で委託契約は違法無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

3. 公序良俗違反で無効(民法1条1項類推適用)

無権限者による発生届受理・委託契約・ワクチン接種実施・処分行為(通知)・無効な特例承認により、景品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)・予防接種実施規則5条の2違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条14条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)の違法違憲性の要件事実が推定されるにもかかわらず、

行為主体その他担当者が罰罰法239項2項違反を継続し、他の適法行為の期待可能性があるにもかかわらず、傷害罪・殺人予備罪・虚偽公文書作成行使等罪・背任罪・証拠隠滅罪の構成要件に該当し違法性阻却事由不存在が推定される補助行為・実行行為を継続している。また実施主体が説明義務の原始的不能・後発的不能を認識・認容しながら実施している。

よって委託契約は公序良俗違反で無効である。(民法1条1項類推適用) 委託契約は公序良俗違反無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

4. 東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反

FDA scientists warned their colleagues about the dangers of rushing COVID-19 vaccine approval. The FDA ignored the warning, dismissed the scientists, and went forward with accelerated approval anyways. Days later, the Biden Admin mandated the vaccine. ワクチン公聴会で分科会委員長がFDA長官ら召喚された証人に質問。議員「100%安全なワクチンは存在するのか？」全証人「ない」ではなぜバイデン政権は傷害報告制度や補償制度が十分に整備されないまま接種を義務づけたのだろうか？

委託契約により、黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程/バイアルの強制接種が可能になっている。治験中である旨のICインフォームドコンセントが行われておらず黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程があることを認識できないからである。東京高裁平成4年12月18日「予防接種被害東京集団訴訟」判決の先例拘束性を無視した黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程/バイアルの強制接種はニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)

東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反しているので、委託契約は違法無効である。

「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

5. 憲法9条違反で違憲・無効 (論点1Dイ)

湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けなかった。(崎谷MDの著作物に英文引用元資料が掲載されていますが、1部の英文引用元資料が削除されています。)

岸田首相のNATO会談参加・NATO東京連絡事務所設置は憲法9条違反で適用違憲である。ファイザーやモデルナは下請け製薬会社として認可を受けるためにラベルを張っているだけであり、生物兵器産業を正当化するための米国防総省

project(乙3)であるmRNAワクチン接種事業委託契約はすべて憲法9条違反で違憲・無効である。

ハワイ州弁護士アーロン・大塚氏によるOTA契約(乙3)の解説(乙3)5参照

憲法9条違反で違憲無効により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

<イ> (イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ニ)(ホ)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)

その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ公益に合致していること(内容的要件)

■ 委託契約目的物の属性に関し 論点1A1B1D

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ニ)(ホ)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)。

食品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定についての立証責任不履行 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない。

<ウ>その行政行為(法律行為)が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

発生届出受理と(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)行政行為の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(乙3)は違法違憲・無効である

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「6 feet apart」 social distancing recommendation promoted by federal health officials was likely not based on any data. 」と連邦政府保健当局が推進した「6フィート間隔」の社会的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。また研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

《イ》《ラ》《シ》《ド3》に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される場合、

下記厚労省先行行為《ミ》が重大性明白性の要件を充足する瑕疵であるので違法無効となる。先行行為が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

《エ》その行政行為(法律行為)が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)、

全国統一の様式 3-4-5 契約書というひながたの内容に沿っているものの《ア》《イ》《ウ》の要件を充足していないので、無意味である

《オ》《イ》《ラ》《シ》《ド3》に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

先行行為が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

《ソ》《ラ》《シ》《ド3》に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

委託契約を根拠とする委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為《ド》委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為

は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

《ソ》《ラ》《シ》《ド3》に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

委託契約を条件とする接種券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令などの後行行為も、先行行為《ド》委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

《レ》コロナワクチン接種実施について

市町村によるコロナワクチン接種実施の法的性質は市民との関係において、接種は強制ではないと主張されながらも下記abcdefの理由で意思表示を要素とする法律行為的行政行為「命令的行為」と解釈する。しかし必ずしも命令的行為と想定できない事例は、事実行為・その他、と解釈する

a 旅行支援などワクチン非接種者に対する差別的な取扱いをするさまたち憲法14条違反の政策が施行されていた

<https://www.saihan.or.jp/proclamation/001042.html>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 45pageなどは、憲法29条財産権を間接的に侵害しており憲法14条違反である

https://www.chisou.go.jp/iriki/rinjikoufukin/pdf/20220428_youkou.pdf

b 作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ f1 f2 f3)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)により希望表明が提供されている

c 治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないがホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないために、特例承認書類の黒塗りされていた不明成分・黒塗り不明製造工程・バイアルについては強制と同義である。その後ファイザー 2023年5月2日以降(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日以降)、治験は終了しているはずなのに黒塗りされている不明成分が全く公開されないで、特例承認書類の黒塗りされている不明成分・黒塗り不明製造工程・バイアル接種について強制と同義である。2価ワクチンとXBB1.5系統対応ワクチンは 一部変更承認申請で申請され承認されたワクチンなので起源・黒塗り不明成分・黒塗り不明製造過程を引き継いでいる。

川口市の事例ではないが、**所蔵**氏御尊父3回接種後死亡事例(論点2Aロ f)のように、「同意していない接種希望書」に希望の意思表示送達表明不存在の事例もあるので、黒塗り不明成分ではない判明成分でさえ、事実上強制されている事例がある。福岡地裁小倉支部令5ワ第421号 国家賠償等請求事件 死亡事例では親族の同意なく火葬され、解剖や免疫染色も行われていない。

4月30日時点17人目の国家賠償請求訴訟原告氏**所蔵**の母上どのの事例でも接種希望書署名がないとのことである。

毎日放送アナウンサー**所蔵**氏『無許可接種』

CBC放送の報道では北海道死亡事例で親族が検視結果の情報開示請求をしたところ、医師の意見を記した死体検査書はほぼ全て黒く塗り潰されている、とのことである。これでは死人に口なしの状況である。

d

ドイツでの集団訴訟は1つの法律事務所からの原告が2700人にまで達し、接種義務化に関与した者に対する人道に対する罪の疑いで約500件の刑事告訴状・刑事告訴状が2023年12月10日カールスルーエの連邦検察庁に提出された。法体を退した連邦議員568人、連邦参議院15人、連邦大統領、合憲判断を下した連邦憲法裁判所の判事8人。

日本語

クイーンズランド州最高裁により、警察官と救急隊員へのワクチン義務付けは「違法・無効」と判断された

日本では職域接種という事実上、強制と同義の接種が行われ、じっさいに接種を拒否することにより解雇に追い込まれた者がいた。

事実上強制の職域接種・黒塗り不明成分の強制接種・判明成分について民法96条

1項類推適用により詐欺取消し意思表示完了済(論点《レ》<ウ>b(4))接種については違法である。

g

妊婦にPCRと帝王切開を強制していたのは日本国だけであり、事実上強制接種と同義である。■■■■氏を始めミュージシャンたちは、コンサート開催条件にワクチン接種が義務付けられていた。事実上強制接種と同義である。

f

出入国の許可を受けるについて、日本人に対して、ワクチンの接種証明書を求め、それがない場合にはPCR検査の陰性証明書を求めていることになり、その前提としてワクチン接種とPCR検査受診の義務を課していた

<ア>その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

(1)

a、《ド》<ア>で述べたように委託契約が代理権限のない無権代理人による契約であり、本人川口市丙による追認不可能なので、川口市は実施権限なし。い。

委託契約適用違憲・委託契約予防接種法1条感染症法1条新型コロナウイルス等対策特別措置法1条等違反・委託契約公序良俗違反(民法1条1項)・東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法違反・委託契約憲法9条違反で無効なので実施権限なし。

実施権限ないので、支払支出命令権限なし

b、《ミ》処分行為が重大性明白性の要件充足するので、川口市は実施権限なし。

通知適用違憲・通知予防接種法1条感染症法1条新型コロナウイルス等対策特別措置法1条等違反・通知公序良俗違反(民法1条1項)・通知が東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法違反・通知憲法9条違反で無効なので実施権限なし。

実施権限ないので、支払支出命令権限なし

(2) 川口市自身の実施権限について

a、予防接種法第6条第3項要件非充足により厚労省大臣の指示は違法無効であり、特例承認は無効事由・取消事由がある(論点1A-abcde)

b、(論点1A-abcde)の1A-ibについて詳細

川口市は法定病原体(健感発0210-5号)に対するワクチン接種実施のみに対して実施権限が付与されており、SARS-CoV-2ワクチン接種に関する実施権限なし。支払支出命令権限なし。同定作業も行われていない 乙37参照

特例承認は予防接種法2条違反で無効(重大・明白な瑕疵であるので公定力なし)であるが(論点1A-イ)、ファイザーに関してはBNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)バイアルが使われていたならば、特例承認を受けたのはBNT162b2(プロトコルC4591001プロセス1)であり、BNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)を目的物とする実施権限はない(論点1C-イ c1)。治験でプロセス2で作られた投与量が投与されたのは約252人だけあり、これら252人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公的に公表されておらず(論点1C-イ c1 プロセス2論文参照)、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙19から乙29)にも公表されていないればプロセス1との類似性を確認できないからである

なおモデルナもファイザーと同じように、承認された製造方法とはちがうプロセス2のような大量生産方式バイアルが接種された。

「地方公共団体の長は財務会計行為を行うにあたりその原因となっている自己の権限に属する非財務会計行為に違法事由が存するか否かを審査調査しなければならず自己の権限に属する原因行為に違法事由があるにもかかわらず、それに対する是正措置をとらずに財務会計行為に及んだ場合には当該財務会計行為は財務会計法規上の義務である誠実執行義務に違反し違法である」大阪地判平成19年5月22日

実施権限ないので、支払支出命令権限なし

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物とする実施権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

厚労省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず(乙37)。

対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と事実認定され(丁2)、同定作不能にもかかわらず、感染症名の入力画面のない(乙1(5項以降のみ))無効な発生源が受理されたので、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする実施権限存否については、

予防接種法附則第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第5条第3項の予防接種とされている。)要件非充足でもあり(論点1Aロa)、「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる (裁判昭37.7.5)

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認製剤であるが(論点1Gイc)、弱毒化されていない承認製剤を客体とする実施権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

主体に因して、川口市は、担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは真横法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(論点1Bロ2)、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

川口市は、担当者が刑法204条208条障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

川口市は、市長が刑法247条背任罪構成要件該当推定される実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

川口市はワクチン接種推進室長・市長が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない。

川口市は監査委員が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない。

川口市は監査委員が66号監査請求受理日より違法な監査結果説明により証拠隠滅を行っており、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない。

<イ><ウ><エ>の要件について適法性の立証責任は市長とワクチン接種室長側にある

<イ0>

1. 適用違憲 憲法13条・25条・29条違反で実施は違憲

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により実施は違憲であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

2. 予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で実施違法

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。)1条「新型インフルエンザ等」にあたらぬ

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律1条「感染症」にあたらぬ

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は予防接種法1条「伝染のおそれがある疾病」にあたらぬ。

存在することが前提とされている?法定病原体は厚生省が検体・見本・標本・文書を保有していないので同定不能(乙37)であり、対照実験が行われていないので同定不能(丁2)である。

2024年1月9日ファウチ氏が衆下院特別小委員会で研究所起源説が陰謀論ではな

いと認めたように、仮に存在することが前提とされている？法定病原体が、研究所で人為的に組成された病原体SARS-CoV-2(病原体名称あるが病原性未証明)と同等とされた場合、研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)については、予防接種法・感染症法・特措法に研究所で組成された人為的改変部分含む病原体(病原体名称あるが病原性未証明)、つまり自然界ではあり得ないような遺伝子再集合技術を使ったウイルス株を含むという立憲事実が存在しなかったので、予防接種法1条・感染症法1条・各法1条の目的に合致しない

予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で実施は違法であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

3. 公序良俗違反(民法1条1項類推適用)

無権限者による発生届受理・委託契約・ワクチン接種実施・処分行為(通知)・無効な特例承認により、景品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)・予防接種実施規則5条の2違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条14条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を經由してニュルンベルク綱領適用)の違法違憲性の要件事実が推定されるにもかかわらず、

行為主体その他担当者が刑法239項2項違反を継続し、他の適法行為の期待可能性があるにもかかわらず、傷害罪・殺人予備罪・虚偽公文書作成行使等罪・背任罪・証拠隠滅罪の構成要件に該当し違法性阻却事由不存在が推定される幫助行為・実行行為を継続している。また実施主体が説明義務の原始的不能・後発的不能を認識・認容しながら実施している。

よって実施は公序良俗違反である。(民法1条1項類推適用) 実施は公序良俗違反であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

4. 東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反

FDA scientists warned their colleagues about the dangers of rushing COVID-19 vaccine approval.The FDA ignored the warning, dismissed the

scientists, and went forward with accelerated approval anyways.Days later, the Biden Admin mandated the vaccine.ワクチン公聴会で分科会委員長が「FDA長官ら召喚された証人に質問。議員「100%安全なワクチンは存在するのか？」金証人「ない」ではなぜバイデン政権は傷害報告制度や補償制度が十分に整備されないまま接種を義務づけたのだろうか？

実施により、黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程バイアルの強制接種がおこなわれている。治験中である旨の)Cインフォームドコンセントが行われておらず黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程があることを認識できないからである。東京高裁平成4年12月18日「予防接種被害東京集団訴訟」判決の先例拘束性を無視した黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程バイアルの強制接種はニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を經由してニュルンベルク綱領適用)

東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反している、実施は違法である。

「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

5. 憲法9条違反で実施違憲 (論点1D-I)

湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国籍軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けなかった。(崎谷MDの著作物に英文引用元資料が掲載されていますが、1部の英文引用元資料が削除されています。)

岸田首相のNATO会議参加・NATO東京連絡事務所設置は憲法9条違反で適用違憲である。ファイザーやモデルナは下請け製薬会社として認可を受けるためにラベルを張っているだけであり、生物兵器産業を正当化するための米国国防総省project(乙3)であるmRNAワクチン接種事業委託契約はすべて憲法9条違反で違憲・無効である。

ハワイ州弁護士アーロン大塚氏によるOTA契約(乙3)の解説(ド3)5参照

憲法9条違反で実施違憲により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

<イ> <ウ>(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)

その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 実施目的物の属性に関し 論点1A1B1D

製品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定についての立証責任不履行 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点 1C 1E

予防接種実施規則5条の2違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・憲法13条21条25条31条32 条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

発生源出受理と(ド)(シ)(ミ)行政行為の前提となるすべての立法行為行政行為事案行為(ウ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(ド3)は違法違憲・無効である

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「6 feet apart」 social distancing recommendation promoted by federal health officials was likely not based on any data. 」と連邦政府保健当局が推進した「6フィート間隔」の社会的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。また研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

(ウ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種

法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)。

手続的要件については実施の手引き <https://www.mhlw.go.jp/content/001025483.pdf> にしたがっていると推察されるが下記厚労省先行行為(ミ)が重大性明白性の要件を充足する組織であるので違法無効となり、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

a 実施の手引き 説明義務について 102 page

安全性有効性の判断権者は厚労省であったとしても安全性有効性の説明伝達義務は使者その他として実施主体の市町村にある。厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1Aロで言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。4歳以下含む川口市民へのワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。また、因果関係認定FORMULA 1(論点1C イd3)の原則により有効性は永遠に判断されることはないので、この点も説明義務履行原始的不能事由である。

また、HERSYSのdata詐欺事件で未記入を未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナウイルス感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22～28日以降の分から接種歴別dataのADB資料公表をしません。この点利益相反のない第3者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が後発的不能ともなっている。また予防接種法12条違反により届出不履行になっているので(論点1C イa2)、この点も説明義務履行後発的不能事由である。

なにより論点2Aロ部分で不作為による無回答をlist化したように、川口市長とワクチン接種室長が不作為により各法法令違反などや論点1Bロfについての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能・後発的不能の客観的事実と推定される(民法159条1項)

市長・ワクチン接種室長は53号監査結果11pageで「安全性有効性の判断権者は厚労省」と126号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ、実施主体説明義務の原始的不能・後発的不能に関する擬制自白が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で擬制自白の証拠としての提出がなされるであろう

b 実施の手引き 文書による同意 92 page

医師による治療行為は、一般的に「傷害罪」の構成要件にあたるが、患者の「同意」の存在は違法性阻却事由に該当する。ニュルンベルク裁判では、医師が患者の許可を得ずに実験を行った場合、戦争犯罪であると判断された。インフォームド・コンセントのない弱体化されていないワクチン投与は、ニュルンベルク・コード第1条、第3条、第5条、第7条、第8条に違反する重大な不当実験罪を構成する。(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用) 予防接種実施規則5条の2違反

監査請求人は126号監査請求結果で受領した「接種者が同意している」という主張に対して、同意の有効性に関する反論を主張していたが、53号監査請求結果で通知された「希望確認」は同意の有効性に関する否認にも抗弁にもあたらない。監査請求人は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ擬制自白が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で擬制自白の証拠としての提出がなされるであろう

(0) 予診票

予診票に記載されている「接種希望します」は民法的な片務的意思表示送達表明文書であり、不利益事項に同意をまったくしていない。少なくとも日本国刑法典内で規定されている「同意」にあたらない。

代読者用のひな型にのみ同意書と記載されている。両方とも、EU議会でファイザー社役員による感染予防効果は試験されていない旨の発言があったにもかかわらず、感染予防目的との記載がある。

<https://www.city.noshiro.lg.jp/up/files/www/kurashi/coronavirus/vaccine/pdouisyo.pdf>

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinogowhou/kenkou-kenshin/files/douisyo.pdf>

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/konosu-vaccine/7457.html>

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kenko/yobotsaku/1043309/1043602.html>

予診票に記載されている「予防接種健康被害救済制度」説明義務については、存在することが前提とされている？法定病原体に対するワクチン健康被害救済についての説明義務であり、SARS-CoV-2ワクチンに関する支給権限が自治体にないことの説明をしていない

(1) 同意の有効性

同意の対象は、結果を含む構成要件該当事実であり、特にその結果について同意していることが必要とされるので、障害未遂(暴行)・傷害までしか同意していないところ、致死傷の結果についてまでは同意していないので同意は無効である。

この点、「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」by 厚労大臣「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」by 分科会担当者「きわめてまれな副反応」by 厚労省担当者「一部の見解から」by 監査委員 などという個人の主観的な感想はまったく周知されるべきではない。利益相反問題が解決していないからである。単純に、証拠乙11・丙05のような、生dataを提示して、それでも同意書に署名をした場合は致死傷の結果についてまで同意している、ということである。乙11・

丙05のような生dataの提示もなく、接種希望者は同意書ではないので、致死率の結果についてまでは同意していない

医療業界から武見敬三氏への献金、2億2000万円超について報道1930 上脇博之教授「どう見てもお金で国の政策が買われている」とコメントされた。

(2) 同意に瑕疵がある場合

作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ11 12 f3)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望者に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日まで治験 by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)による錯誤に基づく同意は、惹起される結果の法益侵害性やその法的評価に影響を与えるような事実について錯誤に陥っていた場合、同意の法的行為が否定される。

(a)とくに《ド》《レ》《ミ》行政行為について、権限のない行政庁により、明白性・重大性の要件を充足する違法無効な行政行為が行われている点は「法的評価に影響を与えるような事実」にあたるので同意は無効である

(b)証拠乙37(令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書健0716第12号参照)について、存在することが前提とされているから、厚労省は法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。あるいは厚労省は法定病原体に関する資料を保有していないから存在することが前提とされているのであろうか？

存在することが前提とされている？法定病原体に対するワクチンが接種されていないことの説明がないので、同意は無効である。

(c) 南アでファイザーと政府の契約書が裁判所命令で公開された。日本の供給契約書にもワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的な副作用は不明と記載されている可能性について告知されていないので同意は無効である

(3) 実施権限なき主体に対する同意

そもそも実施権限のない実施主体に同意受領能力なし

弱毒化されているノババックス除く川口市民すべての接種者の同意は、積極的に自傷行為を望んでいたような例外を除き無効である

(4) 黒塗り不明成分のぞく判明成分についての民法96条1項類推適用にもとづく希望の意思表示取消し

Monday, February 19th, 2024 at 7:58 AM 川口市在住接種券番号[黒塗り]
接種者が、Wednesday, June 15th, 2022 at 12:58 接種医師あて取消しの意思表示を送達済1回目2回目接種について民法96条1項類推適用にもとづく希望の意思表示取消しの再意思表示をワクチン接種室長あてで下記のように送付した。

「川口市による接種実施の申し出の意思表示に

「景品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)・予防接種実施規則5条の2違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条14条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)」にもとづく欺罔による実施提供意思表示の申し出がされたので、

民法96条1項類推適用にもとづく希望の意思表示を取消しさせていただきます。ワクチン予防接種とワクチン接種記録表に記載されている、希望しますのチェックBOXをはずして空欄にしてください。

とくに川口市担当者自身の薬機法66条68条違反については広報誌・websiteに「重症化予防効果」についての記載がありました。住民監査請求の証拠では感染予防効果に関する不開示決定通知書しか提出されていませんでしたが、厚労省・感染症に重症化予防効果についても開示請求すると、保有していないとの不開示決定が出ています。また2024年2月16日財務金融委員会原口元総務大臣の質問に対する厚生労働省佐々木部長答弁でも「効果を 今 調べてる」との回答です。それにもかかわらず、2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために

行うと回答されています。そして回答に対する反論に対し回答拒絶を現在に至るまで継続しています

仮に上記の法令違反がなかったとしても、そもそも不利益事項の同意はしていないにもかかわらず「希望します」などと表示していることによってワクチン接種室長が「同意は有効」などと回答してくる点そのものが欺罔による意思表示の申し出(民法96条1項類推適用)にあたります。同意などという文字が予診票のどこかに記載されているのでしょうか？」

Thursday, February 22nd, 2024 at 5:33 PM ワクチン接種室長は「市が保有する個人情報の訂正の請求」により取消の意思表示を手続き完了する、と回答された。
予11 file / 02 / 20240222.png

予診票に同意の文字が全くないので、もともと同意は不存在ではあったが、判明成分について民法96条1項取消により、同意は有効などとワクチン接種室長から回答されることがなくなり、取消の効果は遡及効なので、判明成分についての民法96条1項類推適用にもとづく希望の意思表示取消した接種者について刑法204条208条障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪の違法性阻却事由不存在が確実と推定される。

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号)

<オ>

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

実施に関する委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為(シ)が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・26 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

実施に関する接種券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令などの後行行為も、先行行為(シ)行政行為が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei2.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・26 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

(ニ)前提としての厚労省から市町村である川口市に対する接種実施するための通知(処分行為もしくはその他)

国が川口市に対し、コロナワクチンを供給し、対象年齢の接種を行うよう、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知することは法所定の処分行為(その他法律行為)に該当する。

<ア>その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

今まで行われてきたHERSYS発生届は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いてすべて無効であるので、予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるも

のに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるとき」に該当しない。厚労省自身が「厚労省通知文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の検体・見本・標本・文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので(丁2 参照)、HERSYS発生届が後発的に有効となることもない。よって予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足である。

つまり、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知する権限がない

判例について

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする処分行為(通知)権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

厚労省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と認定され(丁2)、同定作業不能にもかかわらず、感染症名の入力画面のない(乙1(5類以降前のみ))無効な発生届出受理されたので、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする処分行為(通知)権限存否については、

予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足であるので(論点1Aロa)「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる (最判昭37.7.5)

承認外成分を含有する未承認工程プロセス2/バイアルは未承認製剤であるが(論点1Cイc)、弱毒化されていない未承認製剤を客体とする処分行為(通知)権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

主体に関して、厚労省は担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので(論点1Bイ)、クリーンハンスの原則に

より、下記<イ><ウ><エ>の要件について適法性は推定されない

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 柴辻 武内 井上氏は証人丁00 荻川上院議員が中国初期映像がfakeであることを確認している点についての監査請求人の「ご自身も、covid 19初期段階の中国からの映像がfakeであることを認識されながら、接収事実を継続されてきたという理解でよろしいでしょうか?」という問い合わせに対して2023年8月13日12:18 PMと 8月14日07:44 AM以降 回答拒絶を継続している。回答拒絶を継続している点について、関東管区行政評価局あてでcomplaints届出された、2024/03/20 01:12 AM 関東管区行政評価局受領。

<イ>

1. 適用違憲 憲法13条・25条・29条違反で通知は違憲無効

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は13条「公共の福祉」に該当しない。

生命身体は国民の財産権のうちの1つであるが、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は29条「公共の福祉」に該当しない。

憲法13条・25条・29条違反により通知は違憲無効であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

2. 予防接種法1条・感染症法1条・新型インフルエンザ等対策特別措置法1条等違反で通知違法無効

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。)1条「新型インフルエンザ等」にあたらぬ

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律1条「感染症」にあたらぬ

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが

病原性未証明)による、発生したことが前提とされている感染症は予防接種法1条「伝染のおそれがある疾病」にあたらぬ。

存在することが前提とされている？法定病原体は厚生省が検体・見本・標本・文書を保有していないので同定不能(乙37)であり、対照実験が行われていないので同定不能(丁2)である。

3. 公序良俗違反(民法1条1項類推適用)による通知無効

無権限者による発生届受理・委託契約・ワクチン接種実施・処分行為(通知)・無効な特例承認により、景品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)・予防接種実施規則5条の2違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条14条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を經由してニュルンベルク綱領適用)の違法違憲性の要件事実が推定されるにもかかわらず、

行為主体その他担当者が刑法239項2項違反を継続し、他の適法行為の期待可能性があるにもかかわらず、傷害罪・殺人予備罪・虚偽公文書作成行使等罪・背任罪・証拠隠滅罪の構成要件に該当し違法性阻却事由不存在が推定される補助行為・実行行為を継続している。また実施主体が説明義務の原始的不能・後発的不能を認識・認容しながら実施している。

よって通知は公序良俗違反で無効である。(民法1条1項類推適用) 通知は公序良俗違反であり「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

4. 東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反

FDA scientists warned their colleagues about the dangers of rushing COVID-19 vaccine approval. The FDA ignored the warning, dismissed the scientists, and went forward with accelerated approval anyways. Days later,

the Biden Admin mandated the vaccine. ワクチン公聴会で分科会委員長が「FDA 長官ら召喚された証人に質問。議員「100%安全なワクチンは存在するのか？」全証人「ない」ではなぜバイデン政権は傷害報告制度や補償制度が十分に整備されないまま接種を義務づけたのだろうか？

通知により、黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程・バイアルの強制接種が可能になっている。治験中である旨のICインフォームドコンセントが行われておらず黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程があることを認識できないからである。東京高裁平成4年12月18日「予防接種被害東京集団訴訟」判決の先例拘束性を無視した黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程・バイアルの強制接種はニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を經由してニュルンベルク綱領適用)

東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法に違反しているので、通知は違法無効である。

「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

5. 憲法9条違反で通知違憲 (論点1D-イ)

湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国籍軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けなかった。(崎谷MDの著作物に英文引用元資料が掲載されていますが、1部の英文引用元資料が削除されています。)

岸田首相のNATO会議参加・NATO東京連絡事務所設置は憲法9条違反で適用違憲である。ファイザーやモデルナは下請け製薬会社として認可を受けるためにラベルを張っているだけであり、生物兵器産業を正当化するための米国国防総省 project(Z3)であるmRNAワクチン接種事業厚生省通知はすべて憲法9条違反で違憲・無効である。

ハワイ州弁護士アーロン大塚氏によるOTA契約(乙3)の解説(丁3)5参照

憲法9条違反で通知違憲無効により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定される。地方自治法第2条14項違反地方自治法第2条第16項違反

<イ> (ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)

その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 処分行為(通知)目的物の属性に関し 論点1A1B1D

食品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定についての立証責任不履行 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

発生届出受理と(ド)(レ)(ミ)行政行為・特例承認・厚生労働大臣指示の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(ソ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(ド3)は違法違憲・無効である

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「8 feet apart” social distancing recommendation promoted by federal health officials was likely not based on any data.」と連邦政府保健当局が推進した“6フィート間隔”の社会的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。また研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法が適用される場合)、権限なき主体による予防接種法(昭和23年法律第68号)第28条の規定により第一号法定受託事務

の通知

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

権限なき主体による通知文書として処分行為が行われている

<オ>

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

先行行為が著しく合理性を欠きそのために予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

委託料支払い債務履行のための支配支出命令などの後行行為も、先行行為(ミ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukel.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukel2.pdf

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に關し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

接種券送付のための印刷代金郵送代金支配支出命令などの後行行為も、先行行為(ミ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為 a1 a2 a3 (ド)b(レ2)c1 c2 d e2 の法的責任 <カ> a2 a3 b c1 c2 d <キ> <ク>a1a2a3 b c1c2 d e2

<カ>刑事的責任

a

a1 存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業が行われていない
公費負担保険適用PCR支出・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出をし、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還(民法703条)元本債務不履行と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条)不履行は「他人の事務を処理する者」主体である市長と障害福祉課長による 背任罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される

(1)構成要件該当性

「他人のためにその事務を処理する者」について

市に対し民法644条 善管注意義務を追っている市長は「他人のためにその事務を

処理する者」にあたる。身分者「他人のためにその事務を処理する者」と共働することによって、背任罪の共同正犯・教唆犯・幫助犯が成立し得る(大審院昭和8年9月29日判決)。

「任務違背行為」について

「法律上の原因なく(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せず」に不当利得返還請求権不行使継続は「任務違背行為」にあたる

「損害」について

不当利得返還債務元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの国に対する法定利息支払債務の期間の進行は「損害」にあたる。本人・川口市の損害が生じていなければ、背任未遂罪が成立する。

(2)違法性阻却事由不存在

2024年1月9日米下院特別小委員会でファウチ氏は研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。論点1A参照

<https://oversight.house.gov/release/wensirvp-releases-statement-following-dr-faucis-two-day-testimony/>

2024年5月1日米下院司法委員会公聴会Chairman氏「ホワイトハウスは研究所流出説を後援するよう圧力をかけた」論点1E参照

厚生省は法定病原体(健康第0210-5号)に関する。見本・標本・検体・文書を保有していない。(Z37)。ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と事実認定される。

行政行為(ウ)(ラ)(シ)(ド3)は違憲違法無効である。

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他に人工改変された病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しないので、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他1条違反であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他は適用されない。

監査委員は中島訴訟学費保険訴訟・薬害エイズ訴訟の先例拘束性を無視しているが、国が決めればすべて合法であるならば非加熱製剤の使用について、薬害エイズ訴訟で有罪判決が確定した松村氏も国の決めた業務だから合法という抗弁を提出して無罪判決を勝ちとれたはずである。国が決めればすべて合法であるならばそもそも検察組織や警察組織・司法警察職員は存在しないはずである。(ただし司法警察職員による主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない)なお、HIVとAIDSの関係も不明ではあるが、仮に輸血した血液に問題があつて後天的に免疫不全になったとしても、HIVさえ見つければ、原因はHIVとされていた。

(3)期待可能性

仮に権限なき主体として第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ウ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 補助金支出・届出受理(ド)(し)(ニ)特例承認・大臣指示すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長と障害福祉課長、その他担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。

(4)主観的要件としての故意・過失

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(あ) 氏は広島県内の有権者219人分の告発状を広島地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不

存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚労大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上臨博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党議拘束に従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康増進法Q210-5号)が自然発生したものとして同定確認済みでありSARS-CoV-2も自然発生したものとして同定確認済みで、両者がidenticalであり病原性証明済みと認識している場合、民法644条善管注意義務にもとづき、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害賠償請求状を国際裁判官轄地裁判所に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽くするべきであるが、そのようなこともせず、不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

(い)証拠乙37丁2乙1に基づき「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せず、不当利得返還請求権不行使継続

///刑法247条主観的要件目的犯について

阪口徳雄弁護士ら大阪で義友問題を追及してきたグループによる告発状に意見書を書かれた松宮孝明立命館大学法科大学院教授の主観的要件に関するコメント

「背任罪の判例の積み重ねから言うと、

国利加害の目的犯といえながら『国利加害の事実の認識』があれば適用できる方向に、解釈を広げてきている」「国の担当者は売却によって国民の財産が大きく減ることは分かっており、学園が不当な利益を得るとの確定的な認識もあった。学園のために、という積極的な動機は必要なく、相手が不当に得することの認識があっただけで十分」「捜査当局はそれ以外に、何か不当なことや悪いことを働く動機を求めがちだが、実際には必要ない」

「市長は不当利得返還請求権不行使によって(不当利得返還元本債務減損と10年間の時効が成立するまでの国に対する法定利息支払債務の期間の進行という)川口市民の財産が減ることは分かっており、施設が検査費用相当額の不当な利益を得るとの確定的な認識がある。施設のために、という積極的な動機は必要なく、相手が不当に得することの認識があっただけで十分」である。

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に関する検査補助金給付権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚生省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定され(T2)、同定作業不能にもかかわらず、感染症名の入力画面のない(乙1(5類以降前のみ))無効な発生届が受理されているので、「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる(最判昭37.7.5)

5類移行後、厚生省自身が法定病原体に関する検体・見本・標本・文書保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定され(T2)、同定作業不能にもかかわらず無効な5類定点発生届が受理されているので、「行政行為成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である」といえる(最判昭37.7.5)

■2 5類定点届出受理

2023年5月7日以前

2023年5月7日以前HERSYS発生届出事実は、翌日からいきなり「厚生労働大臣指示」予防接種法附則抄第7条要件充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種)に影響を与えなくなるわけではない

(イ)(ウ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される場合、

病名らんのない形式的・実質的届出要件を欠いた発生届を受理し、中核市として市長が厚生労働大臣に報告する行為は虚偽公文書作成行使等罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。その作業への物的資源・人的資源投入のための支払い債務の履行は虚偽公文書作成行使等罪の補助罪の構成要件該当

性・違法性阻却事由不存在が推定される。

山形地裁に係属していた令和5年(行ウ)第4号「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏が令和3年8月2日に厚生省電話相談窓口に関い合わせたとこ、「ウイルスは特定されておらず存在することが前提で対策を進めている」という回答を受領された。

全国の公的機関で法定病原体との同定作業が行われていない点は、山形地裁に係属している山形地令5(行ウ)4「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏に対する山形県衛生研究所による令和5年7月3日のmail回答が象徴的である。「当所では、国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在する」との前提のもとで、業務を実施しています。」この場合の新型コロナウイルスがSARS-CoV-2なのか？健感発0210-5号で定義された法定病原体なのか？は不明である。山形県衛生研究所の回答内容は「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」に証拠として提出された。

Tuesday, April 16th, 2024 at 11:54 AM監査請求人は山形県衛生研究所により、「【健感発0210第5号】で定義された「新型コロナウイルス」について、国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき業務を実施しております。」「新型コロナウイルスの存在も仮説に過ぎない」に対する反証については、当所では検討しておりません。」との回答を受領した。

2023年10月4日山形県健康福祉部健康福祉企画課 課長補佐氏は2023年9月28日発行県企845号不開示決定通知書不開示理由らん「厚生省の通知を基に判断しています。」旨の記載に関する電話interviewにおいて「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏に対し、病原体の存在のみならず感染症の発生も「前提である」旨の回答をされた。電話interview内容は不特定多数人に公開されている。山形県健康福祉部健康福祉企画課 課長補佐氏の回答内容は「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」に証拠として提出された。

また山形地裁に係属していた令和5年(行ウ)第4号「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏が2022年6月21日山形県知事に提出された山形県衛生研究所に対する行政手続法第36条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書と2022年6月20日厚生省に提出された感染研に対する行政手続法第36条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書記載のように分離培養試験の対照実験をさせる処分の申出をしても対照実験が行われていない。

(健感発0210-5号)で定義された法定病原体との同定作業がおこなわれず、「国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在

する」との前提のもとで、業務を実施している理由が推察できる、ドイツ連邦最高裁判所(BGH)が2016年2月16日のシュトゥットガルト高等地方裁判所(OLG)による勝訴判決確認済判例を証拠提出します。判決過程のところで対照実験が行われていなかったことを記述しています。対照実験が行われていなければ自然発生virus不存在と事実認定される。 T2 file / 02/ 12 U 63_15.pdf

AZ: 12 U 63/15, 16.2.2016判決の過程で、科学上義務づけられている対照実験が1954年以来一度も実施されず、文書化されていないことが記録された。また感染症分野におけるドイツの最高科学機関RKIが、感染症保護法(IfSG)第4条に定められた法的権限に違反して、はしかウイルスと呼称されているものに対する検査を作成したり、公開しなかったことが記録された。RKIは、はしかウイルスに関する内部研究を行ったと主張したが、その結果の引渡しや公表を拒否した。

存在することが前提とされている？(健感発0210-5号)で法定された病原体ではなく、SARS-CoV-2については、中国の最初の全遺伝子配列を決定する方法(de novo meta-transcriptomic assembly)でコンピューター上で同じシミュレーション実験(bioinformatics approach)を行うと、同じ結果が再現できなかったため、対照実験が必要であると結論された論文

崎谷博征MDによる論文要約

中国の最初の全遺伝子配列を決定する方法(de novo meta-transcriptomic assembly)でコンピューター上で同じシミュレーション実験(bioinformatics approach)を行うと、同じ結果が再現できなかった。さらに、多数の遺伝子配列がヒトの遺伝子由来(ribosomal ribonucleic acids of human origin)であった。遺伝子配列を決定する方法(sequencing)そのものが抱えるエラーが指摘されている。

令和5年3月9日に山形地裁に提出された令和5年(行ウ)第4号「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」訴状を著作権法上の引用の範囲内で一部引用します。 子1 file / 1A / ロ / sabetsumeika.pdf

>>ウイルスは特定されておらず存在することが前提である。単離された標本は存在せず、病毒性の確認もされていない。感染研の分離報告は科学的に意味がない。遺伝子配列は人為的な手が加えられている。

当該論文は捏造の可能性が極めて高い「世界保健機構(WHO)が新型コロナウイルス感染症の根拠とした論文「A new coronavirus associated with human respiratory disease in China」論文が公開しているリードデータをダウンロードして原告がMegahitとTrinityを用いて再現実験を行った結果、論文と全く異なる結果が得られた。」…引用ここまで

SARS-CoV-2 PCR 検査は電子dataだけで開発された

WHOは2020年1月、2019年の新型コロナウイルスの感染患者からの分離精製サンプルがないことを認めた。新型コロナウイルス感染症を診断するための検査であるPCR検査はクリスチャン・ドロステン博士が開発し、論文「Detection of 2019 novel coronavirus (2019-nCoV) by real-time RT-PCR」を発表している。この論文には次のような趣旨のことが書かれている。「この検査法は利用可能なウイルス分離株や患者の検体が存在しない中で設計された。」「新型コロナウイルスの遺伝子情報が得られなかったため、メディアを信頼し、パンデミックの原因を2003サーズウイルス関連だと想像した」ドロステン論文に対する撤回要求論文とドロステン論文に対する撤回要求論文を引用した、国賠訴訟に提出された特例承認取消訴訟訴状改訂版を証拠提出します。

子2 file / 1A / ロ / drosten.pdf 子3 file / 1A / ロ / tokurei.pdf

新型コロナウイルスが同定されることなく、つまり「単離」されることなく、どうやって2003類似virusに分類されたのか？不明である。PCR検査が2003年のSARS-CoV1virusを代用あるいは「参照点」として使用するならば、新型コロナウイルス2019-nCoV(その後SARS-CoV-2に改名)に関連する「確定」症例は存在し得ない。

また、SARS-CoV-1全体の起源を調べると、CDC、香港大学、ドイツの3つの論文がSARSの原因ウイルスを「分離同定した」ことが発端とされていたことがわかる。

(i) 香港大学論文(NIHの一角でファウチ氏が所長のNIAIDから研究資金獲得。NIHはワクチンの副反応の研究には補助金を付けない)

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7112372/>

(ii) ドイツ論文(2009年豚インフルエンザ騒動時に世界中で数十万人、さらには数百万人の死者を出すと主張し、ワクチンで欧州の子供たちにナルコレプシー重症障害を残させたDrostenらによる)

(iii) CDC(年間46億ドル・約4,600億円のワクチンによる収入がある)

しかし3論文は、どれもサンプルを純化し、ウイルスを「単離」して検証していない。SARSの原因をSARS-CoV-1とし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の原因をSARS-CoV-2とする、陰謀体系には破綻がある。

よって SARS-CoV-2 PCR 検査が何の遺伝子物質に反応し陽性と判定しているかは不明である。

また、Dr David Cartland()は下記のSARS-CoV-2証拠類がオーストラリア連邦裁判所のMAHA集団訴訟()口頭弁論で提出される予定であると言及された。

(i) 米国人研究者Christine Massey氏による各国218機関SARS-CoV-2公文書開示請求の結果
子4 file /1A /口 /20231216.pdf

(ii) ドイツ人技術者Marvin Haberland氏による情報公開請求(FOI)により、豪州Doherty研究所も、SARS-CoV-2対照実験を実施していないことが確認
子5 file /1A /口 /MarvinHaberland.pdf
EN3213.pdf

(iii) SARS-CoV-2 PCR検査は、ゴールドスタンダード検査ではないというポルトガル判決

崎谷博征MDによるポルトガル判決要約

・病名の診断は、唯一医師に求められるもので、医師が責任を持つものである。政府や政府の出先機関がその決定する権限はない。保健局が、「誰が病気で、誰が感染源となる」というようなことを公開する権利はない、これができるのは医師のみである。検査の結果や条例などによって、誰が病気で感染源となるということを公開することはできない。

・PCR検査は、新型コロナウイルス感染症のゴールドスタンダード検査ではない。症状や他の検査と組み合わせて判断しないといけない。ポルトガル(EUや米国も)では、PCRの増幅サイクル(Ct)を35回以上に設定している。その場合、PCR陽性者で実際に感染している割合は、3%以下である(Clin Infect Dis. 2020 Sep 28 : claa1491)。つまり、現状では97%の人が偽陽性となる検査である。

存在することが前提とされている？法定病原体(健感発0210-5号)は対照実験を実施されていないが、SARS-CoV-2も対照実験が実施されていないので、同定作業不能である。

なお感染研総務部調整課調整評価係の小林亮太郎氏は2022年7月19日付け発行文書で、「Although our study does not fulfill Koch's postulates」とコッホの4原則を満たしていない主旨の論文を引用しコッホの4原則を満たしたと回答された。T10 file /02/20220719.jpg

コッホの4原則を満たしていない主旨論文

世界保健機関(WHO)は2017年、ポリオの世界的爆発は広がったワクチン株であることを認めた。コンゴやアフガニスタン、フィリピンでの驚異的流行は、全てワクチンと関係する。事実、2018年まで、世界のポリオ症例の70%はワクチン株だった

2023年5月7日以降5類化後

(ウ)(ラ)(シ)(ド3)に關し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される場合、

2023年5月8日5類以降後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づく届出について

2023年5月8日5類以降後については届出が5類定点の届出様式3に変更された。この感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づく届出は感染症名が法定病原体名称として入力項目になっている。しかしながら中国習近平氏が書いた、WHOテドロス宛ての令和2年1月の手紙に、2021年(令和3年)11月南アフリカ発生のオミクロン株について言及不可能である。よってオミクロン株は法定病原体にはあたらない。

<https://dsc.tmlph.metro.tokyo.lg.jp/assets/survey/tellen-form/tellen-y3.pdf?20160102>

(1) 構成要件該当性

法定病原体(健感発0210-5号)は、病原体が特定されていない。感染症法に病原体1類-4類に、病原体(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))は掲載されていなかった。種が特定されていないので、厚生労働省健感発1014に規定された様式6-1の項目12における①分離・同定による病原体の検出、②検体から核酸増幅法(PCR法・LAMP法など)による病原体遺伝子の検出、③抗原定性検査による病原体の抗原の検出、④抗原定量検査による病原体の抗原の検出では、診断は理論的に不可能である。従って、様式6-1の項目12にお

る診断方法による指定感染症発生届は、無効であった。

実質的届出要件を欠いた5類定点発生届を受理し、中核市として市長が厚生労働大臣に報告する行為は虚偽公文書作成行使等罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。その作業への物的資源・人的資源投入のための支払い債務の履行は虚偽公文書作成行使等罪の補助罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。

(2)違法性阻却事由不存在

2024年1月9日米下院特別小委員会でファウチ氏は研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。 論点1A口参照

<https://oversight.house.gov/release/wensirup-releases-statement-following-dr-faucis-two-day-testimony/>

2024年5月1日米国下院司法委員会公聴会Chairman氏「ホワイトハウスは研究所流出説を検討するよう圧力をかけた」論点1Eハ参照

厚生省は法定病原体(健感発0210-5号)に関する。見本・標本・検体・文書を保有していない。(Z37)。ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と事実認定される。

行政行為(ウ)(ラ)(シ)(ド3)は違憲違法無効である。

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他に人工改変された病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しないので、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他(条違反であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他は適用されない。

監査委員は中島訴訟学費保険訴訟・薬害エイズ訴訟の先例拘束性を無視しているが、国が決めればすべて合法であるならば非加熱製剤の使用について、薬害エイズ訴訟で有罪判決が確定した松村氏も国の決めた業務だから合法という抗弁を提出して無罪判決をかちとれたはずである。国が決めればすべて合法であるならばそもそも検察組織や警察組織は存在しないはずである。(ただし司法警察職員による主観的要件に関する判断は客観的要件成

立＝違法性に関係ない)なお、HIVとAIDSの関係も不明ではあるが、仮に輸血した血液に問題があって後天的に免疫不全になったとしても、HIVさえ見つければ、原因はHIVとされている。

(3)期待可能性

権限なき主体として仮に第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立憲行政行為が憲法違反無効である。補助金支出・届出受理(ド)(レ)(ミ)特例承認・大臣指示すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長、その他担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。

(4)主観的要件としての故意・過失

主観的要件として、厳密に刑法第156条158条・薬機法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが推定される。

仮に川口市長が5類定点届出が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に14条第2項に基づき5類定点届出されたと考えている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものは南アフリカ起源オミクロンなので、主観と客観に不一致がある。

中国習近平氏が書いた、WHOテドロス宛ての令和2年1月の手紙に、2021年(令和3年)11月南アフリカ発生のオミクロン株については言及不可能であるので、虚偽であることを認識している。

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に関する感染症発生届受理権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体に関する検体・見本・標本・文書を保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存だと事実認定されるので(丁2)、同定作業不能により違法無効な届出であり、感染症名の入力箇面のない(乙4(5類以降前のみ))届出受理成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である(と)いえる(最判昭37.7.6)

虚偽公文書作成成行罪については下記判例があるが、最判昭32・10・4 札幌地判令3・1・15 存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を発生原因とする発生届受理に関する虚偽公文書作

成行使等罪要件判断先行判例はない。

WHOが関与した(川口市85号監査請求口頭陳述資料)2009年の新型インフルエンザも人口virus研究所起源説が主流になりつつあるようだが、この点での虚偽公文書作成行使等罪は公訴時効がすでに成立している。

証拠文書も廃棄されている

a3 広報紙back numberのwebsite掲載維持と5類定点届出website掲載運営は自治事務にあたり行政行為(ド)(レ)(ミ)に関連した事実行為であり、薬機法66条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使等罪 (対象は接理者と未接理者)

論点18口12)部分参照

広報紙配布とwebsite掲載運営に関する支払支出命令その他財務会計行為の行使は刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪のほう助罪(刑法82条)の構成要件に該当することが推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。

厚労省・地方自治体など規制当局自身による薬機法66条68条違反の事実行為に関し、その実行行為である表記を維持するためのwebsite維持費用支払いに関する刑事事件立件での過去類似判例はない

サリドマイド薬害では刑事事件立件事例なく、薬務行政公務員の刑事事件の立件では薬害エイズでの立件しかないところ、我が国では厚労省など国家機関に対する「株主代表訴訟の納税者version」のような手続きが制定されたことが全くないため、客観訴訟における過去の類似刑事事件認定判例(松村氏の実行行為に対する公金投入に対する判断)が存在しないことは明白である。

薬害エイズ事件判決では情報コントロールについて「薬務行政上必要かつ十分な対応を図る義務」が訴因業務上過失致死罪の故意・過失等主観的要件で判断されたが、文書における公共の信頼を害した罪の訴因客観的要件で情報コントロールについて判断されたわけではない。

なお、民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば市長など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察職員の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する。

構成要件の故意の存在は推定される。

判例について

薬機法66条68条違反については、司法警察職員による逮捕や行政罰事例として、
容疑者「グリーン8」液体販売事件や「ステラ漢方」事件などがあるが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する、規制当局自身による弱毒化されていないワクチン広告に関する要件判断先行判例はない。

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認製剤であるが、弱毒化されていない、承認製剤を目的物客体とする広告に関する薬機法66条68条違反事件判断先行判例はない。

b 行政行為(ド)について殺人予備罪 刑法201条199条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する行政行為(ド)において、権限なき主体による違法無効な委託契約により、権限なき主体が目的物SARS-CoV-2ワクチンを入手配し、委託先Dへの委託料支払い債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為をおこなうことは殺人予備罪の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。現状、刑事告発状が受理されないで、殺人予備罪刑事責任については 前回126号監査請求書 不当性の要件 (論点2Bロ)で述べた。

digital dataだけでワクチンが組成されたのも歴史上はじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(丙08)では、共同不法行為に関し刑事事件としては殺人罪を主張している。豪州では人類史上最大の医療詐欺、と報道されており(ゲストは自ら2回接種中で、ワクチン接種後のお父様を亡くされた 医師)、UKではICC国際刑事裁判所に前ジョンソン首相などの入道に対する罪で刑事告発状(受理番号OTP-CR-473/21)が提出された。SNS上では過去適用されたことのない外観誘致罪・内乱罪の第1号成立可能性について議論されている。厚労省の認可承認薬剤がらみの薬害エイズ事件私立大学教授に対する刑事事件立件での無罪判決は確

定しておらず、確定判決に対する一事不再理効ははたらいっていない。類似過去判例はない。

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば知事など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察職員の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する

薬害エイズ事件では回収すべき非加熱製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に問われたが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対するワクチン接種に関する殺人予備罪要件判断先行判例はない。

構成要件の故意(ノミックスのぞく弱毒化されていないSARS-CoV-2ワクチン手配)の存在は推定される。

判例について

殺人予備罪については下記判例がある。広島地判昭39・11・13 大阪高判昭57・6・29 京都宮地判昭40・12・9 大阪地判昭和44・11・6 他人予備でも殺人予備罪が成立するとされた 東京高判平10・6・4

しかし薬害エイズ事件では回収すべき承認済非加熱製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に問われたが、権限なき主体による、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する、弱毒化されていないワクチン手配に関する殺人予備罪要件判断先行判例はない。

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認製剤であるが(論点1Cイロ)、権限なき主体による、弱毒化されていない承認製剤を目的物客体とする殺人予備罪要件判断先行判例はない。

c 行政行為(レ)について障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪 刑法204条208条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する違法無効な行政行為(レ)において、

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる接種会場の設営と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為は、たとえ有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の共同正犯行為、または傷害の補助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる接種会場へ被害者を集合させる接種券発行送付行為と接種券印刷郵送支払債務の履行と支払支出命令その他付随財務会計行為はたとえ有資格者医師として接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の補助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

行政行為(ド)＜う＞部分で述べたように弱体化されているノックボックス除く川口市民すべての接種者の同意していない希望確認は、積極的に自傷行為を望んでいたような例外を除き同意無効であるので、最低限の法益侵害行為として、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪を構成する

(1)構成要件該当性

安全性及び有効性が証明されていない、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する弱体化されていないプロセス2米承認mRNAワクチンを川口市民に接種させようとする行為は、それによって傷害の結果を招くことが起こりうることを認識して、これが起こってもよいと認容して接種を実行させたことになるので、傷害の未必の故意による傷害罪の実行行為をなしたものであり、それにより一部の被接種者を死傷に至らしめ、あるいは傷害未遂罪として、接種者全員に対して教傷に至る危険な状態に陥れたのであるから、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害の構成要件に該当することが推定される

(2)違法性阻却事由不存在

2024年1月9日米下院特別小委員会でファウチ氏は研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。論点1A口参照

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-statement-following-dr-faucis-two-day-testimony/>

2024年5月1日米下院司法委員会公聴会Chairman氏「ホワイトハウスは研究所流出説を検閲するよう圧力をかけた」論点1Bハ参照

厚生省は法定病原体(健感発0210-5号)に関する。見本・模本・検体・文書を保有していない。(Z37)。

ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と事実認定される。

行政行為(ソ)〔ラ〕シ)〔ド3〕は違法違法無効である。

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他に人工改変された病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しないので、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他1条違反であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他は適用されない。

監査委員は中島訴訟学資保険訴訟・薬害エイズ訴訟の先例拘束性を無視しているが、国が決めればすべて合法であるならば非加熱製剤の使用について、薬害エイズ訴訟で有罪判決が確定した松村氏も国の決めた業務だから合法という抗弁を提出して無罪判決をからとれたはずである。国が決めればすべて合法であるならばそもそも検察組織や警察組織は存在しないはずである。(ただし司法警察職員による主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係しない)なお、HIVとAIDSの関係も不明ではあるが、仮に輸血した血液に問題があつて後天的に免疫不全になったとしても、HIVさえ見つければ、原死因はHIVとされていた。

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は違法性阻却事由にあたらない。(行政行為(ミ)＜ア＞参照)仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。黒塗り不明成分は強制されている。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の希望確認は無効である(行政行為(レ)＜ウ＞参照)

違法性阻却事由不存在であることが推定される

民法86条1項類推適用にもとづく「希望の意思表示」を取消した接種者について(論点(レ)＜ウ＞b(4))

予診票に同意の文字が全くないので、もともと同意は不存在ではあったが、取消により、同意は有効などとワクチン接種室長から回答されることがなくなり取消しの効果は遠及効なので、「希望の意思表示」を取消した接種者について、確実に刑法204条208条障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪の違法性阻却事由不存在が推定される。

(3)期待可能性

仮に権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ソ)(ウ)(シ)(イ3)すべての

立法行政行為が憲法違反無効である。補助金支出・届出受理(ド)(レ)(ミ)待例承認・大臣指示すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長とワクチン接種室長、その他保健部職員担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。市長は53号監査請求結果において、期待可能性存在に関する否認も抗弁も提出していない。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ擬制自白が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で擬制自白の証拠としての提出がなされるであろう

(4)主観的要件としての故意・過失

作為による欺罔行為(論点1Bロ f1 f2)のほかの当事者による作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ f3)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、論点1Aロ・論点1Cイd3につき説明義務履行が「原始的不能・後発的不能」になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意していない接種希望書で周知していないので、未必の故意が認められる。故意が認定されない場合は業務上過失傷害の過失犯として主観的要件充足することが推定される。

市長・ワクチン接種室長は53号監査結果11pageで「安全性有効性の判断権者は厚労省」と126号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ、実施主体説明義務の原始的不能・後発的不能に関する擬制自白が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で擬制自白の証拠としての提出がなされるであろう

digital dataだけでワクチンが組成されたのも歴史上はじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(丙08)では、共同不法行為に關し刑事事件としては殺人罪を主張している。豪州では人類史上最大の医療詐欺、と報道されており、UKではICC国際刑事裁判所に前ジョンソン首相などの人道に対する罪で刑事告発状(受理番号OTP-CR-473/21)が提出された。厚労省の認可承認薬剤がらみの薬害エイズ事件私立大学教授に対

する刑事事件立件での無罪判決は確定しておらず、確定判決に対する一事不再理効ははたらいっていない。厚労省の認可承認薬剤がらみの刑事事件で過去類似判例はない。

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば知事など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察職員の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する

判例について

薬害エイズ事件では回収すべき承認済非加熱製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に問われたが、権限なき主体による、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する、弱毒化されていないワクチン接種に関する傷害罪要件判断先行判例はない。

承認外成分を含有する承認済工程プロセス2バイアルは承認済製剤である(論点1Cイロ)、権限なき主体による、弱毒化されていない承認済製剤を容体とする傷害罪要件判断先行判例はない。

構成要件の故意(ノボバックスのぞく弱毒化されていないSARS-CoV-2ワクチン投与)の存在は推定される。

d

民法96条1項類推適用による判明成分取消し後の、委託料不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務(民法703条)の元本返還債務不履行と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行(民法719条)は「他人の事務を処理する者」主体である市長とワクチン接種室長による背任罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される

(1)構成要件該当性

「他人のためにその事務を処理する者」について

市に対し民法844条 善管注意義務を追っている市長は「他人のためにその事務を処理する者」にあたる。身分者「他人のためにその事務を処理する者」と共通することによって、背任罪の共同正犯・教唆犯・幫助犯が成立し得る(大審院昭和8年8月

29日判決)。

「任務違背行為」について

「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せず委託料不当利得返還請求権不行使は「任務違背行為」にあたる

「損害」について

不当利得返還債務元本の兼損と10年間の時効が成立するまでの国に対する法定利息支払債務の期間の進行は「損害」にあたる。本人川口市の損害が生じていなければ、背任未遂罪が成立する。

(2)違法性阻却事由不存在

2024年1月9日米下院特別小委員会でファウチ氏は研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。論点1A口参照

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-statement-following-dr-faucis-two-day-testimony/>

2024年5月1日米国下院司法委員会公聴会Chairman氏「ホワイトハウスは研究所流出説を検閲するよう圧力をかけた」論点1Eハ参照

厚労省は法定病原体(健感発0210-5号)に関する。見本・標本・検体・文書を保有していない。(Z37)。

ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存在と事実認定される。

行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)は違憲違法無効である。

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他に人工改変された病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を含むという立法事実が存在しないので、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他1条違反であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法その他は適用されない。

監査委員は中島訴訟学費保険訴訟・薬害エイズ訴訟の先例拘束性を無視しているが、国が決めればすべて合法であるならば非加熱製剤の使用について、薬害エイズ訴訟で有罪判決が確定した松村氏も国の決めた業務だから合法という抗弁を提出して無罪判決を勝ちとれたはずである。国が決めればすべて合法であるならばそもそも検察組織や警察組織は存在しないはずである。(ただし司法警察職員による主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない)なお、HIVとAIDSの関係も不明ではあるが、仮に輸血した血液に問題があって後天的に免疫不全になったとしても、HIVさえ見つければ、原因はHIVとされていた。

(3)期待可能性

仮に権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。補助金支出・届出受理(ド)(シ)(ミ)特例承認・大臣指示すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長とワクチン接種室長、その他担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の違法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。

(4)主観的要件としての故意・過失

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(あ)

氏は広島県内の有権者219人分の告発状を広島

地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚労大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上臨博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党離れに従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康0210-5号)が自然発生したものとして同定確認済みでありSARS-CoV-2も自然発生したものとして同定確認済みで、両者がidenticalであり病原性証明済と認識している場合、民法644条善管注意義務にもとづき、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害賠償請求訴訟を国際裁判管轄地に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽くするべきであるが、そのようなこともせずに委託料不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

(い)証拠B37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せずに委託料不当利得返還請求権不行使継続

(う)市長は、遅くとも、市長自身が欺罔の意思表示(民法96条1項)を提供された Thursday, November 24th, 2022 at 2:53 PMまでに、民法96条1項類推適用による、希望の意思表示取消しが接種医あてで送達されたことを認識しているが、委託料不当利得返還請求権不行使継続。

///刑法247条主観的要件目的犯について

阪口徳雄弁護士ら大阪で教友問題を追及してきたグループによる告発状に意見書を書かれた松宮孝明立命館大学法科大学院教授の主観的要件に関するコメント

「背任罪の判例の積み重ねから言うと、国利加害の目的犯といいながら『国利加害の事実の認識』があれば適用できる方向に、解釈を広げている」「国の担当者や売却によって国民の財産が大きく減ることは分かっており、学園が不当な利益を得るとの確定的な認識もあった。学園のために、という積極的な動機は必要なく、相手が不当に得ることの認識があっただけで十分」「捜査当局はそれ以外に、何か不当なことや悪いことを働く動機を求めがちだが、実際には必要ない」

[REDACTED]

[REDACTED]

(X)未接種者について

(a) 身体的損害

(b)經濟的損害

(し)直接損害

ときどき監査請求人の自宅に無料滞在する、同居していない3回接種者の親族に、見たこともない皮膚病症状が出たすね部分の写真をmail送信して、2022年4月は東京都内の品川プリンスホテルに連泊してもらった。このホテル滞在費用は直接損害にあたる

(5) 間接損害

「重症化予防効果を目的に」などの虚偽の記載を信用した高齢者が接種をやめない
ので、国民1人あたり80万円の負担となっている。納税者の財産権(憲法29条)を間
接的に侵害している。直接被害よりはるかに大きい。

(c)精神的損害

未接種者の精神的損害に関して、実施主体の市町村ではなく県知事相手の国家賠償請求訴訟として例えば千葉地裁令和5年(ワ)第261号が係属している。

争点は

(1)厚労省自身が 厚労省通知文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月

に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の検体・見本・標本・文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生届がすべて無効であること。

(III)厚労省自身が「厚労省通知文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の文書を保有していないので無意味なPCR検査により、法定された病原体との同定作業が全くおこなわれていない」と。

となっている

(Y)接種者について

現状 身体に対する有形力の行使に関する刑事告訴状発状が受理されないの
で、(a)身体的損害 (b)経済的損害 (c)精神的損害に関して

薬機法66条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪での被害届を、司法警察
職員に提出する計画である。

c 行政行為(し)について、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失
傷害罪に関する民事的責任 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償
債務と法定利息支払債務 (対象は接種者のみ)

ワクチン製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン 製造業者に
対して国が補填する契約を締結することができる(法附則第8条)が、一時金など損
害賠償が不服である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者を民
事訴訟で訴えることになる。身体的損害・精神的損害につき不法行為(国家賠償法1
条1項)を構成する。

厚生労働省医薬食品局「医薬品・医療機器等安全性情報」273号によると2009年新
型インフルワクチンの副反応死亡例133件も、接種との関連認められないとされてい
た。因果関係の定義は各法により異なってくるものの、ワクチン接種と死亡の因果関
係認定が予防接種健康被害救済制度(議事録非公開)の「死亡」申請数1316件中
561件を除き2件であり、副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞ
れ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠訴訟では厚労省は再度因果関係

を争うであろう。

・WHO報告U12について(論点1C イd2) 参照。

コロナワクチンQandA「新型コロナワクチンの接種が原因で多くの方が亡くなってい
るというのは本当ですか?」page1には厚労省の因果関係認定のしかたに「ワクチン
を接種した後に亡くなったということは、必ずしもワクチンが原因で亡くなったというこ
とはありません。」という解釈が記載されている。「WHENに相関関係があるからと
いってWHYに相関関係があるとは限らない」(便宜上ここで因果関係認定
FORMULA 1と定義します)という解釈のように見受けられる。この点、コロナワクチ
ン接種後の副作用だけにFORMULA 1解釈を適用するだけでなく、コロナ感染・コロ
ナ感染死亡・コロナワクチン主作用の因果関係認定についてもFORMULA 1での解
釈を統一すべきである。2009年新型インフルエンザ経動ワクチン死133人因果関係
認定のときも厚労省は因果関係認定FORMULA 1を適用しているようであるし、論
理的整合性を保つためである。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0081.html>

すなわち

「コロナ感染した後に身体にdamageを受けたということは、必ずしもコロナ感染が直
因で身体にdamageを受けたということではありません。」「コロナ感染した後に亡
くなったということは、必ずしもコロナ感染が原因で亡くなったということではありませ
ん。」「ワクチンを接種した後に身体damageを受けなかったということは、必ずしもワ
クチンが原因で身体damageを受けなかったということではありません。」

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが
病原性未証明)による確定症例がないので、まず前提としての「コロナ感染した後に」
の因果関係が証明されていないが、ワクチン接種は自明のことであり、VRSにも記録
が残っている。

(a)身体的損害

(1)不法行為

<a>c(1)構成要件該当性 参照

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為《ミ》<ア>参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。黒塗り不明成分は強制されている。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の希望確認は無効である(行政行為《レ》<ウ>参照)

(3)因果関係

証明妨害について

まさしく、実施主体川口市の、不利益事項の不告知という不作為により身体的損害について因果関係の立証が困難な状況が招来された。治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないが、ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.govの治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ 2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないために、特例承認書類が黒塗り文書だらけで、因果関係立証が困難な状況が招来される点について接種者は認識できなかった(論点1Cイ)

この点、証明妨害の理論(東京高裁平成3年1月30日判決 判例時報1381号49頁以下)により、因果関係についての立証責任は、因果関係不存在についての立証責任が、実施主体川口市側にある。

(4)主観的要件

作為による欺同行為(論点1B口f1 f2)・ほかの当事者主体による作為による欺同行為(論点1Bイ・論点1B口f3)の不告知・不作為による欺同行為(論点1Cイ口で詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意していない接種希望書で周知していないので、故意が認められる。

(c)精神的損害

ご遺族の慰謝料請求権などに対する国家賠償債務と法定利息

参考資料1: 身体的損害に関する国家賠償請求訴訟第1号の訴状 丙08

参考資料2:

掛谷英紀氏によると、今回と同じようにWHOがからんでいた2009年のインフルエンザ流行の件(86号監査請求口頭陳述資料提出)でも海外の学会で研究所起源説が最有力になっている、とのことである。

2023年5月22日EU議会で開かれた第三回国際covidサミットを終えたpress conference ()ミ斯拉フ・コラク シッチ議員発言「世界保健機関(WHO)は、その被害と広めた嘘から、テロ組織として認定されるべきです。今日、WHOと契約するよりも、コロンビアの麻薬カルテルと契約する方が安全だろう。」後ろで笑ってるのはSincle議員

日本語

5月2日から三日間ブリュッセル欧州議会での国際covid・サミットwebsite

European Parliament - International COVID Summitすべての動画 list

● デビッド・マーティン博士は、「新型コロナウイルス開発の1965年からの驚愕の歴史」で遺伝子のライセンスや特許を許可することのリスクと、機能研究の利得を進めることについて警告を発しました。SARS 1は、ノースカロライナ大学ハリック教授が開発した「感染性複製欠陥」新型コロナウイルスの出現が計画された出来事であることを示す説得力のある証拠を提供してくれた。その証拠には次のようなものがある。2014年の秋に、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の生物兵器研究所が機能強化研究の一時停止命令の免除を受けたこと;2015年には、米国科学アカデミー紀要で「SARSコロナウイルスは2016年に人類に出現する準備ができている」と述べた論文が既に掲載されていたこと特に、2019年4月、つまり新型コロナウイルスの勃発する数カ月前にモデルナ社は特許を4回改訂し、「偶発的または意図的な呼吸器系病原体の放出」をワクチン製造の理由として挙げた

● パンデミックデータ&アナリティクス(以下、パンダ)のニック・ハドソン氏は、過去3年間、世界の議論や報道を支配してきた誤ったシナリオについて議論しました。

● Ciro Isidoro博士は、コビットは新しい病気ではなく、昔からある病気であることを示し、検死を行わなければ死因を特定できないことを強調した。

● Giovanni Meledandri博士は、コロナウイルスの進化について述べ、病気が軽くなり、ワクチン耐性の変異体が選択されるというパターンを示した。

● Stramezzi博士は、イタリアでの早期対応の重要性を強調し、最も重要なことは、2020年6月にコビドが治療可能な病気であることが知られたことである。

● Luis Fouche博士は、義務化と早期治療の効果について説明しました。特にマスクと関連データに焦点を当てた。

● Philippe Brouqui教授は、コビドを治療するためにヒドロキシクロキンを使用することについて分析を行いました。

● Pierre Kory博士は、イベルメクチンについて、また、このコビットの時代を通じて、製薬業界と学術出版業界の事業全体がいかに危ういものであったかについて、詳しく述べられた。

● ジェイソン・クリストフは、メディアと情報戦技術がいかに武器化され、私たちに對して展開されてきたかについて講演しました。彼は、犯罪が行われ、心理学と心理技術(「ナッジ」技術を含む)が一般市民に対して武器化されたと結論づけた。

- ハーヴェイ・リッシュ博士は、「ワクチン」の有効性に関するデータ操作の問題点を例に挙げました。
- パイロン・ブライドル博士
- フランチェスカ・ドナート欧州議会議員(イタリア)は、午前中のセッションを総括し、真実、民主主義、自由の重要性について述べました。
- 欧州議会議員 Mislav Kolakusic(クロアチア)は、パンデミックを定義すべきは世界保健機関ではなく、医師であるという明確な発言をしました。
- クリスティン・アンダーソン議員(ドイツ)は、EUのCOVID委員会の報告書は、今回の流行を通じて私たちが遭遇したあらゆる嘘を、常態として繰り返していることを強調しました。
- ギゼッパ・トリット博士
- ナタリア・ブレゴ博士
- Giovanni Frajese 教授
- エマニュエル・ダルレス
- Alejandro Diaz Villalobosは、メキシコでの不始末がもたらす小児への影響について話しました。
- Kirk Milihoan博士(米国)は、COVID「ワクチン」に関連する心臓病理、これらの「ワクチン」の小児集団への不必要な展開、それに関連する過剰な死亡率や罹患率について明確に説明しました。
- Rosanna Chifari博士は、「ワクチン」の胎児への影響、スパイクが脳のミクログリアを活性化させること、またそのCNSへの影響について述べました。
- アルネ・ベルクハルト博士は、75件の一連の剖検で観察された心臓と肺の損傷について講演しました。博士はTwitterのスレッドで、ベルクハルト博士の指摘をいくつか取り上げています。「昨日(2023年6月3日)、EU議会で開催された国際COVIDサミット川で病理学者アルネ・ベルクハルト教授(ドイツ)による重要なプレゼンテーション

ン¹¹と書き始めています。

乙11の証拠が示したように90日以内短期死亡率は数%であり、運動性の毒となっているが、「死人に口なし」の状況について、他界された犠牲者の方がたには、この場を借りて欧州議会議員Anderson氏のことをおくります。

「EU世界健康戦略をひとことで言えば、それは納税者からの数十億ドルを大手製薬会社に強制的に供給し、無効で有害さらには致命的な製品を作らせるものだ。そして致命的な製剤によって引き起こされた損害の賠償コストを納税者に転嫁する。委員会の会長は公務の最中に自分の夫の金儲けを手助けする。政府の権利をWHOに移行することによって民主国家の根幹である市民の権利をうばう。そしてこの一切合切を国民の福祉向上のためだと大義名分を唱える。異なる見解を持つ人々を諷刺中傷し侮辱し嘲笑し排除する。このすべてが健康と無関係だ。これ(WHO/パンデミック条約)はヨーロッパの主権を民から国民の統治権を奪おうとする計画なのだ。過去3年間を見れば明らかだ。EU,WHO,大型製薬企業の公共衛生事業の関心は兵器産業の世界平和に対する関心と同じだ。つまり全く関心ない、ということだ。」

日本語訳

参考資料3:

McCullough博士は2023年9月13日、欧州連合(EU)議会の世界保健機関(WHO)とパンデミック対策に関するセッションでスピーチを行った。4人の弁護士と5人の科学者がプレゼンテーションを行った。McCullough博士のスピーチは、3つの主要コンセプトを中心に構成された:すべての新型コロナウイルス注射の完全中止を呼びかけ - 人間の使用には安全ではないと宣言された。

要約

「mRNAコロナワクチンのスパイクタンパク質が4つの主要な疾患を引き起こすことが査読済みの論文3,400本によって証明されている」

・心血管系疾患

心臓の炎症、心筋炎(心筋炎になった場合は症状があるうとなかろうと、陸上競技で力を発揮できなくなる)体位性頻脈症候群(POTS)大動脈解離、心房細動、その他の不整脈、心筋炎を伴わない心停止アテローム性動脈硬化性心血管疾患、心臓発作、心停止を加速させる コレステロールや高血圧、糖尿病によるものよりも、ワクチンによるダメージの方が大きい

・神経疾患

虚血性・出血性の脳卒中 死に至る上行性麻痺を引き起こす可能性のあるギラン・バレー症候群 小脳性ニューロパチー 痺れや耳鳴り、頭痛は一般的な症状

・血栓

これまでに見たこともないような血栓 血液希釈剤が効かない スパイクタンパク質はヒト医学の中で最も血栓を作りやすいタンパク質であり、mRNAと同様、体外に排出することができない

・免疫学的な異常

ワクチン誘発性血栓性血小板減少症 多系統炎症性障害「世界には二つの被害の波があった。一つ目はコロナ感染で、身体の弱い高齢者が犠牲になった。二つ目は今起きているコロナワクチンによる被害であり、WHOや製薬業界、腐敗組織が悪影響を及ぼしている」

国連・世界経済フォーラム(WEF)・ビル・ゲイツの財団・ロックフェラー財団・ウェルカムトラスト・GAVI・SEPI・WEFでゲイツ財団が中心となって結成した疫病対策連合・米商務省・国立衛生研究所・CDC・FDA・英国のMHRA・オーストラリアのTGA・南アフリカのSHPRA・欧州のEMA・・・など、こういった非政府組織と、政府の公衆衛生機関が一体となって悪影響を及ぼしている

「私たちは今、第三の嘘のシナリオを見ている、これ以上嘘のシナリオに騙されるな」

・最初の嘘のシナリオ

このウイルスは振るぎないものであり、恐怖に怯え、ロックダウンしなければならない

・二つ目の嘘のシナリオ

コロナワクチンは安全で効果的だ

・三つ目の嘘のシナリオ

現在これらの問題を起こしているのはワクチンではなくコロナである。現時点での医学文献の方が説得力があり、ブラッドフォードヒルの因果関係の基準は満たされている。ワクチンが、この巨大な病気の波を引き起こしているのだ(超過死亡も)

コロナワクチンとその産物、この先のブースター接種は人体に安全ではない。私はすぐにワクチンを市場から排除するための行動をとることを求めます。米国ではすでに、州ごとにに行われています。連邦政府がやらなければ私たちが行動します。それは世界中で起こるでしょう

各国はWHOから脱退すべきです。WHOに医療についての法理も支配権も持たせるべきではありません

参考資料4:

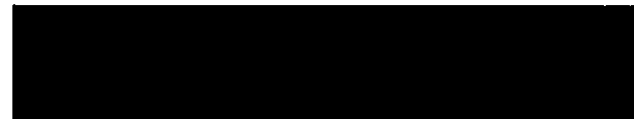
2023年12月4日 Andrew Bridgen議員の招きで行われた英国議会専門家証言でデビッド・E・マーティン博士、ロバート・マローン博士、ライアン・コール博士、ピエール・コリー博士、アンガス・ダルグリーシュ教授、スティーブ・カーシュ氏らがパンデミックとその影響について証言を行った。

Dr Robert W Malone証言要約

新型コロナの致死率が3.4%という誤ったデータが全て引き起こした。実際の致死率は0.02%で170倍も過大に報じられ世界の人々を恐怖させた。私はmRNAの研究を数年間行ったが、実用化出来ないと考えで放棄した。倫理や規制は無視され、インフォームドコンセントの代わりに一連のウソを教えられた。具体的な説明はなく、ただ

「安全で効果的だ」と何度も繰り返した。これは心理戦、プロパガンダだ。日本の非臨床データから、ワクチンが全身に広がることが分かっていた(注釈: 乙35のこと)。RNAはすぐに分解するというデマも聞かされていた。また、全員が接種するまで誰も安全ではないと言われていた。これらは、プロパガンダキャンペーンの一環だ。私が求めているのは、世界中に蓄積されているデータをオープンにして、透明性の有るデータ分析を行なうことです。mRNAワクチンが安全で効果的か?という議論に終止符が打てるようにしようではありませんか。結論として、急ぎすぎた開発、インフォームドコンセントの欠如、国民を欺くためのプロパガンダ・キャンペーンが多くの病氣と死を招いた。

日本語訳



Steve Kirsch氏証言要約

ニュージーランドの内部告発者、バリー・ヤング氏は個別詳細データ(record-level data)をスティーブ・カーシュ氏に提供した。スティーブ・カーシュ氏はそれを匿名化して世界に公開したが、ニュージーランド保健省にサーバを閉鎖された。バリー・ヤング氏は逮捕され、保釈が拒否された。個別詳細データ(record-level data)が一般に公開されたのは史上初のこと。世界中の国がこれを感じている。そのデータを分析して導き出せる結論はただ一つ、それは(特定バイアルの死亡率が20%であり)ワクチンが人々を殺しているということ。ウエルリントン警察が逮捕すべきはバリー・ヤング氏ではなく、ニュージーランド保健省の最高責任者であるマーजी・アバド。ワクチン接種後6か月間死亡率が上昇する。安全なワクチンなら死亡率は変化しないはずだ。接種1000回あたり1人の超過死亡がある。世界の政府は協力して、世界中で1700万人を殺害した。

世界の全ての政府にメッセージがある。今すぐCOVIDワクチンの個別詳細データを公開してください。政府が秘密にするのは、自分たちが国民を殺していることを知られたくないからだ。個別詳細データを公開しない政府は腐敗している。亡くなった人のプライバシーを守らなければいけない、という主張は通用しない。接種の推奨をやめないので、刑事訴追をされるべきだ。公衆衛生データを秘密にすることが良い健康につながるという資金論のみ文獻はない。匿名コミュニティも、公衆衛生の役人も、ファイザー、モデルナもこのことは知っているが、彼らはデータを見たがらず速く隠れる。データを見たら、製品を市場から引き上げなければならないか、刑事責任を

問われる可能性があるからだ。UK ONS(イギリス国家統計局)の皆さん、公開チャットで個別詳細データについて話し合っ、それをニュージーランドの個別詳細データと比較しましょう。なぜ公開討論ができないのですか？スタンフォード大学のグレース・リー教授。彼女は、これらのワクチンを承認したCDCの委員会であるACIP委員会の責任者です。問題が誰かを殺しているデータから逃げる科学者は辞職すべきだ。BBCは自分たちを英国の医薬品宣伝コースと呼ぶべきだ。個別詳細データを見たいという報道機関からの電話はゼロだ。エポック・タイムズですら電話をかけてこなかった。ノーマン・フェントン教授が薬学生とディスカッションするBBCの番組はいつ見れますか？

国民の皆さんへ、政府が透明性を確保し個別詳細データを出すまでは、法定のワクチン接種はしないでください。この件に関してデータの透明性を要求しない人、加害者へ責任を追及しない人には投票しないでください。

参考資料 5

2023年11月11日にドイツ連邦議会で開催された第2回コロナウイルスシンポジウムのホンブルグ博士の発言が拡散されている。

文字おこし

日本語

「私たちは暗い時代を生きてきた」

皆さん、私たちは暗い時代を生きてきました。まず、本質的なことから始めましょう。第一に、2020年までにドイツ全土の病院稼働率が記録的な低水準に落ち込む。これは連邦保健省の発表である。第二に、2020年と2021年には、例年以上に深刻な呼吸器疾患はなかった。コロナが到来し、インフルエンザは消滅した(ロベルト・コッホ研究所(RKI)センチネルによる)。第三は、2020年に年齢別に標準化した死亡者数が例年より増えないことである。死亡率は2021年以降上昇しているだけである

(連邦統計局のデータに基づく)。第四に、コロナウイルスに罹患した人、あるいはそれが原因で死亡した人の平均年齢は83歳で、その他の死亡者の平均年齢は82歳であった(RKIと連邦統計局による)。第五に、WHOによれば、閉じ込め措置を導入せず、マスクの着用も義務付けなかったスウェーデンの方がドイツよりも良い結果を出した。つまり、対策がすべてではないのだ。

要約すると、臨床的見地から、実際の病気や死亡に関して、特別なことは何も起こらなかった。すべてが正常だった。これが事実であり、重要なポイントである。パンデミック(世界的大流行)という考えは、原因不明の新型集団感染検査のみに基づくもので、その結果は乱高下し、人々は通常より多くの病気や死者が出たと思ひ込んでいた。これは真実ではない。ライノウイルスのPCR検査も同様の幻想を抱かせたかもしれない。意思さえあれば、このような幻想を作り続けることは可能だろう。

政治家たちは通常の臨床的状況にどのように反応したのだろうか？幼稚園、学校、商店、教会、企業を何カ月も閉鎖し、高齢者を隔離して孤独死させ、その存在を破壊した。警察は公園のベンチで本を読むことを禁止し、外出する若者や遊びをする子どもたちに嫌がらせをし、平和的なデモ隊を弾圧した。政治家たちは、こうした措置の意味を疑う者を排除した。彼らは国営テレビ局ZDFに、子どもたちはウイルスを運ぶホズミであり、ワクチン接種を受けていない人たちは国の体にとって役立つの付属物であると発表するように言った。このような話は75年間聞いたことがない。通常、政府の権力は裁判所、メディア、科学によって制限される。今回、それらはすべて失敗に終わった。裁判所は、このような措置が適切かどうかをほとんど検討せず、厚生大臣の権限を持つロバート・コッホ研究所(RKI)とポール・エルリッヒ研究所(PEI)の2人の証人に頼るだけだった。これにより、政府は封鎖措置とワクチン接種の義務そのものを承認する機会を得た。さらに、裁判所は、倫理的な方法で、患者の身体的完全性への干渉から患者を保護するために証明書を使用した医師を刑務所に送った。このような措置を批判する者はほとんど全員、刑事罰、停職、解雇、逮捕、家宅捜索を受けている。カールスルーエの連邦裁判所は、市民の基本的権利は侵害されていないが、もはや行使できないと冷笑的に宣言した。メディアは臨床状況が正常であったことに触れることなく、継続的に検査数値を発表した。批判的な精査なしにPCRの物語を提示したのである：最初に検死を行ったピュッセル教授は人権差別主義者として、バグディ教授は反ユダヤ主義者として、そしてこの措置に疑問を呈する者はすべて陰謀論者であり国家の敵として扱われた。この分野の科学者、特に疫学者や公衆衛生医は姿を消した。彼らは物理学者、輸送計画家、微生物学者、軍事専門家に取って代われ、新たな誤った予測や計算で国民を不安に陥れた。何カ月も。何年も。

これらの出来事の解釈(Aufarbeitung)は、3つの疑問に取り組むべきである。

まず、教科書によれば、本当に危険なパンデミックの始まりには、政府は住民を安心

させ、巻き添えを食わないようにする必要がある。その代わりに、なぜ彼らは、例えば子供たちを賣して祖父母を窒息死させるのに使われたショッキングな文書、いわゆるショクバピアを作成することにしたのか？なぜショック文書委員会に医師がおらず、社会学者とドイツ語教師がいたのか？なぜ政治家たちは何年間もこの恐怖を煽り続け、そして今になって、当初はほんの少しのミスを犯しただけで、それも無知からだ主張するのか？第二に、2020年2月、教科書やWHOのガイドラインは、戸締まりや学校閉鎖などの措置をとることを勧めていた。当時、RKIはマスクの着用は効果がなく、コロナが通常簡単であると発表した。ドロステン氏はすべてのインタビューと連邦政府の記者会見でこのことを強調した。(注:ドイツのウイルス学者クリスチャン・ドロステン氏はコロナウイルス説を世界中に広めることに貢献し、PCR検査の責任者でもある) 同じドロステン氏は、現連邦首相のオラフ・ショルツ氏に対し、PCR検査がなければパンデミックに気づくことさえなかっただろうとトークショーで語っている。すでにデータ上、特別なリスクはないとされていたにもかかわらず、2020年3月にこれまでと異なる対応をとることになったのはなぜか？マスク着用義務も戸締まり義務もなかったスウェーデンが明らかにドイツより好成績を収めたことを考えると、これらの対策は本当に感染予防を目的としたものだったのか、それとも明らかに失敗したのだが、むしろワクチン接種に対する人々の抵抗感を打ち砕くことを目的としたものだったのか、ということも問われなければならない。第三に、なぜ政治家たちは実験的ワクチンの投与を許可しただけでなく、2G/3Gルール(2Gルール:ワクチン接種者または回復者、3Gルール:ワクチン接種者、回復者、検査済み者)や特定地域での強制ワクチン接種を課すことによって、実際に人々にワクチン使用を強制したのか？なぜ必要性のないワクチンが緊急に認可されたのか？もしPCR検査がなかったら、パンデミックに気づくことさえできなかっただろう。ワクチンによって引き起こされた影響の多くが、何の影響もなく過ぎ去ったことを示す統計が、なぜ公表されなかったのだろうか？

このような世論を反映するようなタイトルのベストセラーが登場している: トーマス・ラウゼンの『インテンシヴ・マフィア』、フランク博士の『国家の犯罪』、レーリ博士の『コロナの陰謀』。すべての本は5桁の大増刷で出版された。

このような言説への参加を拒否する政治家は信用を失い、有権者から距離を置くことになる。国民が蒙った影響は甚大であるため、調査委員会を設置するのは当然であった。連邦議会はこのようなことを望んでいなかったのに、今日、このような形で私たちがその解明に貢献できることに感謝している。

ご本人による要約

情報公開請求文書

情報公開請求文書2000ページ以上にわたって、リベンミックがすべて偽りだったことを示している。「高い健康リスク」はデータから導き出されたものではなく、政治的決定であった。「集団免疫」は単なる物語と見なされていた。

参考資料 6

南アフリカは日本と違い(満点1Eロ)司法権の独立性が機能しているのか？製造会社との供給契約書が訴訟によって開示された。その南アフリカのWHO脱退法案の前文には、South Africa will not be colonised and controlled by WHO related pharmaceutical industryと故意の加害行為が存在した構造がうまく要約されている。

>>南アフリカを世界保健機関(WHO)から脱退させ、南アフリカから世界保健機関(WHO)へのすべての拠出金を廃止し、真の健康と福祉のためのメカニズムを創設し、アフリカ諸国やその他の信頼できる同盟国と協力し、それに関連する事項を提供すること。

前文

- 南アフリカの住民の健康と福祉は最も重要である。
- 南アフリカの主権は最も重要。

- 南アフリカは、WHOの影響を受けた制裁や国連が実施する制裁から保護されなければならない。

- 資金に依存しているWHOは、企業の植民地化と検閲のパイプ役。

- 世界保健総会(World Health Assembly)で47カ国のアフリカブロック(75カ国)は、国家主権を脅かすWHOの立法戦術を拒否。

- WHOの憲法には、民族自決に反し脱退条項は含まれていません。

次のことを念頭に置いてください。

- WHOは、寄付者からの資金提供を通じて利益相反に陥まされています。

- WHOは、Covid-19の期間中、矛盾した勧告によって失敗しました。

- アフリカはCovid-19を比較的うまく乗り切りました。

- 実際の、あるいは**詐欺的なパンデミック**やその他のスキームが、貧困層や労働者階級から億万長者や企業に富を移転しているという証拠があり、WHOの暴利行為への支援によって可能になっている。

- WHOは、加盟国/代表を通じて、国際保健規則の物議を醸す改正と、法的拘束力を持ち、アフリカをIMF、世界銀行、その他の融資の対象とする新しいパンデミック条約または協定の提案を通じて、権力の掌握を試みています。

また、以下の点に留意してください。

- アフリカにおけるWHO関連プログラムを通じて、人びとが被害を受けている。WHOの職員は、アフリカの子ども、女性、男性に対して、性犯罪、経済犯罪、その他の搾取犯罪を犯したとして有罪判決を受けている。

- 南アフリカは、WHO関連の製薬業界、天然資源、大使館、準備銀行、軍事、その他の資産を製品の担保として保有する契約を通じて、または物議を醸すmRNAハブや関連技術や施設を通じて、植民地化され、管理されることはありません。

- 健康は万能のパラダイムではありません。

- ウェルネスは薬やワクチン以上のものです。

- ワクチンは、子供を含む人々に害を及ぼす可能性があり、実際に害を及ぼす可能性があります。責任を負った人々が認識されたり補償されたりすることはほとんどありません。

- 天然薬、土着薬、伝統薬は重要な役割を担っています。

- 安全で効果的、かつ手頃な価格の再利用医薬品は重要な役割を担っています。

- 南アフリカには、倫理的で有能な科学者、医療従事者、伝統的なヒーラーがおり、ホリスティックな健康ソリューションを革新することができます。

- 南アフリカには、すべての住民、特に子供たちが真の健康にアクセスできるようにするための天然資源やその他の資源があります。南アフリカ共和国憲法によって次のように制定されます。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

参考資料 7

ルイジアナ州で強力法案が上院通過

"WHO、国連、世界経済フォーラムのいかなる規則、規制、料金、税金、政策、命令も、ルイジアナ州、または州のいかなる機関、部署、理事会、委員会、政治区、政府機関によって施行、実施されることはない"

[Redacted text block]

[Redacted text block]

「WHO、UN、WEFはオクラホマ州の管轄権を持たない」法案、オクラホマ州議会下院を通して上院へ。

参考資料 8

上院共和党議員団からバイデン大統領への2024年5月1日反WHO書簡

来月、第77回世界保健総会(WHA)において、貴政権は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言する世界保健機関(WHO)の権限を強化し、そのような緊急事態の際に加盟国に対するWHOの権限を拡大する2つの国際協定を米国に約束することが期待されています。これは容認できません。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック(世界的大流行)におけるWHOの失敗は、予測可能なほど完全なものであり、わが国に永続的な損害を与えました。米国は、WHOが最も基本的な機能を果たすことができないこの最新の状況を見逃すわけにはいかず、国際保健規則(IHR)の改正やWHOの権限を高める新たなパンデミック関連条約を検討する前に、包括的なWHO改革を主張しなければなりません。我々は、貴国がこれらのイニシアティブを引き続き支援していることを深く憂慮し、貴殿に方針転換を強く求めます。IHRの第55条は、IHR改正の文言を、検討されるWHAの少なくとも4か月前に加盟国に通知することを要求しています。WHOはまだ加盟国に最終修正文書を提供していないため、来月のWHAではIHRの改正が検討されない可能性があるとして提出します。加盟国が提出した300以上の改正案の中には、WHOの公衆衛生上の緊急権限を大幅に強化し、米国の主権に対する耐え難い侵害を構成するものもある。そのため、WHOは4ヶ月の通知期間を守り、加盟国がそのような提案の痕跡がWHAによる検討のための最終修正パッケージに含まれていないことを確認する時間を与えることが不可欠でした。それを怠ったので、修正は順調ではありません。世界保健機関(WHO)が公開した最新のパンデミック条約の草案は、死んだも同然だ。この条約は、WHOの欠点に対処する代わりに、義務化した資源と技術の移転、知的財産権の寸断、言論の自由の侵害、WHOの強化に焦点を当てています。中国政府が正当な独立調査を阻止し続けているため、COVID-19の経路がまだにわからないという草案を無視している。第77回WHAで検討されているパンデミック関連の条約、条約、協定に参加しないことを強くお勧めします。この忠告を無視するならば、我々は、そのような協定は、憲法第11条第2項に基づき、上院の3分の2の同意

を必要とする条約であると考え、可能な限り強い言葉で述べ、わが国にとっての大きな利害関係と憲法上の義務に照らして、私たちは、(1)現在のIHR改正とパンデミック条約交渉に対するあなたの政権の支持を撤回し、(2)あなたの政権の焦点を、その権限を拡大することなく、その永続的な失敗に対処する包括的なWHO改革に移し、(3)これらの要求を無視するならば、パンデミック関連の合意を上院に提出し、助言と同意を求めます。 米共和党連邦上院議員 49名

<ク>行政責任

(X)川口市に対する、担当職員<古><し><す><せ>の責任

損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権行使を怠る事実の違法性の要件について発生根拠とは別に不作為の違法が必要である。債権については原則として地方公共団体の長に行使不行使についての裁量はない。 最二小平成16年4月23日 京都地判昭61・4・10

金銭債権については特段の事情ない限り当該債権の請求を怠る事実が違法である。不当利得返還請求権(民法703条)の要件について、

発生届出受理・(ド)(レ)(ミ)行政行為と特例承認・厚生労働大臣指示の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(ソ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(ド3)は違法違法・無効であるので「法律上の原因なく」(民法703条)の要件を充足する。

行政行為 a1 a2 a3(ド)(レ)(ミ)特例承認・厚生労働大臣指示 すべての明白性・重大性の要件充足する瑕疵であるので、当然無効により「法律上の原因なく」(民法703条)の要件を充足する。

民法96条1項類推適用による判明成分に対する取り消し意思表示完了済後援者について「法律上の原因なく」(民法703条)の要件を充足する。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない程度が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決)

<さ>行為主体の責任

行為主体は権限なき主体として下記a1a2a3bc1c2de0e2支出を川口市の公金から支出させ 川口市に同額の損害を与えもしくは同額を不当に利得させたものであるから川口市に対する損害賠償義務もしくは不当利得返還請求権行使不作為による損害賠償義務がある。(damage15 file)

なお昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決民集 36 巻 4 号 519 頁の裁判要旨によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのでなければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とある。

コロナ地方創生臨時交付金事業への充当とコロナ地方創生臨時交付金申請受領については、国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

a1

存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていない(乙37丁2参照)公費負担保険適用PCR支払い支出命令・自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出作業に対する固定費投入損害賠償義務(民法709条)と「他人の事務を処理する者」主体である市長と障害福祉課長による<カ>刑事的責任 a1 背任罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、不当利得返還請求権(民法703条)行使不作為による損害賠償義務(民法709条) 子12 file / 02 /

c4.pdf c29.pdf c30.pdf c36.pdf c46.pdf

99号監査2023年10月20日 川福税発55 障害福祉課長・介護保険課長からの回答は障害福祉課長・介護保険課長による、監査請求人の主張する憲法や予防接種法に違反する事実はなく、法令違反の指摘は失当との回答をし、証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定、との監査請求人の主張に対し要件事実に関する否認・抗弁・反証証拠の提出がなされていないにもかかわらず、監査委員が監査請求人の主観的な主張であると合法認定している点、監査委員による憲法31条違反。

市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(イ)論点1B ロ 口2 (4) (ア) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないことの認識

(ロ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識

(ハ)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

(ニ)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せず不当利得返還請求権不行使継続

(ホ) 氏は広島県内の有権者219人分の告発状を広島地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚労大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上岡博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党議拘束に従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康発0210-5号)が自然発生したものとして同定確認済でありSARS-CoV-2も自然発生したものとして同定確認済で、両者がidenticalであり病原性証明済と認識している場合、民法644条善管注意義務にもとづき、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害

賠償請求状況を国際裁判管轄地に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽減するべきであるが、そのようなこともせずに不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

a2

疾病対策課長と中核市長による<カ>刑事的責任a2 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される5類定点届出受理送信作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)と届出受理送信主体である市長への給料一部案分額不当利得返還請求権不行使 子13 file / 02 / c27.pdf c43.pdf c48.pdf

先行行為が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決)

行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 届出受理(ド)(レ)(ミ)厚労大臣指示・特例承認すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される届出受理固定費投入財務会計行為を行うに当たり、その原因行為の前提である先行行為において、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合にあたる。

115号監査2023年12月13日川保発第1312 疾病対策課長の回答は、HERSYS発生届は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出は形式的・実質的要件を欠き要件非充足である、との監査請求人の主張に対し要件事実に関する否認・抗弁・反証証拠の提出がなされていないにもかかわらず、監査委員が監査請求人の主観的な主張であると合法認定している点、監査委員による憲法31条違反。

市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ろ)(は)

(イ)論点1B ロ f2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在

することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないことの認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識

(は)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

a3

ワクチン接種室長・広報室長による<カ>刑事的責任a3 薬機法66条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される広報誌back number掲載維持費用・5類定点届出website掲載維持費用と固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)

先行行為が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決)

行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 届出受理(ド)(レ)(ミ)厚労大臣指示・特例承認すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

薬機法66条68条違反構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される印刷掲載事実行為固定費投入財務会計行為を行うに当たり、その原因行為の前提である先行行為において、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合にあたる。

ワクチン接種室長・広報室長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ろ)(は)

(イ)論点1B ロ f2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月から存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていないことの認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識

(は)126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

b

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任 b 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払いに関する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入不法行為損害賠償義務(民法709条)と、不当利得返還請求権(民法703条)行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法709条)と、市長の給料一部案分額 不当利得返還請求権不行使 子14 file / 02 / p57.pdf

先行行為が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日 最高裁判所第三小法廷判決)

行政行為(ソ)(ラ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 届出受理(ド)(レ)(ミ)厚労大臣指示・特例承認すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記記述はめが可能になる。

殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払い・固定費投入財務会計行為を行うに当たり、その原因行為の前提である先行行為において、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存在する場合にあたる。

故意過失存在の推定される要素(イ)(ろ)(は)(に)(ほ)

(い)論点1B ロ f2 (4) (あ) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから法定病原体との同定作業が行われていないことの認識により無権代理人による委託契約締結の認識

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同定不能の認識しながら無権代理人による委託契約締結を認識

(は)論点1B ロ f2 (4) (い) (a)で述べたように、FDAへのファイザー提出資料Z11について、2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及される前にZ11も添付文書として受領し文書の存在と内容を認識

(に)

(ほ)126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

c

c1 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、接種券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条) 子16 file / 02

c2 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条) 子16 file / 02

先行行為が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。(平成4年12月15日

最高裁判所第三小法廷判決)

行政行為(イ)(ウ)(シ)(ド3)すべての立法行政行為が違憲違法無効である。行政行為 届出受理(ド)(レ)(ミ)厚生労働大臣指示・特例承認すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

傷害罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種券印刷郵送・接種会場設置費用支払い・固定費投入財務会計行為を行うに当たり、その原因行為の前提である先行行為において、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合にあたる。

故意過失存在の推定される要素(イ)(ろ)(は)

(イ)論点1B ロ 2 (4) (イ) (a)で述べたように、FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として受領し文書の存在と内容を認徹

(ろ)論点1D イで述べたように、126号監査請求書受理日相当期間経過後よりフリーン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いておらずノババックス以外顕著化されていない点の認徹

(は)126号監査請求書受理日以降は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

d

「他人の事務を処理する者」主体である市長とワクチン接種室長による<カ>刑事的責任 d 背任罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される民法96条1項類推適用による判明成分取消し後接種の、委託料不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務不履行と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法719条) 子17 file / 02 / c03.pdf

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(い) 氏は広島県内の有権者219人分の告発状を広島地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚生大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上論博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党議拘束に従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康発0210-S号)が自然発生したものであるとして同定確認済みでありSARS-CoV-2も自然発生したものであるとして同定確認済みで、両者がidenticalであり病原性証明済と認識している場合、民法644条保管注意義務にもとづき、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害賠償請求訴訟を国際裁判管轄地に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽減するべきであるが、そのようなこともせずに委託料不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

(ろ)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せず」に不当利得返還請求権不行使継続

(は)市長は、遅くとも、市長自身が欺罔の意思表示(民法96条1項)を提供された Thursday, November 24th, 2022 at 2:53 PMまでに、民法96条1項類推適用による、希望の意思表示取消しが接種医あてで送達されたことを認識しているが、不当利得返還請求権不行使継続

e0

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)違法違憲無効な立法行為行政行為事実行為・違憲違法無効な特例承認・厚生労働大臣指示を前提とした国金・川口市議会・埼玉県議会のPCR検査・発生届出受理・ワクチン接種実施含むすべての令和2・3・4・5・6年度コロナ関連予算決議(ド3)は違憲違法・無効である。

(ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出された場合に「予算執行適正確保の見地から」という下記あてはめが可能になる。

予算決議が違憲違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵の存するので、これを看過した議長による固定費投入後行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとな

る。(平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決)

憲法13条・25条・29条適用違憲・予防接種法1条感染症法1条新型コロナウイルス等対策特別措置法1条等違反・公序良俗違反(民法1条1項)・東京高裁平成4年12月18日判決をふまえた平成6年改正予防接種法違反・憲法9条違反で無効な予算決議は著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合にあたる。

e2

99号115号監査において民法415条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の不提出にもかかわらず、R5年度の市長の給料を満額受領し答弁拒否行為が占める市長の給料案分額不当利得返還請求権(民法703条)不行使損害賠償義務(民法709条) 子18 file / 02 / c12.pdf

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(い)答弁拒否継続について監査請求人からのwebsite経由からの問い合わせに回答拒絶継続

<し>支出権者の責任

法令上本来的に権限を有するその自治体の長である市長は違法な支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督義務を有しているところ、これを怠り故意又は過失により違法な支出を行ったのであるからその損害を賠償する義務を負う。この損害賠償義務は民法709条民法415条により請求権競合となるものの、自治体である川口市に対する民法644条違反にもとづく債務不履行責任と解する(民法415条)。よって故意・過失不存在の立証責任は市長側にある。上記a1a2a3bcde0e2行為主体が違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の職務違反があり、(専決権限者がいた場合)専決権限者が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかった

下記a1a2a3bcde0e2支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督義務違反

a1'

無権限での、存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業が行われていない自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出に係る公金支出は、地方自治法、232条の2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」に該当しないので川口市は補助金支出権限なし。川口市補助金規則は適用されない。なお発生前の補助金返還請求権も管理を怠る事実の対象としての財産とならう(仙台高判平成27・07・15)。しかし厚労省が、存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業に必要な検体・見本・標本・文書資料を保有しておらず(乙37 T2参照)、主体に支出権限ないので、法律上の原因なく(民法703条)の要件充足する。「他人の事務を処理する者」主体である市長による<か>刑事的責任 a1 背任罪共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される、最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権不行使による、国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間経過による損害について債務不履行責任(民法415条)を負う。

故意過失存在の推定される要素(い)(ろ)(は)(に)

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(い)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がなされたので、故意過失の存在が推定される

(ろ)川口市民によるHERSYS発生届・5類定点届出受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から除斥期間20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届・5類定点届出の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、傷害罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間宗でしか保存されない背景のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第三者性のない監査委員が、監査対象が限定されれば「損益額が不明」となるべきところ一事不再理効の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として消極性ない(民事訴訟25条1項 類推適用) 監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の効かない違法無効な99号115号監査を行わず不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は選族会からの要望書を受領しなかった党内唯一の政党である。

(は)証拠乙37T2乙1に基づく「法律上の原因なく(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せずに不当利得返還

請求権不行使継続

(に) 氏は広島県内の有様者219人分の告発状を広島地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚労大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上座博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党議拘束に従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康発0210-5号)が自然発生したものとして同定確認済みでありSARS-CoV-2も自然発生したものとして同定確認済み、両者がidenticalであり病原性証明済みと認識している場合、民法644条善管注意義務にもつき、存在することが前提とされている? 法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害賠償請求状を国際裁判管轄地に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽くするべきであるが、そのようなこともせずに不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

a2 疫病対策課長と市長による<カ>刑事的責任 a2 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定されるHERSYS発生届・5類定点届出受理報告作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素 (い)

(い)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ろ)川口市民によるHERSYS発生届受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から除斥期間20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者のない監査委員が、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適格性ない(民事訴訟25条1項 類推適用)監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は選抜会からの要望書を受領しなかった国内唯一の政党である。

a3

ワクチン接種室長・広報室長と市長による<カ>刑事的責任 a3 茨城県法66条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される広報誌back numberのwebsite掲載維持費用・5類定点届出website掲載維持費用と固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(い)

(い)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ろ)川口市民によるHERSYS発生届・5類定点届出受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から除斥期間20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者のない監査委員が、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適格性ない(民事訴訟25条1項 類推適用)監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は選抜会からの要望書を受領しなかった国内唯一の政党である。

b

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任 b 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払いに関する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(い)

(い)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ろ)川口市民によるHERSYS発生届・5類定点届出受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断後者として適格性ない監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は造議会からの要望書を受理しなかった国内唯一の政党である。

c

c1 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)没入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

c2 権限なき主体であるワクチン接種室長と市長による<カ>刑事的責任 c 傷害罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)没入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(い)

(い)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ろ)川口市民によるHERSYS発生届・5類定点届出受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から

除斥期間20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断後者として適格性ない監査委員(民事訴訟25条1項 類推適用)に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の働かない違法無効な59号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は造議会からの要望書を受理しなかった国内唯一の政党である。

d

「他人の事務を処理する者」主体である市長とワクチン接種室長による<カ>刑事的責任 d 背任罪共同正犯幫助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される民法96条1項類推適用による判明成分取消し後の、委託料不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務不履行と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(い) 氏は広島県内の有権者219人分の告発状を広島地検に提出済。弁護士若狭勝氏が主張されるように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行っており、医療業界から厚労大臣への献金は2億2000万円超(by 報道1930 上臨博之教授)である。統一教会自民党支部に所属する市長は党離拘束に従っているだけなのかもしれないが、仮に法定病原体(健康感染0210-5号)が自然発生したものとして同定確認済みでありSARS-CoV-2も自然発生したものとして同定確認済みで、両者がidenticalであり病原性証明済と認識している場合、民法644条善管注意義務にもとづき、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体SARS-CoV-2の流出について、不法行為にもとづく損害賠償請求訴状を国際裁判管轄地に提出し、損害賠償金を勝ち取り国民1人あたり60万の納税者負担を軽くするべきであるが、そのようなこともせずに委託料不当利得返還請求権不行使継続により特定業界のみの便宜をはかっている

(ろ)証拠乙37丁2乙1に基づき「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠の提出せずに不当利得返還

請求権不行使継続

(は)市長は、遅くとも市長自身が欺罔の意思表示(民法96条1項)を提供された Thursday, November 24th, 2022 at 2:53 PMまでに、民法96条1項類推適用による、希望の意思表示取消しが「接収医あてで送達されたことを認識しているが、不当利得返還請求権不行使継続」。

a0

固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

e2

99号115号監査において民法415条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出にもかかわらず、R5年度の市長の給料を満額受領し答弁拒否行為が占める市長の給料案分額不当利得返還請求権(民法703条)不行使損害賠償義務(民法415条)

市長に故意過失存在の推定される要素

下記客観面から主観的要件充足が推定される

(い)答弁拒否継続について監査請求人からのwebsite経由の問い合わせに回答拒絶継続

<す>専決権限者の責任

専決権限者が存在している場合は市長による支出命令行為に対する賠償命令発令義務がある

専決権限者は遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

<せ>2024年5月8日5類以降前の監査対象を監査した監査委員の責任(個別外部監査契約(弁護士)に基づく監査によることを求める理由を説明するために記載します)

監査委員は手続き規定上違法であるかのための監査だけではなく、実体法上違法で

あるかの監査もおこなう義務がある。地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わない監査委員は、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明し、一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている点、作為不作為による刑法104条証拠隠滅罪構成要件に該当する実行行為を行っており、かつ違法性阻却事由不存在が推定される。よって川口市に上記全損害額元本に対する、各号監査終了日以降遅延利息分の損害を与えている(民法719条)。

Friday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局長は下記のように回答された。「[「除斥」の判断は、4人の監査委員それぞれについて、他の3人の監査委員の合議により判断します。]つまり他の3人はすべて「訴訟物(監査対象)」が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明」という共同不法行為(民法719条)に全員合議体当事者として関与していて、「訴訟物(監査対象)」が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明した点について残り1名共同不法行為者の川口市に対する遅延利息損害賠償債務の存否」について除斥原因になるかどうかを判断する、とのことである。裁判官が「損害額不明なところ損害なし」とした違法な判決に対する国家賠償請求訴訟をおこされて、国家賠償請求訴訟をおこされた裁判官自身が国家賠償債務の存否について裁判や判決を行うようなものである。(また、刑法104条構成要件に該当する該当する実行行為を行ったことが推定され違法性阻却事由不存在が推定される裁判官が、その「他人の刑事事件」の裁判をおこなうようなものである。) 115号監査委員は、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべき点についての違法監査結果表明共同不法行為損害賠償債務存否について、除斥要件判断権者として適格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 類推適用)、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行い続けている。

またFriday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局長は下記のようにも回答された。「住民監査請求99号については、現在監査中で、「除斥」に係る判断も、監査結果報告書にて行います。」この点99号監査委員は「除斥」に係る判断を、監査結果報告書で報告する権限はない。「損害額不明なところ損害なし」とした違法な監査結果を合議体共同で表明している点は 前回57号一般公開済監査結果13pageの記述により客観的に明白であり、「除斥」の判断を、4人の99号監査委員それぞれについて、他の3人の99号監査委員の合議により判断していれば法令違反は客観的に明白だからである(民事訴訟25条1項類推適用)。

証拠隠滅の故意存在推定される要素(い)(ろ)(は)(に)(三)(へ)(と)(ち)(り)(ぬ)(る)

下記客観面から主観的要件充足が推定される

2名の監査委員について

(い)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の経緯

(ろ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の経緯

(は)53号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の経緯

(に)86号126号53号57号監査請求から法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わず、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明

(ほ)115号監査委員は、除斥要件判断権者として適格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 類推適用)、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行い続けている。

(へ)監査委員は行為主体である担当者を不特定にすることにより証拠隠滅行為・証明妨害行為を行っている

例えば薬機法66条68条違反の論点において、薬機法により罰則規定による法人の処罰(薬機法90条)が可能である。しかし罰則規定による法人の処罰は、行為者個人についての犯罪成立が前提である。行為者について犯罪が成立するか否かが不明確なまま、法人だけを処罰することはできない。じっさい、監査請求人はさいたま地方裁判所担当裁判官により、行為主体である担当者を特定するように行政指導を受けている。しかし監査請求人が監査請求書に行為主体である担当者をできるだけ特定しようとした記述を無視し、過去4回の監査において「保健部に対し聴取を行った」などと故意に担当者を不特定にし証拠隠滅行為・証明妨害行為を行っている。そこで監査請求人はさいたま地方裁判所に対して

昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決民集 36 巻 4 号 519 頁の裁判要旨によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのでな

ければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とある。

…と説明するしかないのである。

(と)正当理由にあたらぬ理由付記せずに1年経過後の広報紙財務会計行為の監査不行

(ち)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに理由付記なしで「違法性不当性なし」と違法な事実認定

(り)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに「具体的な違法不当性の指摘欠く」と違法な事実認定

(ぬ)市長の民法415条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに理由付記なしで「違法性不当性なし」と違法な事実認定

(る)先例拘束性(中島学資保険訴訟最高裁判例と薬害エイズ判決)を無視

2名の監査委員について

(い)53号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の経緯

(ろ)53号57号監査請求から法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わず、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明

(は)115号監査委員は、除斥要件判断権者として適格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 類推適用)、さらに一事不再理効の働かない違法無効な115号監査を行い続けている。

(に)監査委員は行為主体である担当者を不特定にすることにより証拠隠滅行為・証明妨害行為を行っている

例えば薬機法66条68条違反の論点において、薬機法により罰則規定による法人の処罰(薬機法90条)が可能である。しかし罰則規定による法人の処罰は、行為者個人

人についての犯罪成立が前提である。行為者について犯罪が成立するか否かが不明確なまま、法人だけを処罰することはできない。じっさい、監査請求人はさいたま地方裁判所担当裁判官により、行為主体である担当者特定するように行政指導を受けている。しかし監査請求人が監査請求書に行為主体である担当者をできるだけ特定しようとした記述を無視し、過去4回の監査において「保健部に申し聴取を行った」などと故意に担当者を不特定にし証拠隠滅行為・証拠妨害行為を行っている。そこで監査請求人はさいたま地方裁判所に対して

昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決民集 36 巻 4 号 519 頁の裁判要旨によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのであれば右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とある。

…と説明するしかないのである。

(ほ)正当理由にあたらない理由付記せずに1年経過後の広範囲財務会計行為の監査不限行

(へ)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに理由付記なしで「違法性不当性なし」と違法な事実認定

(と)証拠乙37丁2乙1に基づく「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに「具体的な違法不当性の指摘欠く」と違法な事実認定

(ち)市長の民法415条責任要件充足推定に対する否認・抗弁・反証証拠の提出せずに理由付記なしで「違法性不当性なし」と違法な事実認定

(り)先例拘束性(中島学質保険訴訟最高裁判例と薬害エイズ判決)を無視

故意存在が推定されるので、故意不存在の立証責任は監査委員側にある。

(v)納税者に対する川口市の責任

川口市は 下記aとcに関する<キ>民事的責任

a 東横法56条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪に関する国家賠償債務と法定利息

c 陳容未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪に関する国家賠償債務と法定利息

を負担する可能性があるが、過失相殺など個別事例が不明なので、現時点で認定額も不明になる。

川口市が負担する国家賠償債務に関し市長・ワクテン接種室長に対する国家賠償法1条2項の求償権と民法709条に基づく損害賠償請求権があるが、<キ>民事的責任につき、個人の資力で担保できるのか不透明である。

1 違法性の要件

(2024年6月8日5類以降前の監査対象を監査した監査委員の除斥事由について)

ワクテン接種推進室長、保健部職員と川口市長について、下記の事項ABCDEに関する刑事訴訟法239条2項違反。監査委員について、86号監査請求書受理日2022年12月19日以降監査委員は論点1A1B1C1D1E1についての刑事訴訟法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に関することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。監査委員について、前回126号監査請求書受理日2023年3月24日以降監査委員は論点1A1B1C1D1E1についての刑事訴訟法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に関することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。2名の監査委員について、前回53号監査請求書受理日2023年6月30日以降監査委員は論点1A1B1C1D1E1についての刑事訴訟法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に関することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

監査委員は 地方自治法199条2項のように、地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つきの実体法適合性違法性監査を行わない点、憲法31条違反を構成する(憲法31条は行政権に類推適用される)。53号監査委員憲法31条違反につき地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に関することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

2023年11月29日監査委員と監査委員事務局長による115号除斥事由存否判断について、監査委員の監査結果表明日からの遅延利息分損害賠償義務が主張されているところ、遅延損害賠償債務の元本(703条不行使による709条債務・708条債務・415条債務)の存否の判断については、地方自治法199条の2の、利害関係の「害」に関

することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

予算決議に参加した議員監査委員は(ド3)123456についての各法違反事由要件事実存否と予算決議に要した固定費支出に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」にすることが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

Friday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局局長は下記のように回答された。「除斥」の判断は、4人の監査委員それぞれについて、他の3人の監査委員の合議により判断します。」つまり他の3人はすべて「訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明」という共同不法行為(民法719条)に全員合議体当事者として関与して、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明した点について残り1名共同不法行為者の川口市に対する遡延利息損害賠償債務の存否」について除斥原因になるかどうかを判断する、とのことである。裁判官が「損害額不明なところ損害なしとした違法な判決に対する国家賠償請求訴訟をおこされて、国家賠償請求訴訟をおこされた裁判官自身が国家賠償債務の存否について裁判や判決を行うようなものである。(また、刑法104条構成要件に該当する実行行為を行ったことが推定され違法性阻却事由不存在が推定される裁判官が、その「他人の刑事事件」の裁判をおこなうようなものである。)

99号監査委員は、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべき点についての違法監査結果表明共同不法行為損害賠償債務存否について、除斥要件判断権者として適格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 類推適用)、さらに一事不再理効の効がない違法無効な99号監査を行い続けている。

またFriday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局局長は下記のようにも回答された。「住民監査請求99号については、現在監査中で、「除斥」に係る判断も、監査結果報告書にて行います。」この点99号監査委員は「除斥」に係る判断を、監査結果報告書で報告する権限はない。「損害額不明なところ損害なし」とした違法な監査結果を合議体共同で表明している点は 前回57号一般公開済監査結果13pageの記述により客観的に明白であり、「除斥」の判断を、4人の99号監査委員それぞれについて、他の3人の99号監査委員の合議により判断していれば法令違反は客観的に明白だからである(民事訴訟25条1項類推適用)。

法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記付きの違法性監査を行わない理由が記載されているが、すでに監査請求人が53号57号監査請求書「他の適法行為の期待可能性」のところで述べたように、実施主体である川口市は刑訴法239項2項にもとづく告発をして、違法な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟をおこなうなどの選択肢があるので、この理由付けは、監査請求人の主張に対する否認にも抗弁にもまったくならない。他の適法行為の期待可能性ない旨の否認が抗弁を提出しないと、除外事由ない地方自治法第242条第1項において法定受託事務を除外することは正当化されない。

2023年8月21日公開された福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件で被告ファイザー社が提出した答弁書を証拠提出します。丁3 file / 02/recordvaccine9-2.pdf

福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件での被告提出準備書面において、ファイザー社のみ、憲法85条違反(論点1Eイ)の「免責保証契約」を締結したのなら、その契約書を証拠提出して「請求棄却判決を求める」と答弁できる可能性があるが、実施主体である自治体は製造会社のように免責や国家賠償債務負担しない旨の答弁をすることができないし、実際に答弁していないので、除外事由ない地方自治法第242条第1項において法定受託事務を除外することは正当化されない。共同不法行為の被告2地方自治体ともに、何らかの特約の存在を示すなどして「法定受託事務に関する国家賠償債務を厚労省が肩代わりしてくれる」などの答弁はしていない。自治体が国家賠償債務を負担する可能性があるのに、監査回避は正当理由なし。

あらたに死亡事例の福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件に続く第2号として後遺症事例訴訟物価額 6186 万 1244 円の国家賠償等請求訴訟が令和5年9月20日東京地方裁判所に提起された。実施主体である地方自治体も共同不法行為の被告となっている。主張できる主体に関する可能性として、第1号第2号ともに共同不法行為の被告にされていない都道府県のみが法定受託事務に関する理由付記つき違法性監査を行わない正当理由を主張できる主体となり得る可能性はある。

なお、地方公共団体の事務に関する訴訟の実施請求について、地方公共団体は、一定の要件と手続が必要となりますが、特定の訴訟について、法務大臣に対し、法務局訟務部・地方法務局訟務部門の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができる(法務大臣権限法7条1項)。しかし地方公共団体は、国とは別個の法人であるから、地方公共団体を当事者または参加人とする訴訟については、当該地方公共団体が独自に処理することが原則である、とされている。

また、法定受託事務は本来、国が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため法令によって自治体に処理を委任する事務である。機関委任事務と異なり国の事務ではなく、地方公共団体の事務である。条例制定権や地方議会の関与も認められている。国や都道府県の関与は自治事務より強く、権力的関与も残されているが、関与に際して手続的制約(書面主義、審査基準の明確化、標準処理期間の明示など)が加えられたほか、国や都道府県の関与については国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争えるようになった。中端訴訟(学質保険裁判)において、生活保護費の支給は法定受託事務にあたるが、厚労省の通知を拘子定規にあてはめた処分が最高裁で違法とされた。国の処理基準があってもそれに従うことが適当か否か各自治体が判断する必要がある。よって、過去4回の監査のように、手続き規定上違法であるかのみで監査だけではなく、実体法上違法であるかの監査もおこなわなければならない。たとえば公金の支出に憲法89条違反該当可能性があれば、公金の支出に手続き規定違反があったかだけではなく、公金の支出それ自体に憲法89条違反がないか？を実体判断する義務があるのである。実体法上違法であるかの監査がおこなわれていないので、過去4回の全年齢層対象監査には訴訟物(監査対象)について一事不再理効は働いていない。

株式市場は、治験開始前までの株面水準まで戻したファイザー社が倒産する可能性を繰り返し込み始めたと元投資家のEdward DowdやIgor Chudovが言及している。財務が株主からの訴訟とワクチン被害者からの訴訟の両方に耐え切れないと予測されるからである。

Nov. 12, 2023, 10:39 p.m. ET NY postの記事でさらに下落傾向を強めた

そのような状況下において、16か月以上にわたる期間、除外事由にあたらぬ法定受託事務に関する理由付記つき実体法適合性監査を行わないことは納税者に対する重大な背信行為であり、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県狹間市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもとでは不作為により証拠隠滅に加担しているということである。

他方で、訴訟物(監査対象)が「限定されれば」損害額は不明となるべきところ、損害はない、などと違法な監査結果を表明している。

なお、監査委員は無知であるので、国家機関に対する「株主代表訴訟の納税者version」のような手続きが制定されていないことを知らないようである。政教分離原則違反の統一教会自民党政権下でさまざまな憲法の条文が空文化しているが、特例承認取消訴訟で国が請求に対する認否すらおこなわないので、憲法32条も空文化しているのである。

2021年9月17日全国監證商法対策弁護士連絡会 公開抗議文 衆議院議員 安倍晋三 先生へ

監査請求人は埼玉県235号住民監査請求においても違法な事実認定にもとづく一事不再理効が働かない違法な監査が行われたので、川口市115号監査請求後と9割がた同じ内容の埼玉県435号監査請求書を送付したところ、埼玉県監査委員事務局より11月29日付け435号文書にて「監査委員に対する損害賠償請求などの記載があるため地方自治法199条の2により監査委員全員は除斥される」との通知を受領した。埼玉県監査委員は川口市監

査委員のように監査対象が限定されれば損害額不明となるどころ、損害なしと違法な監査結果表明したわけではないが、一部の請求につき違法な事実認定をともなう一事不再理効が働かない監査を行った。監査委員の監査結果表明日からの遅延利息分損害賠償義務が主張されていたので、遅延損害賠償義務の元本(703条不行使)による709条債務・709条債務・415条債務の存否の判断については、除外事由となるからである。また刑法104条構成要件に該当する実行行為を行ったことが推定され違法性阻却事由不存在が推定される裁判官が、その「他人の刑事事件」の裁判をおこなうようなものである。監査委員に対する損害賠償請求などの記載があるため地方自治法199条の2により監査委員全員は除斥される」と判断されるべきところ、なぜ政教分離原則違反の統一教会自民党支部に所属する市長に任命された第3者性のない監査委員だけ、このようなあからさまな脱法行為が公然と許されるのか？人災パンデミックで人治の国になり下がった証拠であるのか？あるいは弁護士若狭順氏が主張するように政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者が収賄罪の被疑者として構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為を行ってきたからこのような脱法行為が公然と許されるのであろうか？法定受託事務の要件事実に関する監査請求人の抗弁に対して先例拘束性(中島訴訟最高裁判例)を無視し否認も再抗弁も提出せずに「法定受託事務であり合法」とHERSYS・VRS保存期間5年経過するまでの時間稼ぎである同じ主張を繰り返し、監査請求人が提供した海外の公聴会で主張された事実やドイツ最高裁判例に反証も提出せずに「監査請求人の主観である」と監査委員の個人的な主観を述べるだけである。なお、この「法定受託事務であり合法」「監査請求人の主観である」の主張は東京都多摩地区某市町村の監査結果と同じような主張をcopy and pasteしているだけのように見受けられるが、政教分離原則違反の統一教会自民党支部から何らかの指令が出ているから同じようにcopy and pasteしているのであろうか？

同じ政教分離原則違反の統一教会自民党支部監査委員が関与したと推測される東京都多摩地区某市町村の監査結果には「岐阜県が行った「予防接種法附則第7条第1項にある「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」は、「SARS-CoV-2」と同一との認識でよいか」との質問に対し、厚生労働省から「お見込みのとおりです」と回答している。」の記載があるが、厚生労働省のどの部署の担当者がどのように同意作業を行ったかの客観面(行為)が全く語られておらず、どこの部署の担当者かわからない主体がただ単に「SARS-CoV-2と法定病原体と同じと認識している」という主観面について記載しているだけである。よって「請求人の主観に基づく」という、政教分離原則違反統一教会自民党支部監査委員の主観を表明しているにすぎない。

例えばの話、Z37、T2、Z1、「山形衛生研究所が厚生省・感染症からの通知に基づき存在することが前提として業務を行っている旨回答」などに対する反証証拠を提出し客観面についての否認・抗弁を提出しなければ「請求人の主観に基づく」という主観を展開しているだけである。

copy and pasteしていると推測される川口市99号監査委員も同じである。「請求人の主観に基づく」という、政教分離原則違反統一教会自民党支部に所属する市長から任命された第3者性のない監査委員の主観を表明しているにすぎない。これも政教分離原則違反の統一教会自民党支部代表者による収賄罪構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される実行行為の効果なのであろうか？

また医師会お抱え議員として初入閣した政教分離原則違反統一教会自民党支部厚労相は、日本医師会の政治団体である日本医師連盟(日医連)から多額の献金を受け取っており、パーティー券購入代も含めると、その総額

は過去3年で約5600万円。つまり、医師会ベッタリ議員が厚労相を務めている 週刊新潮 2023年10月19日号掲載

最新の科学哲学によると、地動説と天動説でも両方説明可能である、とのことであるが、それが言われ始めてから数十年経過した。つまり地動説が正しいというドグマは1つのコンセンサスを選択したにすぎない。客観面(行為)についての反証事実・反証証拠も提出せずに「請求人の主観に基づく」という、監査委員の主観を展開するだけでは「両方説明可能」状態にもならない

A 予防接種法2条違反・憲法25条違反

イ

a0 発生届出受理と(ド)(シ)(ミ)行政行為の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(ソ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(ド3)は違法違憲・無効である

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「6 feet apart” social distancing recommendation promoted by federal health officials was likely not based on any data.」と連邦政府保健当局が推進した“6 フィート間隔”の社会的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。また研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

a1 (ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、予防接種法が適用される場合)、予防接種法2条違反 別紙資料 参照 甲2 file / 1A.pdf

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてでPDF送付済

にもかかわらず返信なし

b (ソ)(ラ)(シ)(ド3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、予防接種法が適用される場合)、予防接種法2条違反

令和3年2月12日医薬品医療機器等法 昭和35年法律第145号第14条の3第1項の規定に基づく審議結果による条件付き令和3年2月14日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。令和3年5月21日特例承認、令和4年1月21日特例承認、令和4年9月12日特例承認、令和4年10月5

日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。特例承認は存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンに対する特例承認権限しかないところ、厚労省自身が 厚労省通知文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の検体・見本・標本・文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が不能であり(丁2 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンの『有効性が確認されていない』からである。特例承認取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利が保障されていないので、ここで特例承認無効を主張します。

特例承認権限に関する判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体に関する検体・見本・標本・文書を保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定されるので(丁2)、同定作業不能により特例承認権限存否について、当初から、誤認であることが外形上、容観的に明白である(最終昭37.7.5)

承認外成分を含有する未承認工程プロセス2/バイアルは未承認製剤(論点1C イc1)であるが、弱毒化されていない未承認工程製剤を目的客体とする特例承認権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

c 医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定による特例承認の可否について審議され承認条件が付されることを前提として、承認して差し支えないものとされたが、承認条件が全く遵守されていないので、無効・取消原因となる

承認条件5による無効原因

製造会社「市販直後調査」に協力をお願いの資料には「特例承認された医薬品における薬剤使用にあたっての注意」として、『本剤の使用にあたっては、あらかじめ接種者又は代読者に、本剤に関する最新の有効性及び安全性について文書で説明した上で、予診票等で文書による同意を得た上で接種すること。』と記載されているが予診票による同意は、希望確認のみであり、文書による同意はまったく行われていない(予防接種実施規則5条の2違反)

承認条件5判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認条件5要件具備に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし民法的な片務的意思表示送達表明である希望確認は文書による同意ではないので、当初から、誤認である

ことが外形上、客観的に明白である(最判昭37.7.5)

承認条件5による取消原因

例えばEMA、FDA、カナダ保健省自身が確認済プロセス2における承認外成分であるdsDNA・SV promoter・SV enhancer配列の存在など最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明されていなかった。(モデルナでは今のところSV promoter・SV enhancer配列の存在は確認されていない)

承認条件5判例について

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認条件5要件具備に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし製造会社が製造会社が薬機法第68条の10第1項違反をしているので(論点1Bハニ)、最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明不能であり、当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である(最判昭37.7.5)

d

2021/06/10(木)09:39AM HPVワクチン薬害訴訟原告団所屬原告氏が厚生省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 高橋氏に、

(i)ファイザーが提出した申請資料概要の7.非臨床概要(2)薬物動態1の6ページにある、エーテル化合物で標識し、液体シンチレーション計数法で測定したラットの生体内発光は、ケミカルエンテングを起こし不適切なのではないか?

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/ivakuDetail/GeneralList/631341D>

(ii) 2017年の厚生省は、12万人に接種して、5人死んだ不活化ポリオワクチンでの薬害を Cutter 事件としていたのに、ファイザー製新型コロナウイルスワクチンでは、プロセス1試験段階で4万3,448人に接種して、6人死んでいると、FDAのブリーフィングドキュメントに書いている。事件以上に死んでいるのに何故承認されるのか?

の点について回答を求めたが高橋氏は回答を拒絶し、一方的に電話を切断了。

e

実際に投与されていないプロセス1バイアルについて接種群がプラセボ群の除外5倍されているので、有効性が確認されていないため 予防接種法2条違反(論点1C-5b, 論点1C口)により特例承認無効

因果関係認定FORMULA 1(論点1C イd3)の原則により有効性は永遠に判断されることはない、この点説明義務履行原始的不能事由となる

予防接種法2条違反・憲法25条違反により、特例承認無効。「法律上の原因なく」(民法703条)の要件充足

口 予防接種法附則抄第7条要件非充足(令和4年12月9日改正後は予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)

注記:前回86号監査請求の口頭陳述で、SARS-CoV-2(公式文書による病原性未証明ですが、病原体名称は与えられている)covid19(病名)と記述したのは誤りです

a0 発生届出受理と(イ)(ロ)(ニ)行政行為の前提となるすべての立法行為行政行為事実行為(ソ)(ラ)(シ)と国会・地方議会によるすべての関連予算決議(イ3)は違法違憲・無効である。

2024年1月9日ファウチ氏は米下院特別小委員会で「"6 feet apart" social distancing recommendation promoted by federal health officials was likely not based on any data.」と連邦政府保健当局が推進した「6 フィート間隔」の社会的距離の推奨は、何らかのデータに基づいたものではなかったことを証言された。また研究所起源説は陰謀論ではないと認めた。FOX Newsでも報道された。

a1 (イ)(ロ)(シ)(イ3)に関し否認・抗弁・反証証拠が提出され、感染症法・予防接種法が適用される場合)、前提としての感染症法違反

HER-SYSに感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を風邪に報告する行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのdataを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。よって含まれてきた感染症法にも(HERSYS発生届はすべて無効であるので、予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。))「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があるとき」に該当しない

>>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者(新感染症(法第五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。)について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一 当該者の職業及び住所

二 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 感染症の名称及び当該者の症状

四 診断方法

五 当該者の所在地

六 初診年月日及び診断年月日

七 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む。)

八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。)又はこれらとして推定されるもの

九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

その後、HER-SYS入力項目は18項目から8項目に簡素化されたが、感染症名は入力項目になっていない。下記は岐阜県の文書ですが、図表がわかりやすいのでとりあげます。 Z1 file /1A / ロ / glfu.pdf

<https://www.gifu.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/ecf32f6426dbc20e1f10087b622495b0.pdf>

新型コロナウイルスは、一般集合名詞であるところ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告さ

れたものに限る。)であるものに限る。)の定義については、厚労省通知文書(健総発0210ー5号)において、次のように記載されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

a2 2023年5月8日5類以降後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づく届出について 予防接種法第6条第3項要件非充足・憲法31条違反

(令和4年12月9日に施行されている予防接種法の一部改正されているが、改正前においても同様に規定がなされている。改正後は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の附則第14条の規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)

2023年5月8日5類以降後については届出が5類定点の届出様式3に変更された。この感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づく届出は感染症名が法定病原体名符として入力項目になっている。しかしながら中国習近平氏が書いた、WHOテドロス総長の令和2年1月の手紙に、2021年(令和3年)11月南アフリカ発生のオミクロン株について言及不可能である。よってオミクロン株は法定病原体にはあたらない。

<https://dscc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/assets/survey/teiten-form/teiten-y3.pdf?20160102>

令和5年3月9日に山形地裁に提出された山形地裁5(行ウ)4「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」訴状を著作権法上の引用の範囲内で一部引用します。子1 file /1A / ロ / sabetsumeika.pdf

>>令和3年8月2日に厚労省電話相談窓口に関わせたところ、「ウイルスは特定されておらず存在することが前提で対策を進めている」という回答を受領

ウイルスは特定されておらず存在することが前提である。単離された標本は存在せず、病毒性の確認もされていない。感染源の分離報告は科学的に意味がない。遺伝子配列は人為的な手が入えられている。

当該SARS-CoV-2論文は捏造の可能性が極めて高い「世界保健機構(WHO)が新型コロナウイルス感染症の根拠とした論文「A new coronavirus associated with human respiratory disease in China」論文が公開しているリードデータをダウンロードして原告がMegahitとTrinityを用いて再現実験を行った結果、論文と全く異なる結果が得られた。」…引用ここまで

SARS-CoV-2 PCR 検査は電子dataだけで開発された

WHOは2020年1月、2019年の新型コロナウイルスの感染患者からの分離精製サンプルがないことを認めた。新型コロナウイルス感染症を診断するための検査であるPCR検査はクリスチャン・ドステン博士が開発し、論文「Detection of 2019 novel coronavirus (2019-nCoV) by real-time RT-PCR」を発表している。この論文には次のような趣旨のことが書かれている。「この検査法は利用可能なウイルス分離株や患者の検体が存在しない中で設計され

た。」「新型コロナの遺伝子情報が得られなかったので、メディアを信頼し、パンデミックの原因を2003サーズウイルス関連だと想像した」ドロステン論文に対する撤回要求論文とドロステン論文に対する撤回要求論文を引用した、国賠訴訟に提出された特例承認取消訴訟改訂版を証拠提出します。

子2 file /1A /ロ /droslen.pdf 子3 file /1A /ロ /tokurei.pdf

新型コロナウイルスが同定されることなく、つまり「単離」されることなく、どうやって2003類似virusに分類されたのか？不明である。PCR検査が2003年SARS-CoV1virusを代用あるいは「参照点」として使用するならば、新型コロナウイルス2019-nCoV(その後SARS-CoV-2 に改名)に関連する「確定」症例は存在し得ない。

また、SARS-CoV-1全体の起源を調べると、CDC、香港大学、ドイツの3つの論文がSARSの原因virusを「分離同定した」ことが発端とされていたことがわかる。

(i) 香港大学論文(NIH の一角でファウチが所長のNIAIDから研究資金獲得。NIHはワクチンの副反応の研究には補助金を付けない)

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7112372/>

(ii) ドイツ論文(2009年豚インフルエンザ騒動時に世界中で数十万人、さらには数百万人の死者を出すと主張し、ワクチンで欧州の子供700人にナルコレプシー重度障害を残させたDrostenらによる)

(iii) CDC(年間46億ドル・約4,600億円のワクチンによる収入がある)

しかし3論文は、どれもサンプルを純化し、ウイルスを「単離」して検証していない。SARSの原因をSARS-CoV-1とし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の原因をSARS-CoV-2とする、論理体系には破綻がある。

よって SARS-CoV-2 PCR 検査が何の遺伝子物質に反応し陽性と判定しているかは不明である。

また、Dr David Cartland()は下記のSARS-CoV-2証拠類がオーストラリア連邦裁判所のMAHA集団訴訟()口頭弁論で提出される予定であると言及された。

(i) 米国人研究者Christine Massey氏による各国218機関SARS-CoV-2公文書開示請求の結果
子4 file /1A /ロ /20231216.pdf

(ii) ドイツ技術者Marvin Haberland氏による情報公開請求(FOI)により、豪州Doherty研究所も、SARS-CoV-2対照実験を実施していないことが確認
子5 file /1A /ロ /EN3213.pdf 子6 file /1A /ロ /MarvinHaberland.pdf

(iii) SARS-CoV-2 PCR検査は、ゴールドスタンダード検査ではないというポルトガル判決

崎谷博征MDによるポルトガル判決要約

・病名の診断は、唯一医師に求められるもので、医師が責任を持つものである。政府や政府の出先機関がその決

定をする権限はない。保健局が、「誰が病気で、誰が感染源となる」というようなことを公開する権利はない、これができるのは医師のみである。検査の結果や条例などによって、誰が病気で感染源となるということを公開することはできない。

・PCR検査は、新型コロナウイルス感染症のゴールドスタンダード検査ではない。症状や他の検査と組み合わせて判断しないといけない。ポルトガル(EUや米国も)では、PCRの増幅サイクル(Ct)を35回以上に設定している。その場合、PCR陽性者で実際に感染している割合は、3%以下である(Clin Infect Dis. 2020 Sep 28 : ciaa1491)。つまり、現状では97%の人が偽陽性となる検査である。

存在することが前提とされている？法定病原体(健康法0210-5号)は対照実験を実施されていないので同定不能であるが、SARS-CoV-2も対照実験が実施されていないので、同定作業不能である。

ドクステン論文に対する撤回要求論文共著者の1人である大橋真氏の著作物から一部引用します。

>>2023年5月8日以降、5類相当の感染症として扱うことが厚生労働省令で決定されたが、もし法定病原体がSARS-CoV-2であるならこれを定めた感染症法施行令という政令の改正が必要であった。しかし病原体について何の改正も行われなかった。この不作為により日本政府は法定病原体がSARS-CoV-2であることを事実上否定している、と推察される。

「確定」症例は存在せず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づく届出も無効であり、「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに該当せず、予防接種法第6条第3項要件非充足である

b 南アフリカ起源オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない、HER-SYSで使われている「新型コロナウイルス感染者」という表記は、「新型コロナウイルス」という感染症法及び感染症法施行令に存在しない表記を使っている。オミクロン株のまん延を理由とした厚生労働大臣のワクチンの指定には、法的根拠が存在しない

また、SARS-CoV-2と厚労省通知文書(健康法0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の関係性が不明であるが、SARS-CoV-2と南アフリカ起源オミクロン株の関係性も不明である

なぜならオミクロン株を含むSARS-CoV-2の変異株全てが自然の摂理では考えられない変異が存在し、人工である可能性が高いからである

荒川氏論文 Z2 file /A / 口 / arakawa3.pdf

日本語blog解説

フーリン切断部位について引用

下記は荒川博士blogより引用

>>フーリン切断部位は新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)進化の謎の1つであり、新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)が人工ウイルスではないかと疑われている理由の1つでもあります。

下記は掛谷博士twitterより要約引用 youtube動画日本語解説が詳しいです

>>研究所起源説の最も有力な状況証拠は、武漢研究所を含む研究グループがDARPAに提出したフーリン切断部位を挿入する研究計画である。人工合成に好都合な制限酵素切断部位の配置は、人工改変の痕跡。スパイクのD614G変異は人工起源の証拠になる。フーリン切断部位のCGG-CGGコドンに、新型コロナウイルス発生前後殆んど変異が見られないことは、天然起源の根拠とならない。(監査請求人による注釈: SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製造会社はラベルを張っているだけ)

開発元DARPAプロジェクトについて

Z3 file /A / 口 / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf modema-covid-19-vaccine-contract

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/modema-covid-19-vaccine-contract.pdf>

国防総省の関与は 9th, August 2023 MALCOLM ROBERTS 豪州議員によって議会言及された。 T00
file / 03 /MalcolmRoberts.pdf

豪州上院公聴会で、上院議員の厳しい質問に、ファイザー社員は、TGA(豪州厚労省)のテストを通していない特別ワクチンを従業員用に輸入していたことを認めた。

T04 file /1A /口 / Education and Employment Legislation Committee_2023_08_03.pdf

<https://parinfo.aph.gov.au/parInfo/search/display/display.w3p;db=COMMITTEES;id=committees%2Fcommsen%2F27082%2F0001;query=id%3A%22committees%2Fcommsen%2F27082%2F0000%22>

そのときに上院議員が、米国国防総省の下請けprojectではないか？とたずね、ファイザー社は否定した。しかし米国では24歳の故人George Watts Jr 氏のワクチン後心筋炎死の件で国防総省被告の訴訟が提起された。出典はCNBC18newsです。

Renz弁護士により国防総省関与の主張が Washington, November 14th, 2023 Congresswoman Marjorie Taylor Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines 公聴会で言及された

ハワイ州弁護士アーロン大塚氏によるOTA契約(Z3)の解説(D3)5参照

掛谷氏論文 Z4 file /1A /口 /hkakeya.pdf 2023LabLeak9.pdf

日本語動画解説

最新tweet 引用

>> 今回一番驚いたこと。迷惑がかかるので組織名は伏せるが、新型コロナウイルスの塩基配列が公開された瞬間、その組織は大騒ぎになったらしい。みな人工起源を疑ったとのこと。だが、その後出口令が布かれ、この話題が議論できなくなったそう。だ、本来の科学ではあってはならないこと。生命科学はやはり異常。

掛谷氏と荒川氏の共著論文 丙01 file /1A /口 /2022Omicron_Paper_final3.pdf

日本語解説

近日、米国防エネルギー省やFBI長官がRedfield前CDC長官に続き、SARS-CoV-2武漢研究所流出の可能性は高いと発言したが、そのこと自体はSARS-CoV-2の故意行為もしくは過失行為による流出の当事国がもう1つの当事国にその責任をなすりつけようと意図しているように見受けられる。

フーリン切所部位については2022年6月3日時点で、すでに米国公聴会で言及されている

<https://www.bsgag.senate.gov/subcommittees/ctso/hearings/revisiting-gen-of-function-research-what-the-pandemic-taught-us-and-where-do-we-go-from-here/>

<https://oversight.house.gov/hearing/investigating-the-origins-of-covid-19/>

マルコ・ルビオ上院議員によるまとめ文書

丙02

file / 1A / 口 / CD3BC3317D197A25E9FF01EBFB869357.rubio-covid-origins-report-final.pdf

コロナウィルスの流行に関する特別小委員会のブラッド・ウェンストラップ委員長(オハイオ州選出)は、「SARS-CoV-2の至近起源」(『Proximal Origin』)論文の起草、出版、批判的な受け止めを通じて、米国の主要な公衆衛生当局が研究所流出説を抑圧したことに関する特別小委員会の包括的調査の詳細を記した中間スタッフ報告書を発表した。 丙10 file / 1A / 口 / Final-Report-6.pdf

報告書の主な内容:

- ファウチ博士、コリンズ博士。そしてNIHは、「Proximal Origin」の起草と出版に不当な影響力を行使した。具体的には、ファウチ博士がアンダーソン博士に実験室漏洩説に関する論文の草稿を2度提案したのに対し、コリンズ博士は出版を推し進め、「Proximal Origin」の内容を承認した。共著者たちはNIHの関与にとっても満足しており、国の主要な保健当局者を表すために「ベセスダ・ボーイズ」という造語を作った。

- 『Proximal Origin』の共著者たちは、ファウチ博士の構想する一つの物語を実行する際に、利用可能な証拠を歪曲した。Proximal Originで結論を導き出すために依拠された事実や科学は、証明も検証もされていない。この出版物の主張の多くは、不正確な仮定と明らかな矛盾に苦しんでいる。

- アンダーソン博士は、共著者たちが『Proximal Origin』の背後にある科学に政治的影響を与えることを許したことを明らかにした。アンダーソン博士は私的なスラックメッセージの中で、「私は科学に政治が介入するのは嫌いだ、このような状況を考えると、そうしないわけにはいかない」と述べている。共著者とコリンズ博士はまた、中国論理と外交官ごっこが動機と思われる研究室流出説を軽視しようとした。

- 『ネイチャー』誌は当初、研究室流出説を十分に軽視していないとして、『Proximal Origin』を不採用とした。共著者たちは、『ネイチャー・メディスン』誌の承認を確実にするために、ラボリーク仮説を明確に否定するような、より強い表現を含む論文に修正した。最終的な「Proximal Origin」の出版に至るまでの草稿の全過程はこちらで読むことができる。

- COVID-19の悪質な隠蔽工作を調査することは、将来の科学的完全性を守るために不可欠である。「Proximal Origin」は

史上5番目にインパクトのある科学論文である。現在までに580万回以上アクセスされ、2,800回以上引用されている。その巨大な影響力と堅い結論を考えると、将来のパンデミックにおける科学的言説の抑圧を防ぐためにも、この論文の発表過程と出版を分析する必要がある。

- 特別小委員会の調査は終わっていない。ファウチ博士とコリンズ博士のインタビューや文書の書き起こしの要求がまだ残っている。特別小委員会は、これらの要求に従っていく予定である。

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-alarming-new-report-on-proximal-origin-authors-nih-suppress-lon-of-the-covid-19-lab-leak-hypothesis/>

ランド・ポール上院議員によるFOX TVでの解説日本語翻訳「最初からすべて嘘だった」

掛谷氏解説

コロナウィルスのパンデミックに関する特別小委員会と下院情報特別小委員会が、ウィリアム・J・ハーバースCIA長官とアンドリュー・マクグリーディス元CIA作戦主任に宛てた2通の別々の書簡は、内部告発者の主張を詳しく説明している。CIAは、賄賂を贈られる前に、中国ウィルスは武漢の研究所から来た結論づけた少なくとも6人のアナリストに口止め料を提供した

T05 file / 1A / 口 / 2023.09.12-SSCP-HPSCI-Letter-to-CIA-Re.-Origins-of-COVID.pdf

<https://oversight.house.gov/wp-content/uploads/2023/09/2023.09.12-SSCP-HPSCI-Letter-to-CIA-Re.-Origins-of-COVID.pdf>

アンソニー・ファウチが監督するモンタナ州のNIHのロッキーマウンテン研究所は、新型コロナウイルスのパンデミックが始まる1年前に、訪米者の資金を使って中国の武漢から輸入したコロナウィルス株の実験を実施した。

論文

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6316779/>

前回86号に既述述べたように米国コロナワクチン訴訟原告代理人弁護士RENZ弁護士は、米国やドイツは日本とちがいで強制的な緊急事態条項が発令しているので、刑事訴訟・行政訴訟は門前払いの訴え却下される確率が高いので、ECOHEALTH ALLIANCE, INC., PETER DASZAK,その他を被告とする10億USDの損害賠償請求訴訟を民事訴訟で提起されました。(米国では2023年4月10日新型コロナ関連の国家緊急事態は正式に解除された)

このことに関し植民地傀儡政権の御用学者がメディアで言及した内容は山谷博士によると海外の雑誌から1年半遅れている、とのことである。下記はそれとは別の日本産メディア報道

日本語メディア報道 続報

京都スカイニュース:ファウチ氏の上司(当時)が、ファウチが研究所派山説の論議を意図的に買収たと証言

「2024年1月8日ファウチ氏は米下院の公聴会で、6 feet離れるソーシャルディスタンスの感染予防に何の科学的根拠もなかったことを認めた。研究所起源説は陰謀論ではないと認めた」

情報公開請求により下記資料の523頁と677頁が公開されたから？のようである
口/USGS-DEFUSE-2021-006245-Combined-Records_Redacted
/defuse-proposal

子7 file/1A/
子8 file/1A/口

ランド・ポール上院議員「新たな文書によって、コロナについてのファウチの嘘が再び裏付けられた。ファウチが責任者だったNIHが16年に武漢研究所と共同で、感染力の高いウィルスの開発を提案していた。しかもそれはファウチだけではなく、15の政府機関が知りながら黙っていた」

<https://www.hsgac.senate.gov/media/ops/dr-paul-sends-letters-to-fifteen-federal-agencies-after-discovering-their-knowledge-of-risky-defuse-project/>

アメリカには、少なくとも15の連邦機関が新型コロナウイルスの真実を知りながら報告しなかった

中共国は、早くも2016年には15のアメリカ機関にウイルスの人工製造についてプレゼンテーションをしていた。当時のウイルスは新型コロナウイルスに酷似していた。しかし、2020年のパンデミック発生時には、立ち上がつて、真

実を語る者はいなかった。

2024年5月1日米国最新公聴会 2020年2月のLancetレターで根拠なく研究所起源を陰謀論と決めつけた Daszak氏が断罪された。米議会全体がDaszak氏の敵になった。EcoHealthアライアンス社長ピーター・ダザック博士を正式に資格剥奪し、刑事事件調査することを推奨するスタッフレベルの報告書を発表。

<https://oversight.house.gov/hearing/a-hearing-with-the-president-of-ecohealth-alliance-dr-peter-daszak/>

SARS-CoV-2作成被疑者と称されているラルフ・バリック博士への尋問書

<https://oversight.house.gov/wp-content/uploads/2024/04/Baric-TJ-Transcript.pdf>

令和4年12月9日に施行されている予防接種法の一部改正されているが、改正前においても同様に規定がなされている、ということである。改正後は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の附則第14条の規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。

B 薬機法66条68条違反
厚労省担当者その他に刑法156条虚偽公文書作成行使等罪が成立する可能性・憲法21条違反

イ

a 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要望書5の1 引用 甲9

>>5の1、

名古屋大学・小島勢二名教授が指摘された厚労省HERSYS統計詐欺問題について、質問者 自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種室長あてで、薬機法66条68条違反を主張させていただき、その際、英国の国家統計局の最新資料も添付して、新型コロナウイルスワクチン同意していない接種希望者に記載した希望表明は無効であると通知しました。地元市長とワクチン接種室長からは薬機法66条68条違反の点につき当事者の希望表明有効性の件をのぞき返信がありませんでした。監督官庁自ら接種歴不明者を未接種者に計上している点、憲法13条自己決定権の侵害、憲法21条知る権利の侵害だと思いませんか？厚生省修正後DATAも正確でなく分母をPCR検査受検者にしなければ意味がありませんし、また重傷者の接種歴内訳も不明です。この件は故意の認定に問題はない、と解釈されている影山博美弁護士のTwitterに詳細な記録が記載されています。

その後この問題が表面化すると、厚生労働省は厚労省ADB第99回資料から接種歴別感染者数を「非公開」対応で反応されました。すでに憲法21条は現政権与党・厚生労働省によって空文化したといえませんか？ 甲10 file 1B / イ / 5no1/ 5no1.png

2023年3月追記

未記入を未接種に計上、の件の問題点が将来的に解決したとしても、論点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。今まで行われてきた感染症法にもとづくHERSYS発生届はすべて無効であるので、厚労省担当者によるADB資料作成行為も虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)を構成する

2023年6月追記

2023年2月発行版 厚労省・COVID19治療の手引き 13page 接種歴不明者を未接種者に計上している第70回ADB資料・第80回ADB資料からdataを引用し、グラフの期間は第80回ADB資料から作成し、接種歴不明は未接種者にはなく、まとめだけに参入、されている。まとめ合計が全部合わない破綻dataとなっている。 丙03 file 1B / イ / 5no1/ 000936655.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

b 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要望書 5の2引用 甲9

>>5の2、

厚生省がワクチン副反応分科会での資料page16で心筋炎の病状を「1から2週間持続した後に回復期に入る」と主張する根拠として挙げた循環器学会のガイドラインpage8に心臓性死の資料が掲載されている。「心臓性死が起こり、左室壁の運動の回復もまれではない頻度で起こる」と書かれており、決して軽い症状ではない、それにもかかわらず心臓性死の資料を隠した厚生省担当者には刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性があります。

この論点は東京高裁に所属している(民事部係属番号不明)、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づく文書不開示決定違憲無効訴訟2022年11月29日第四回口頭弁論期日にすでに主張されています

甲11 file / 1B / イ / 5no2 / 000796562.pdf

甲12 file / 1B / イ / 5no2 / JCS2009_jumi_h.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10691000/000796562.pdf>

心筋炎グラフについては2022年3月4日参議院予算委員会で橋村聡参議院議員が言及された

甲13 file / 1B / イ / 5no2 / 5no2a.jpeg 5no2b.png 2023年3月16日再度URLで両條院認、現在の厚生省のHPは改定されたものに差し替えられているが、2023年10月1日SNS記憶はいまだに削除されていない

田島耕介議員による解説

2023年3月追記: ジョンズホプキンス医科大学の公衆衛生政策の教授Marty Makary博士「コロナ過情報の最大の発信者は、アメリカ政府であり、JAMA誌によるとワクチン接種後のほうが4倍から28倍で心筋炎が発生している、と下院特別委員会で証言証言

乙5 file / 1B / イ / 5no2 / jama.png

引用元貼画

日本語訳

Makary博士は2021年7月時点のWSJで「CDCはコロナ死とした子供達の死因をCovidによるものか待機によるものか調査してない、正確なリスク調査なしに子供にワクチンを進めるのはおかしい」と疑問を呈されました。 乙6 file / 1B / イ / 5no2 / nihongo.pdf

心筋炎については 論点1Bニ EMAへのファイザー提出資料参照

無症状でも、新型コロナワクチン接種者は長期間心臓に炎症を起こしている可能性が高いという慶応大学論文が新しく公開され、世界的にも注目を集めた。2023年10月20日米アリゾナ州議金ワクチン聴聞会でピーター・マッカーロー博士は慶応論文について証言された

SARS-CoV-2ワクチン接種後に心筋炎を発症した患者は、心臓MRIで異常を示します。ワクチン接種後に無症候性の人も心臓に炎症を無症状でも、ワクチン接種者は年齢性別に関係なく全員が長期間心臓に炎症を起こしている可能性があります。ワクチン接種後に、無症状であっても問題ないとは言えません。慶応大学からワクチン接種700人と非接種300人について、炎症を反映するPET/CTに対する心筋18F-FDGの取り込みで評価し調査した結果、ワクチン接種を受けていない患者と比較して、画像化の1 ~ 180 日前に2回目のワクチン接種を受けた無症候性患者は、PET/CTで心筋のFDG取り込みの増加を示しました。

2年前に添付文書に追加された、心筋炎心臓炎について

()ファイザー社は、Covid-19 ワクチンの副反応として心筋炎、心臓炎を公式に認め、過去同社のワクチンの成分やCovid-19ワクチンを接種して重篤なアレルギー反応を起こした

ことがある人は、「コミナティ(COMIRNATY®)」を「接種してはいけません」と2023年10月13日プレスリリースを正式に発表

c あらたな厚労省担当者の刑法158条158条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在推定

徳島大学英語英文14歳女性のワクチン死亡におけるワクチン担当大臣への報告において厚労省内部文書は「心筋炎は致死性である」ことが示されている。令和5年7月28日の副反応審議会での14歳の死亡事例についてのワクチン担当大臣松野氏への報告済である

<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/36990036/>

ジョン・キャンベル博士による動画解説日本語訳

しかしながら前ワクチン担当大臣松野氏への報告文書には、「専門家のコメント原文・心筋炎では致死性的経過をたどることもあり、心室性の致死性不整脈が生じた可能性も否定できない」とされているところ、公開の審議会の内容「心臓炎では致死性的経過をたどることもあり、心室性の致死性不整脈が生じた可能性も否定できない」と異なっている。この論点は、東京高裁に所属している(民事部係属番号不明)、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づく文書不開示決定違憲無効訴訟にてすでに主張されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34608.html

d オミクロン株XBB対応ワクチンについて、効果を表すグラフについて薬機法66条68条違反

2023年9月20日からの接種に使用されたオミクロン株XBB対応ワクチンについて、効果を表すグラフについて「縦軸が対数になっているので、常数にすると効果がほとんどないことがわかる」とSNS上では指摘されていた。対数グラフは、急激に値が増加するときなどに、変化の全体像がわかりにくくなってしまうので、データの全体が収まるようにするために使われる。効果がたいしてないことを隠すために、あえて対数にしたと思われる。

引用元対数グラフ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001141609.pdf>

厚生科学審議会誇大広告に関する議事録

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000210111.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000477356.pdf>

審議会では、「グラフの縦軸を伸ばして効果を大きく印象付けるとか、検査値がよくなっただけなのに、あたかも病気にならずには済むように思わせるなど、素人でも簡単にわかるようなトリック」に騙されないように医療従事者を教育することが大切だと語られている。オミクロン株XBB対応ワクチンについて、効果を表すグラフについては、審議会で話された「グラフの縦軸を伸ばして効果を大きく印象付ける」ようなもの、と見受けられる。

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

□

a 厚労省がワクチンに感染予防効果があるという書類を保持していない旨の不開示決定文書があります・・・11月24日発行1124第8号開示請求2389

甲15 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a.jpg

甲16 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a2.jpg

b 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真殿に提出済み要望書7の43頁

>>7の4 後半部分

2022年10月10日欧州コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるか 何ら実験をしていないと認めました。この点については2022年11月11日に兼善エイズ 裁判の原告である川田雅平参議院議員が参議院予算委員会で言及されました

file / 1B / 口 / nichibenren3.pdf 甲9と同じ

下記欧州議会 公聴会動画はDL不可です。ので「ファイザー製のワクチンが市場に流通する前に感染を防ぐかどうかのテストをしたか、この件に関してデータを提出するつもりはあるか」(15:22:50)と質問に対してファイザー社役員のSmall氏は「いいえ、市場で何が起きているかを理解するためには科学のスピードで動かなければなりませんでした」(15:31:45)と答えた部分の静止画部分を証拠提出します。
丙04 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.png 7no4g2.png

発言者Rob Roos 欧州議会議員「コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるかどうか何ら実験をしていないと認めた。他人のためにワクチンを接種しようという言説は全て嘘である。この嘘に基づいてワクチンパスポートが強制された。」

甲17 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4b.png

なお、この論点はとくべつ新しい論点ではないことを、すでに室長と市長あてmailで述べさせていただいております。

2021年2月12日 家事・食品衛生審議会 医薬品第二部会議事録「感染予防効果については今回のプロトコル上も調べていないということです」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16949.html

EMAに2023年10月4日付け質問状送付し回答受領された 欧州議会議員マルセル・デ・グラーフ氏らが薬品規制当局EMAが、M・デ・グラーフ氏ら欧州議員の質問状への文書返答の中で「認可の目的は感染予防ではない」と認めた、と11月21日欧州議会にて報告された。

c NYの最高裁判所でもワクチンに感染予防効果が認められないのでワクチンパスポートは違憲という判断が出ました。

d にもかかわらず、厚生労働省・岸田首相・菅相官邸自ら、感染予防効果や重症化予防効果を宣伝しています。
画像1B / 口 / 7no4 / 7no4c参照

甲18 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4c.jpg 甲19 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d.jpeg

この件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

引用元動画

甲20 甲21 甲22 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d / media_b2073600_1
media_b2073600_2 media_b2073600_3

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24394.html>

甲23 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4e.png

甲24 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4f.png 7no4f2.png 甲25

この件につき、Friday, November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/0011.html>

この資料で「また、感染や重症化を予防する効果も確認されています」「報告があります」と何度も言っていますが、添付文書の効果・効能は変わっていない。製薬会社が認めたのなら、添付文書にも重症化予防や感染予防が加わるはず。しかし19回改訂されても、効果・効能は変わっていません。承認を受けた効用の範囲をこえることを言いつける Z7 file / 1B / 口 / 7no4 / 6668a.png

添付文書に記載されている効能は感染予防効果のみのことなので、薬機法66条68条違反構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。「広告」に当たらない場合は、虚偽公文書作成罪(刑法158条)を構成する。仮にここで特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為が介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生源が感染法違反によりすべて無効であるので、無効な発生源を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国策賠償法1条・民法709条)を構成するからである Z8 file / 1B / 口 / 7no4 / 6668b.png

もともと粘膜IgA誘導しないので、感染予防効果は認められない。むしろ抗原が供給されれば抗体はできるがIgG4誘導され免疫寛容。被害が誘発される。

東京都医学総合研究所橋本 秋氏による論文要約:mRNAワクチンの反復接種により血清IgG4が上昇すると、SARS-CoV-2の免疫回避を促進し、ワクチン接種の効率が落ちる原因になる。したがって、mRNAワクチンに安易に頼りすぎている現状を反省するべきかも知れない。特に、オミクロン変異株は、免疫回避能*1が強まっているので要注意である。頻回のワクチン接種により血清IgG4が上昇し、IgG8に誘導することにより、IgG3を介した抗体依存性細胞障害(ADCC)*2が阻害され、その結果、免疫寛容*3の状態になり、SARS-CoV-2の免疫回避を促進することが一つの機序として、考えられる(図1)。ほぼ同様のメカニズムにより、頻回のワクチン接種により、がんや「IgG4関連疾患」が促進する可能性がある。

<https://www.isnkuken.or.jp/c-info/covid-19-info/182.html#t182>

f1 重症化予防効果はdataがありません。

2022年6月10日 ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 下記内容の返信をかえした

>>市長どのとワクチン接種室長どのの自らの責任と権限において、今回のコロナワクチンに、重症化予防効果がある、と自らご判断されたとのことですが、下記の点を考慮されてのご判断でしょうか？ 第2波、第3波、第4波では、重症者数と死亡者数は対応していて、2021年9月の第5波は重症者は大幅に増加していますが死者数は減少しています。ところが、2022年の第5波では 第5波より重症者数(緑)は2/3に減少しているにもかかわらず死亡者数(青)は3倍に増えています。第5波までは重症者数とエクモ装着数はビタリと一致しますが、第6波は死者数激増なのにエクモ装着者数は激減し第5波の1/5程度。コロナと診断されたにも関わらずエクモ装着せずに亡くなる方が激増しています。第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年6月19日)の資料によると、重症者852名に対し亡くなった方が220名。しかし、無症状・軽症から亡くなった方が1683名。重症化して亡くなるより重症化せずに亡くなる方が8倍も多いです。第6波ではそもそも重症化しているひとのほうが異常に少ないのに、市長どのとワクチン接種室長どのの自らの責任と権限において重症化予防効果があると判断された、ということですね？これはいったいどういうことなのでしょう？重症化していないのに重症化予防効果があるというご認識は、その前提から論理破綻していませんか？それとも川口市だけ重症化している独自のdataをもとにご判断されたのでしょうか？その他ワクチンのゼロ効果ならぬマイナス効果についてはすでに、諸外国の公的dataで明らかになっておりますので、ご参照ください。

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf)

[data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1066759/Vaccine-surveillance-report-week-13.pdf)
[data/file/1066759/Vaccine-surveillance-report-week-13.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1066759/Vaccine-surveillance-report-week-13.pdf)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/Vaccine-surveillance-report-week-42.pdf)

[data/file/1027511/Vaccine-surveillance-report-week-42.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/Vaccine-surveillance-report-week-42.pdf)

その後の第7派でも同じ傾向 甲29 file / 1B / 口 / 7no4 / 07.png

この件についての返信なし

f2

川口市の自治体としての第84条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反

(1)作成要件該当性

川口市は毎月広報かわぐち「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」というPCR陽性者数表を掲載し、毎月ではないものの、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」と同じpageに掲載したり、すぐ隣のpageに記載していることがあ

る。そしてバックナンバーを川口市websiteに掲載している

Z9 file / 1B / 口 / 7no4 / 202206.pdf 202111.pdf 202306.pdf 202308.pdf 202309.pdf

<https://www.cltv.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/020/2/2480.html>

「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」部分のPCR陽性者の図表・5類定点届出については、

…論点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から届出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのdataを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する。よって今まで行われてきたHERSYS発生届・5類定点発生届は感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するからである。根拠法66条68条の「広告」にあたる場合、**「重症化予防の効果が認められ」、「重症化予防を目的に」、「オミクロン株対応ワクチン」という表記をしている点について、虚偽公文書作成等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される**

2021年11月号、2022年6月号で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という図表の隣のpageに「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を掲載し、「重症化予防の効果が認められ」、「重症化予防を目的に」という表記をし、バックナンバーを川口市websiteに掲載している点は、オミクロン用以後有効性評価なし免疫原性評価のみ承認であり、薬機法66条68条違反を構成する。2023年6月号・2023年8月号・2023年9月号「オミクロン株対応ワクチン」表記も薬機法66条68条違反を構成する。添付文書にはSARS-CoV-2に対する免疫予防効果についてしか記載されていないからである。また1B口d部分で述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、**論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届・5類定点発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。根拠法66条68条の「広告」にあたる場合、**「重症化予防の効果が認められ」、「重症化予防を目的に」、「オミクロン株対応ワクチン」という表記をしている点について、虚偽公文書作成等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている。との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(注) <ア>参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・

過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。黒塗り不明成分は強制されている。また、市長とワクチン接種室長は川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、**論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。**

注記：日本小児科学会については日弁連要望書2に記載したように、英国の20日を除く世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後6日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき注記(Notable Feature)の点で、反論を明確にしていない。この点は子どもコロナプラットフォームのセミナーでも三浦医師が言及されました。

世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後6日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき、その根拠と推察されるファイザー社の特許申請書類を証拠提出します 丙11 file / 1B / 口 / 7no4 / WO2021213945A1.pdf・patent.png

注記2:日本小児科学会について、前回86号口頭陳述で述べたように、いち個人とその関連会社の利益追求団体となっているWHOについては公益性にかけるのでまったく傍観できませんが、2023年3月28日、WHOの「予防接種に関する戦略的諮問委員会(SAGE)」はこれまでの新型コロナワクチンの勧告を改定した。重要な変更は6か月から17歳の健康な子供や青年には必ずしも接種する必要はないとした。日本小児科学会の推奨はWHO指針と矛盾することになるのだろうか?ライター日本支社の日本語報道のしかたでSNS上の煽動が発生したようなので、原文をdeepL翻訳で確認されることをおすすめします Z38 file / 1B / 口 / 7no4 / 20230329.pdf

ライター日本支社の日本語記事

原文

注記3:またCDCのワレンスキー所長が新型コロナワクチン接種者がコロナを拡散できると近衛公明会で主張され、府会を撤回した。科学の進化だそうですが、日本小児科学会の推奨はCDC方針と矛盾することになるのだろうか？

(3)客観的要件に関する期待可能性

(ア)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を充足していない点につき刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、届出要件を充足するように努力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

(イ)薬機法66条68条違反について

川口市長とワクチン接種室長は特例承認書類と添付文書を確認し知ればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が推定される

他の適法行為の期待可能性ないと抗弁される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(4)主観的要件

主観的要件として、秘密に刑法第156条158条・薬機法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが推定される

虚偽であることを認識していることが推定される要素

(ア)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について虚偽であることを認識していることが推定される要素

(a)論点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に川口市長とワクチン接種室長がHERSYS発生届が感染症(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたとおえている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものは南アフリカ起源オミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。))

また、あらたに監査請求書最終page1のような措置を請求するのか31部分に令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書(0716第12号を乙37として証拠提出した。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HERSYS発生届が偽造(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに

報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたと認識するのはそもそも不可能である。

(b)監査請求人が日井達へ提出した要望書9の1に「デルタ株以降は遺伝子解析装置deepシーケンエンスでしか検別できない。とテキサス州保健局とアメリカ肺協会のサイトに記載されていました。そもそもCDC自身が武漢株で「Covid」PCRテストがテスト校正用の分離したサンプルなしに開発されたことを認めており、事実上、別のものをテストしていることを認めています。」
Z10 file / 1B / ロ / 7no4 / cdc.pdf

<https://www.fda.gov/media/134922/download>

と記載し、この要望書copyを2022年10月24日16:04 PM川口市長とワクチン接種室長に送付済み(利害関係のない第3者BCCにも送達)であるので、このCDC文書についての存在と内容38page(Detection of viral RNA may not indicate the presence of infectious virus or that 2019-nCoV is the causative agent for clinical symptoms.)、について認識している Z18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

仮に英文を理解する能力がなかったとしても、PCR検査キットの箱の説明書に似たような内容の記載がほどこされていいます。

厚生労働省危機管理監務技術総括審議官の佐原康之氏も2020年12月2日の参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、柳瀬裕文氏(日本経済新聞の会)の質問に対し、「PCR検査の陽性判定は必ずしもウイルスの感染性を直接証明するものではない」と回答

(c) 2021年7月に提出された特例承認取消訴訟状で同定作業が行われていない点についてすでに言及されている。監査請求人が特例承認取消訴訟状を大量引用している数人署での刑事告発状は川口市長とワクチン接種室長にMarch 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM送信し、copy mailが名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達された。同定作業が行われていない点を認識している。
Z12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf Z13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf
Z14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(イ)薬機法66条68条違反について虚偽であることを認識している点が推定される要素

(a)論点1Cイbについて

接種群はフラセグ群の除外5倍の試験不正があつてファイザー社自身がその点を認めている点について、監査請求人が川口市長とワクチン接種室長にMarch 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM送信し、copy mailが名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達された。除外5倍のプロセス1治療不正について2022年3月2日18時03分発信以降認識している。(注記:このとき2022年3月2日18時03分発信以降、FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に宛書エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として受理している)

Z12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf Z13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf
Z14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(b)論点1Bハについて

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要請書copyを2022年10月24日16:04 PM 川口市長とワクチン接種室長に送付済み(名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達)であるので、このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について記述している。(注記：2022年3月2日16時03分発信以降FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及される前に乙11も添付文書として、すでに受領している)

日弁連要請書7の4 前半部分引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が言及された。この文書については、秘效の著作物もある岡谷博征MDは別のファイザー提供資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚労省に、製造会社からの報告として未提出 Z18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

(c)

付で述べたように、2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで原告請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 返信をかけた。copy mailが名古屋の市民オンブズマンと利害関係のない第3者にも送達された。重症化していない(重症化しないで死亡するほうが多い)のに、重症化予防効果がある、との発言はトートロジーではないか?という質問内容に対し、川口市長とワクチン接種室長は自らの職務懈怠により、2022年6月15日15時00分から現在に至るまで、まったく反論を返していない。虚偽でないことを認識していれば、秘効文書とともにその原の返信を返せるはずである

Z15 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615a.pdf Z16 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615b.pdf
Z17 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615c.pdf

以上、虚偽・誇大広告であることを認識していることが推定されるので、虚偽であることを認識していない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある。

2023年5月8日5類化後以降「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」部分のPCR陽性者の図表については、様式3定点観測による報告による図表は広報誌に掲載されていない。website掲載のみである。

13

埼玉県自治体としての薬機法66条68条違反・知事や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反

(1)構成要件該当性

埼玉県は県websiteコロナワクチン接種ページに「新型コロナウイルスワクチン接種には、接種を受けなかった場合と比較して重症化予防効果などを高める効果があります。」と記述している。 Z39 file / 1B / ロ / 7no4 / saitama.png

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>

…4点1Aロで言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。よって今まで行われてきたHERSYS発生届・5類定点発生届は感染症法違反によりすべて無効であるので、県website「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)の構成要件に該当することが推定される

「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点は、薬機法66条68条違反にあたる。添付文書にはSARS-CoV-2に対する重症化予防効果についてしか記載されていないからである。また1Bロd部分で述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、4点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。

(薬機法66条68条の「広告」にあたらない場合には、「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)の構成要件に該当することが推定される)

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(2)客観的要件に関する期待可能性

(a)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を充足していない点につき刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、届出要件を充足するように努力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

(い)薬機法66条68条違反について

県知事と保健医療政策課長は特例承認書類と添付文書を逐次周知すればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が推定される

県知事と保健医療政策課長に他の適法行為の期待可能性ないと主張される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(3)主観的要件

主観的要件として、虚偽に刑法第156条・容疑法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが推定される

虚偽であることを認識していることが推定される要素

(a) 偽点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生源が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に県知事と保健医療政策課長がHERSYS発生源が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたと考えている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものは南アフリカ起源オミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。)

また、あたりに監査請求書最終page「どのような措置を講求するのか3」部分に令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不指示決定された文書0716第12号を乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HERSYS発生源が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたと認識するのはそもそも不可能である。

(b) 氏がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事への発生源調停申し立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未必の故意の存在が推定される。

県知事と保健医療政策課長の主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

他方で、偽点1A口で言及した埼玉県知事自身のHERSYS発生源に関する虚偽公文書作成行使等罪(刑法第158条)成立要件については、氏がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事自身への調停申し立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未必の故意の存在が推定される。

この点埼玉県知事自身のHERSYS発生源に関する虚偽公文書作成行使等罪(刑法第158条)については前章 12 川口市の自治体としての容疑法66条68条違反・市長や担当者1に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反について、片面的証う助犯(刑法62条)が成立する可能性がある

埼玉県知事について主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

g 添付文書4の効能・効果のところに感染症の予防という記載のみがありますが、これは特例承認時の発症予防効果のみを示している。(厚労省回答)

特例承認書類 1C / I / B / A / 000739089.pdf 56page 57page

>>1.1 有効性及び効能・効果について

専門協議では、専門委員より、報告(1)の「7.R.2 有効性について」及び「7.R.5 効能・効果について」の機構の判断を支持する意見に加えて、以下の意見が出された。・ 追加C45b10b1試験について、長期の有効性データは得られておらず、VEの結果は2 回目 接種後短期間のデータであることは医療現場に情報提供する必要がある。また、長期の有効性データは引き続き収集するとともに、有効性の持続期間が明らかとなった場合は、追加接種 の要否についても検討する必要がある。

・本剤のCOVID-19 重症化抑制効果は、臨床試験の結果からは十分な情報が得られていない。しかしながら、本剤のCOVID-19 発症予防効果により発症者数が低減することで、結果的に重症者数や死亡者数の低減につながる可能性は期待できる。

・本剤のSARS-CoV-2 感染予防効果は、臨床試験では評価されていない。本剤を接種した場合であっても、感染拡大防止のため、密集、密接及び密閉の回避、手洗いや咳エチケット等の 基本的な感染予防対策は継続して行う必要がある。この点は医療従事者及び被接種者にも伝えるべきである。

・免疫原性と発症予防効果との関連については今後検討する必要がある。

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4g参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.jpeg

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4h参照 甲26 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4h.jpeg

日弁連要望書最終章で引用させていただいたKennedy弁護士がおっしゃるように感染予防効果や 重症化予防効果のほかには全死因死亡率の概念の理解が必要です

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4i参照 甲27 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4i.jpeg

文献LINK

この全死因死亡率に関するファイザー6か月後論文がFOX newsで言及された。下記は日本語翻訳

フォレンジック分析により、ファイザーが保有していたデータとファイザーが報告したデータの不正が明らかになりました。6か月中間報告書に記載されている被験者データとファイザー/BioNTech施設施設管理者が執筆した出版物との間に矛盾があることが明らかになりました。最も重要なことは、心血管イベントによる死亡者数が3.7倍以上増加しているという証拠を発見したことです。「BNT162b2ワクチン接種対象者とプラセボ対照との比較。この重大な有害事象シグナルはファイザー/BioNTechによって報告されていません。これらのデータの不一致の潜在的な原因が特定されている

11 file / 1B / 口 / 7no4 / 17102023+Michals+et+al+05092023-1.pdf

南半球と赤道付近の17カ国を対象とした新たな研究で、全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開により証明された。新型コロナウイルス感染症ワクチンにより世界中で約1700万人が死亡した。すべての年齢および国では、平均すると800回の注射あたり1人が死亡した。最も多くの死亡したのは高齢者であった。全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開によると証明した。両者に「明確な因果関係」があるとの結論。デニス・ランケール博士による180ページの論文で、元物理学教授であり、オタワ大学で23年間主席科学者を務めたマリリン・ボートン博士、ジョセフ・ヒッキー博士とジェレミー・メルシエ博士との共同執筆で9月17日に公開。T06 file / 18 / ロ / 7no4 / 2023-09-17-Correlation-Covid-vaccine-mortality-Southern-Hemisphere-cor

そもそも日本においては厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の検体・見本・標本・文書を保存しておらず(乙37)、同意作業が行われていないので(丁2 参照)、コロナ感染者・コロナ重症者・コロナ死者はゼロ人である。

7月17日NYタイムズで米国のcovid19による死者数、約3分の1が過大計上 という記事が報道された。原文有料記事のようです。

ハ 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会で言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原口一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。原口氏の2023年6月12日発言によるとFDAへのファイザー提出資料を厚労省が医師会や地方自治体に配布したとのことである。しかし監査請求人自身は厚労省のとある1部署から文書の内容を不知であったという回答を得たので薬機法第68条の10第1項違反の問題と法律構成した) この文書7page 1223人については、複数の著作物もある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より短期死亡率5%と算出されました。ナオミ・ワルフ博士は他の文書を参照せず、この文書単体では追跡不明だった接種者をのぞくと32,686人の患者のうち 1,223人 (3.7%) が死亡と算出された。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚労省に、製造会社からの報告として未提出なので製造会社は薬機法第68条の10第1項違反を構成する

Z11 file / 18 / ハ / 7no4 / reissue_5.3.6-postmarketing-experience.pdf

日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真敏に提出済み要望書7の4引用

>>7の4 前半部分

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開されたファイザー資料(乙11)については3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会で言及された。この文書については、複数の著作物もある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より短期死亡率5%と算出されました。2022年6月に更新された資料12pageでは、日本で前年同時期10%の出生率低下、HKで前年同時期64%の出生率低下、TWで前年同時期23%の出生率低下(マイナス26sigma)、ドイツで前年同時期13%の出生率低下(マイナス9sigma)、となった原因が記載しており、世界中の医師がこの文書に言及しています。

{ 2022年12月追記:オーストラリアの出生率が67%も下がった原因は何なのか?オーストラリア国会議員 Malcolm Roberts }

下記はvaccinesafety.org代表Steve Kirsch氏によるアメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料要約

乙11の有害事象文書は遊離性の毒であることを示すが、イスラエル保健省は「死亡のピークは90日から110日後」に訪れたdataを公開している。

MIT教授による解説

下記はDeepL日本語機械翻訳です

a ファイザーはFDAへの文書で、彼らのワクチンがCOVID-19を「予防する」と繰り返し主張した

1ページ目の15A欄に、「16歳以上の個人におけるSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための積極的な予防接種」という提案された効能を持つ製品の申請であることを主張

3ページ目でも、また同じ主張をしているのだが、今回は、ポイント8で詳しく説明している権利放棄の文書で、このような主張をしている。

彼らは、「この最初のBLA申請の対象である適応症の提案は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器症候群新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を予防するための積極的免疫であると記載

また、この文書の1ページ目では、「提案されている適応症は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器症候群新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防のための積極的な免疫」だと再び主張

Z19 file / 1B / ハ / 7no4 / a / 125742_S1_M1_356h.pdf

Z20 file / 1B / ハ / 7no4 / a / 125742_S1_M1_waiver-req-designated-suffix.pdf

b Pfizerは、この注射の副作用が、最終的にブースター注射をすることで増加することを知っていた。

文書24pageで、「BNT162b2 (V8)をIM投与した雄雄の動物で副作用が観察された」と記載されている。反応の発生率および重症度は、1回目の注射に比べ、2回目または3回目の注射の後に高かった。

初回投与後、大部分の動物にごく軽度の浮腫、あるいはまれに軽度の紅斑が認められた。2回目または3回目の投与後、浮腫と紅斑の重症度は中等度またはまれに重症まで増加した。[強調]明らかに、彼らは副作用が用量依存的であることを知っており、したがって、ワクチンがこれらの効果を引き起こすことを知っていた。

Z21 file / 1B / ハ / 7no4 / b / 125742_S1_M2_24_nonclinical-overview.pdf

c ファイザー社は、彼らの注射が注射部位に留まらないことを知っていた。

バイラム・ブライドルMDが5月に日本政府からFOIAで入手したのと全く同じデータが[注釈：脚注 2B id]で首及する。カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書、今回公開された文書に含まれている

確かに彼ら自身の動物実験のデータでは、48時間の間に1回投与するだけで、ワクチン量が注射部位から減少し、特に卵巣、肝臓、脾臓だけでなく、副腎、膵臓、骨、骨髄、目、大腸、リンパ節、すい臓、唾液腺、皮膚、小腸、精巣、膵臓、甲状腺、子宮で大幅に増加することが分かっている。

具体的に、48時間後に卵巣に0.09%、脾臓に1.03%、肝臓に約16.2%の注射が終了している(7,8ページ)。

本報告書8ページの表は、2ページで参照した報告書番号: 185350

2ページ目 黄色のハイライトは、ファイザー社の注射剤のμg脂肪等価物μgの量が、彼らが観察した48時間の間に減少するのではなく、増加することを意味する。オレンジは、黄色と同じだが、他と比較して中程度に高いことを意味する。赤は、黄色と同じだが、他と比較して非常に高いことを意味する。緑色は、注射が始まった場所であり、注射が続くと主張した場所である。時間が経つにつれて明らかに減少し、体内の他の場所、特に肝臓、卵巣、脾臓に現れている。

彼らはまた、これらの副作用が「筋肉の壊死や脾臓のサイズと重量の増加などを含む可能性があることも知っていた。彼らは、「BNT162b2 (V8)関連の絶対および相対(対体)脾臓重量増加(最大1.62倍)が明らかで、脾臓サイズ増加の巨視的観察と相関していた...注射部位炎症は、中程度の浮腫、軽度筋線維変性、時々筋肉壊死、軽度線維化を作っていた」(25ページ)と主張

Z22 file / 1B / ハ / 7no4 / c / 125742_S1_M2_26_pharmkin-tabulated-summary.pdf

d ファイザー社は、ワクチン接種群がプラセボ群よりはるかに多くの全身性有害事象を報告していることを知っていた。ファイザー社の反応原性データによると、BNT162b2 (30µg) の注射を受けた人は、プラセボ群に比べて2倍から25倍以上、広範な全身性事象を起こす可能性があることがわかった。このデータをざっと見ただけでも、ワクチンが対照群と比べていかにひどい影響を人々に与えたかがわかる。例えば、各投与後7日以内に全身性の事象が発生した人は、プラセボ群 (11.3%) の2倍 (23%) 程度の発症はプラセボ群の14倍と、ワクチン接種群に多く見られた。 35ページ

Z23 file / 1B / ハ / 7no4 / d / 125742_S1_M5_c4591001-T-S-final-reacto-tables-track.pdf

e ファイザー社は、ワクチンの効力が時間の経過とともに急速に低下することも知っていた。どうして宣告されなかったのだろうか？主要メディアはファイザーのワクチンを「安全で効果的」であると全力で売り込んだが 2020年9月18日の時点で、ファイザー自身のデータはそのどちらも示していなかった。特に、ワクチンの有効性は、観察した短い期間であっても、2回目の接種後、わずか1ヶ月で50%も落ちていたことが分かった (下表のS1-結合IgGレベルとRBD-結合IgGレベル参照)。この情報は一般には隠され、「稀な副作用的事例」が「否定できないほど一般的になるまで、臨床的根拠として広く検討されたのである。結局のところ、彼らはずっと知っていたのである。

Z24 file / 1B / ハ / 7no4 / e / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-efficacy-response.pdf

f ファイザーはVAERSを隠蔽した (彼らは余分な報告コスト負担を望まなかったからだ)。ファイザーは、注射に関する特定の安全性データを記録する必要がないようFDAに免除を申請した。なぜなら、VAERSは注射の安全性に問題があるかどうかを教えてくれるシステムだと主張したからである。そして、主要メディアは、過去1年間のVAERSのデータを渡すに、あたかもそれが実際ほど重要でないかのように振る舞ったのである。実際には、ファイザー社は、免責申請書の3ページと4ページで、VAERSは「ワクチンの安全性に関する懸念を検出するために設計された」堅固なシステムであると述べている。彼らは、VAERSシステムが「適切」であり、他の安全性報告要件は「冗長で負担が大きい」ため、「安全な薬剤の実証と迅速なファーマコビジランス」を支援するFDA指定のサフィックスを持つ必要はないとして、この言い訳を使って、サフィックス免除を申請

Z25 file / 1B / ハ / 7no4 / f / 125742_S1_M1_waiver-req-designated-suffix.pdf

g 2つの異なる施設での2つの異なる臨床試験にサインアップした人が6人いるが、これは本当に奇妙なことだ。1つの注射実験だけでなく、2つの実験にモルモットになることを申し込んだ人が半ダースもいたのです このファイザー社の資料の20ページによれば、「6人の被験者が2回以上試験に登録された」とある。残念なことに、彼らの想度は研究の役に立たず、ファイザー社は「これらの被験者はいかなる分析にも含まれない」と述べて結果を抹消せざるを得なかった。

Z26 file / 1B / ハ / 7no4 / g / 125742_S1_M5_c4591001-A-adrg.pdf

h ファイザー社は、ワクチン接種を受けた人がCOVID-19に感染し、陽性となる可能性があることを知っていた

文書の中でファイザーは、ワクチンまたはプラセボを投与した後COVID-19に罹患した人々の様々な条件をすべて表に示したものを提供している。全体として、報告された陽性および/または症状のあるケースの12%は、ファイザー (BNT162b2, 30µg) を1回または2回接種した人々である。このことは、このワクチンがSARS-CoV-2感染を防ぐというファイザーの他の文書での主張は、明らかに誤りであり、彼らはそれを知っていた

Z27 file / 1B / ハ / 7no4 / h / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-lab-measurements-sensitive.pdf

i 試験から除外された5704人の被験者からなる1,448ページがある。その理由を知るには十分な詳細がない。これらの人々は、あらかじめ定義された期間内に投与量2を受けなかったり、無作為化された通りにすべての予防接種を受けなかったり、重要なプロトコルの逸脱があったなど、様々な理由で試験から除外された。2021年に2回目の予防接種を受けに行かなかった人々を覚えているか？このうち何人が、何らかの反応があったために2回目の接種に行かなかったのだろうか？私が以前行った研究から分かったことは、第3相臨床試験で治験群の脱落者があり得ないほど多かったということだ

Z28 file / 1B / ハ / 7no4 / i / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-excluded-patients-sensitive.pdf

ファイザーはFDAへの申請のために2,875,842ドルを支払った。
Z29 file / 1B / ハ / 7no4 / j / 125742_S1_M1_userfee

二 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反 その2

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反にファイザー社からEMA (欧州医薬品庁) に提出された 2021年12月19日から 2022年
6月18日有害事象dataを追加します 丙05 file / 1B / ニ / pfizer-report.pdf 3.PSUR-1.pdf

弁護士によるEMAへのファイザー提出資料要約

心臓関係の有害事象

心筋石灰化1件 心筋梗塞65件 心筋出血3件 心筋低酸素症10件 心筋梗塞2741件 心筋損傷116件 心筋虚血239
件 心筋壊死 31件 心筋浮腫 57件 心筋破裂 22件 心筋炎 10363件 心膜炎1752件

有害事象の総数 1,591,026 件 累計 4,964,106 件

血液およびリンパ系障害の有害事象:100,970 件 心臓障害の有害事象:126,193 件 先天性家族性および遺伝性疾患:
1143 件 耳および三半規管の障害: 47,038 件 内分泌疾患: 4,115 件 目の病気: 61,518 件 消化器系の問題:
317,811 件 投与現場での有害事象: 1,605,985 件 (いわゆる副反応) 肝臓疾患: 4,380 件 免疫系疾患: 31,895 件
感染症と蔓延: 167,382 件

(感染症には以下が含まれました) ・デング熱 ・エプスタイン・バー・ウイルス感染症 ・性器、泌尿器、骨髄の感染症 ・ヘルペ
ス、肝炎 ・腎臓炎 ・乳腺炎 ・肺炎 ・敗血症 ・敗血症性ショック ・結核

母乳を介した曝露による有害事象 5796 件 (赤ちゃんの有害事象) 筋骨格系および結合組織の疾患: 539,299 件 良性と
悪性の新生物 (がん)、および不特定の腫瘍: 1,391 件 神経系疾患: 696,508 件 妊娠、産褥、周産期: 4,066 件 (主に胎
児の死亡、流産など) 精神医学的問題: 77,148 件 腎臓および泌尿器疾患: 13,647 件 生殖系および乳房の疾患:
178,353 件 呼吸器、胸部、縦隔疾患: 190,720 件 皮膚組織疾患: 224,633 件 日常への影響: 9,414 件 (寝たきりになる
など) 血管障害: 73,542 件

なお EMAは新型コロナ遺伝子治療ワクチンで不妊になることを「The Committee has recommended that heavy
menstrual bleeding should be added to the Comimaty product information as a side effect of unknown frequency」
と認めたので原文を資料添付します

丙06 file / 1B / ニ / covid-19-vaccines-safety-update-10-november-2022_en.pdf

1Bホ 製造会社モデルナによる薬機法第68条の10第1項違反

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に、情報公開請求の裁判によって得られたモデルナ社からFDAに提出され
た有害事象dataを追加します。日本語要約 丙12 file / 1B / ホ / nihongo.pdf

丙13 file / 1B / ホ / 1_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-11505-pages

丙14 file / 1B / ホ / 2_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-218-pages

丙15 file / 1B / ホ / 3_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-Nov-2020-1650-pages

丙16 file / 1B / ホ / 4_Moderna-Clinical-Study-Report-16.2.7-Adverse-Event-Listing-June-2021-312-pages

丙17 file / 1B / ホ /

5_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-In-Male-Sprague-Da
wley-Rats-280-pages

丙18 file / 1B / ホ /

5_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-In-Male-Sprague-Da
wley-Rats-280-pages

1Bヘ 製造会社による景品表示法違反

a 監査請求人が川口市接種会場AEONで入手した製造会社ファイザー2022年7月作成 CMT57L032B leaflet にはmメッセンジャーRNAとの記載があるが、

これはmodified RNAなので 日本国国内法では製品表示法違反を構成する。不当表示をやめた日から5年間が経過していない、もともとは米国RENZ弁護士が主張されています。

改訂前製造会社添付文書

<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001125551.pdf>

厚労省による補助行為

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0008.html>

modified RNA 引用元

直近の説明書ひながたにもmodified RNAの記載がない

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skenkou/documents/xbbptulka.pdf>

b なお、TX州Texas Attorney General Ken Paxtonが詐欺的商法でファイザーを訴えた。貿易および商業の過程における虚偽、欺瞞的、誤解を招く行為および慣行をしたのでテキサス詐欺的商法を違反したとファイザーを訴えた。 戊01 file / 1B / へ / Pfizer Vaccine Petition Filed.pdf

訴因1 相対的リスク低減に関する虚偽表示、

ファイザーは、自社のワクチンがすべての人のCOVID-19感染を予防するのに95%有効であると誤って伝えていたが、実際にはファイザーが依存していたデータはそのような表現には不適切であり、ファイザーはその主張を歪曲した。

訴因2: 保護の耐久性に関する不実表示、

ファイザー社は、自社のワクチンがCOVID-19感染に対する持続的かつ持続的な保護を提供すると誤って伝えていたが、実際にはFDAは以前、ワクチンの有効期間が2ヶ月を超えることを知ることは不可能であると同社に通知していた。

訴因3 感染に関する不実表示、

ファイザー社は、COVID-19のワクチン接種により、COVID-19の症状性または無症状性のCOVID-19感染を含むワクチン接種者からの人への「感染」が防止されたと誤って伝えていましたが、実際にはFDAは以前、感染関連の主張をするにはより多くの情報が必要であることをファイザー社に明らかにした。

訴因4 変異株に対する保護に関する不実表示、

ファイザーは、自社のワクチンがCOVID-19の変異株、特にデルタ変異株に対して実質的な有効性を持っていると誤って伝えた。少なくとも、ファイザー社は誤った印象を与え、ワクチンが最初のウイルスと比較して変異株に対して比較的優れた効果を発揮したと一般の人々に合理的に信じ込ませました。

訴因5 ワクチンの性能低下を隠蔽するスキーム、

ファイザー社は、自社のワクチンがCOVID-19感染に対して、実際よりも大幅に高い防御効果を熟達しているという誤った印象を与えた。ファイザーは、ワクチンの有効性について一般の人々を誤解させる目的で、上記の主張に関する欺瞞で構成される継続的かつ広範なキャンペーンを実施した。

請求の裏面は、虚偽に対する差止命令・SNSと協力して真実の言論に対する弾圧に対する差止命令・一件につき一万ドルの罰金・破産できないとの宣言

<https://www.texasattorneygeneral.gov/sites/default/files/images/press/Pfizer%20Vaccine%20Petition%20Filed.pdf>

c 英国製薬産業協会が設立した独立した自主規制機関である処方薬実施規範管理局(PMCPA)は、同社が広告実施規範の5つの規則に違反したと判断した。英国の製薬業界監視団体UsForThemは2023年2月にPMCPAに苦情を申し立てた。苦情は、英国医療ディレクターのパークレイ・フィリップス氏を含むファイザーの上級幹部による2020年のツイートに関するものだった。苦情が申し立てられた時点で、ツイートはまだソーシャルメディア上で閲覧可能だった。同団体は、ファイザー社が

絶対的な有効率や安全性に関する必要な情報を提供せずに相対的な有効率を非常に高く報告し、「COVID-19ワクチンを誤解を招く形で違法に宣伝した」と主張した。PMCPA委員会は、「ファイザーは製薬業界の信用を失墜させ、信頼を低下させた」と結論付け、これは企業が承認される前に医薬品を宣伝した今回のような重大な違反に対してのみ適用される重大な非難であると指摘した。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C インフォームドコンセントに関し予防接種実施規則5条の2・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反・憲法13条違反・ニュルンベルク綱領違反(日本国内名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判例ではヘルシンキ宣言を経由してニュルンベルク綱領適用)

イ 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要望書6引用 甲

9 file / 1C / イ / nichibenren3.pdf 甲9と同じ

>>6、質問者自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種室長あてで、身内の接種でのインフォームドコンセントに関し下記不利益事項の不告知は医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反であるとの主張させていただきました。地元市長とワクチン接種室長からは医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反の点につき当事者の希望表明有効性の件をのぞき返信がありませんでした。憲法13条自己決定権の侵害だと問われませんか？また、2021年2月22日付けで閣務大臣(新型コロナウイルスワクチン接種推進担当)、厚生労働大臣、各政党代表者、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長宛てに提出された貴自主幹連合会による「新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書」記載事項の2は何らかの役割を果たしたといえるのでしょうか？なお質問者自身は不利益事項については下記の点を記載させていただきましたが、盛岡市に提出されたインフォームドコンセントに関する諸願書類も参考にさせていただきます

甲30 file / 1C / イ / 6/ seigan4.1.pdf

また、引渡された元米副弁護士John Allison氏はインフォームドコンセントには99項目あると、要約をまとめていますので、参考にしてください。

甲31 file / 1C / イ / 6 /

COVID-19+Vaccines+and+Informed+Consent+(+July+2022+Update) 日本語訳

甲32 file / 1C / イ / 6 / jp

a

a1 特例承認書類が無量り文書だらけであり、なおかつ予防接種法第12条による医師の有害事象の報告義務が接種後4時間に限定されており国家賠償請求訴訟などの場面で因果関係の立証が困難なこと。

下記A資料は2022年4月14日新versionに差し替えられたようですが、旧版LINK 元 甲33

file / 1C / イ / 6 / A / 000739089.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000739089.pdf>

a2 2023年12月1日厚生労働大臣記者会見で[redacted]氏が、全国11自治体の救済制度申請一覧から「105件」の心筋炎・心膜炎を確認後そのうち副反応疑い報告制度に掲載されていないのが「93件」もあったことに言及された。予防接種法第12条違反によりワクチンの安全性・有効性の判断が不能であり、直接実施主体説明義務の後発的不能事由にもあたる。

b 接種群はプラセボ群の除外5倍の治療不正があってファイザー社自身その点を確認している事。甲34 file / 1C / イ / 6 / B / VRBPAC-12.10.20-Meeting-Briefing-Documents-FDA.pdf page18

ala/

FDA文書Page18詳細画像 甲35 file / 1C / イ / 6 / B / 18page.jpeg

日本語 甲36 file / 1C / イ / 6 / B / 672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf page39 page40

https://www.pmda.go.jp/drugs/2021/P20210212001/672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf

複数の著作物のある本間真二郎MDによる日本語解説 甲41 file / 1C / イ / 6 / B / honma.pdf

プロセス1除外5倍の治療不正については故近藤誠医師の著作物でも言及されていた

c

c1 治療に関する訴訟が提起されていること

甲37 file / 1C / イ / 6 / C / 47656_e41yu6vd2x117dq.pdf

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies: Lessons and Consequencesでの、臨床試験、臨床技術、緊急承認研究のAlexandria (Sasha) Latypova氏の報告によると、この訴訟に関して製造会社ファイザーは請求棄却ではなく請求却下を申し立て、法廷での却下申し立て理由は、「私たちは政府を欺いたのではなく、政府が命じた試験を実行しました」であった。そして製造会社ファイザー側の代理人弁護士はそこにおらず、却下を申し立てていたのは司法省だった

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議Pandemic Strategies: Lessons and ConsequencesのサイトでAlexandria (Sasha) Latypova氏の講演と発言内容動画を確認できます

宗主国でさえもこのような状況下にあるので、傀儡政権の支配する植民地国家では、国家による・偽善・殺人・詐欺・責任がより容易になりやすいということである。

2023年3月1日期日が指定され、ドイツの大半mediaである、Die Weltでも治験不正に関する訴訟について、報道がなされている
[Corona-Impfstoff: Die vielen Ungereimtheiten bei der Pfizer-Zulassungsstudie - WELT \(archive.is\)](#)

原告主張内容 契約
有効性に関しては43548人が参加して行ったプロセス1臨床試験の結果を、たった170人の結果から95%の有効率を導出していることを非難

報道自由度ランキングが後進国並みに異常に低い日本とちがいドイツではまともに報道されている理由は、四つ全ての製薬会社を相手とする全国で185の民事訴訟係争中(最初の裁判は対ビオンテック、4月28日フランクフルト地方裁判所で審理開始)だからである。

その後、ドイツでの集団訴訟は1つの法律事務所からの原告が2700人にまで達し、検閲義務化に關与した者に対する人道に対する罪の疑いで約599件の刑事告訴状刑事告発状が2023年12月10日カールスルーエの連邦検察庁に提出された。法律を通した連邦議員568人、連邦参議院15人、連邦大統領、合憲判断を下した連邦憲法裁判所の判事8人。

日本語

カナダ.canadiancovidcarealliance.orgによる治験分析PDF T07 file / 1C / I / 16 / C /
The-COVID-19-Inoculations-More-Harm-Than-Good-REV-Dec-16-2021.pdf nhongo.pdf

プロセス1治験には43548人以上が参加したが、世界中で販売するのに十分な量を製造するために使用された新しい製造方法(「プロセス2」)で作られた投与量が投与されたのはそのうち約252人だけ。これら252人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙19から乙28)にも公表されていない。

2020年4月付けファイザー社のプロトコルC4591001の54pageにある治験の内容には、プロセス2(工程2)で製造された市販用ワクチンに関しては252人の参加者で治験を行う(will be administered)と記載

ファイザー社の管理ファクトシートに名称BNT162b2が表現されていない。CDCは「EUA(緊急承認)用の認定製品」という書き方をしており、「これはコミュニティではない」ということである

プロセス2論文

・製造プロセスの透明性が求められている:
臨床試験の透明性は、安全性と効果性を確保するために重要である。

・2種類の製造プロセス:

「プロセス1」と「プロセス2」があり、それぞれ異なる製造手順が用いられている。プロセス2は大規模な供給を目的として新たに開発されたものだが、mRNAの整合性がプロセス1よりも低いと報告されている。

・プロセス1とプロセス2の比較が不足：
公的には、これら2つのプロセスの効果や安全性に関する直接的な比較はない。

・副作用(AE)と重篤な副作用(SAE)：
特定のロットによっては、報告された副作用や重篤な副作用の数が多い場合がある。

・デンマークの研究：
52種類の異なるロットのComirnatyにおいて、重篤な副作用の発生率に大きな変動があることが確認された。

DailyCloud新薬製薬師であるエリカ・デルフ氏は、英国での訴訟で使用されたテルアビブ・ヘブライ大学のジョシュ・ゲツコウ博士の専門家証書を検討しEMAに代わって実験に参加した可能性のある252人の被験者の存在と、その後の研究データの証拠を探した。「プロセス2」は、臨床試験の製品(プロセス1)とはまったく異なる製造工程を使用しており、「ワクチン」の緊急使用許可(EUA)はプロセス1に基づいて付与されたことが大きな問題であった。さらに、プロセス2は、ファイザー社と各国またはEUとの間の契約の基礎となる所定の適正製造基準(GMP)に準拠していなかった。プロセス2の被験者群では、有害事象の数が有意差がありました。この結果は、以前の臨床試験(プロセス1)で発生した重大な有害事象(AE)よりもはるかに要座すべきものであり、規制当局に警鐘を鳴らすべきものであった。

プロセス2について
臨床試験でテストされた実験用ワクチンが国民に注射された。実験用ワクチンとは異なり、基本的には承認されたワクチンを接種している点について2023年10月4日 - 欧州議会議員マルセル・デ・グラーフがEMAに質問状を送付し、10月12日EUが新型コロナウイルスワクチン接種の使用を違法に承認していたことをヨアヒム・クース議員、ウィレム・エンゲル議員とともに明らかにした。

マルセル・デ・グラーフ議員は、臨床試験でテストされた実験用ワクチンが国民に注射された実験用ワクチンとは異なるというファイザーのおとり商法について語った。「...そして、この承認に至るまでの過程も完全にめちゃくちゃです。そして、私が本当にショックを受けた方法でめちゃくちゃです。なぜなら、パッチ、特定のワクチン、または特定の薬を承認すると、その薬が承認されることを期待するからです」「承認された薬とは、患者または国民に適用される薬のことです。そして、それらの間に違いがあるとしたら、基本的には承認されたワクチンを接種していることになります。承認されていないものを使用します。物質が何であれ、それで、まあ、それは本当にショックでした...」

ヨアヒム・クース議員：

「...本当にうまくいかないことがたくさんある
非常に大きなスケールで、したがって、私たちが見つけたものは信じられないほどです...本当に驚くべきものがたくさんあり、私を驚かせました。私は予算管理委員会の議員として、お金に深く関わってきました。それはお金の問題です。すべてのものに対してお金を払わなければならないと考えている非常に被験者である私にとって、それは非常に間違っていました。現在、彼らは証明されていないこと、安全ではないこと、そして自分たちにとって安全であることに関して、製薬会社に何十億ユーロの金をつぎ込んでいる。安全とは言えません。」

ウィレム・エンゲル議員がDNA汚染を暴露
「しかし、私たちが今確認しているのは、DNA鎖にも汚染されており、これらのDNA鎖には実際には、がんに関連する他のウイルス、シミアン40ウイルス(プロモーター)の一部が含まれているということです。」

EMAは2023年10月4日付け質問状送付し回答受領された。 欧州議会議員マルセル・デ・グラーフ氏らが薬品規制当局EMAが、M・デ・グラーフ氏ら欧州議員の質問状への文書返答の中で「認可の目的は感染予防ではない」と認めた、と11月21日欧州議会にて報告された。

英国議会過剰死亡の傾向に関する休会討論会にてAndrew Bridgen議員が超過死亡についてスピーチされた際、Andrew Bridgen議員もプロセス2とDNA混入について言及された。
「つまりファイザー社の製品で実際に一般に展開された臨床試験は存在せず、その製品は実際に臨床試験された製品と比較されたこともない」

仏バイオ統計学者クリスティーヌ・コットン氏も臨床試験されていないワクチンが接種された点について言及された。臨床試験のワクチンと実際に大量生産されたワクチンは別物である。

2023年8月22日フロリダ州公衆衛生長官は、thehighwire.comの映像interviewに対し新型コロナワクチンは臨床試験を経ていない、と発言された。

2023年10月23日MALCOLM ROBERTS豪州議員も「The injection studied in the clinical trials was not the same product that was used in Australia.」と臨床試験されていないワクチンが接種された点について言及された。

2024年2月1日豪州上院法務・憲法問題参考委員会でも Julian Gillespie氏が「Beyond this DNA contamination and the untested Process 2 manufacturing process used by Pfizer to create the drug product rolled out to Australians, increases the risk of endotoxin contamination, which continues to be inadequately tested for by the TGA.」発言でuntestとプロセス2が未検証であることを証言された

治験に関する集大成的な査読済論文が発行された。プロセス2とSV40について言及されている。

要約

COVID-19ワクチン接種とその健康および死亡率への影響に関する我々の理解は、最初のワクチン展開以来大きく発展してきた。当初のランダム化第3相試験の報告書は、COVID-19 mRNAワクチンがCOVID-19症状を大幅に軽減できると結論付けている。その間に、これらの重要な臨床試験の方法、実施、報告に問題が生じた。ファイザー社の試験データの再解析により、ワクチン群における重篤な有害事象(SAE)の統計的に有意な増加が確認された。緊急時使用許可(EUA)後も、死亡、がん、心疾患、さまざまな自己免疫疾患、血液疾患、生殖器疾患、神経疾患など、多数のSAEが確認された。さらに、これらの製品は、以前に確立された科学的基準に従って、適切な安全性および毒性学的試験を受けたことがなかった。このナラティブ・レビューで扱われている他の主要なトピックの中には、ヒトに対する重篤な危害の公表された分析、品質管理上の問題点および製法に関連した不純物、有害事象(AE)の基礎となるメカニズム、ワクチン非有効性の免疫学的根拠、および登録試験データに基づく死亡傾向に関するものがある。現在までのエビデンスによって立証されたリスクとベネフィットのアンバランスは、さらなるブースター注射を禁忌とし、適切な安全性と毒物学的研究が実施されるまで、少なくともmRNA注射を小児期の予防接種プログラムから除外すべきことを示唆している。連邦政府機関によるCOVID-19 mRNAワクチンの集団包括的な承認は、関連するすべての登録データの誠実な評価と、リスク対ベネフィットの適切な検討による裏付けがなかった。広範囲に及ぶ、十分に文書化されたSAEと、許容できないほど高い害対効果比を考慮すると、我々は各国政府に対し、因果関係、残存DNA、異常タンパク質産生に関連するすべての関連質問に回答が出るまで、改変mRNA製品の世界的なモラトリアムを支持するよう強く求める。Cureusがpromoteした論文の平均的な閲覧数/読了数/ダウンロード数は1年間でわずか2700件であるのに対し、この論文は1ヶ月で33万件を突破した。そこで圧力がかけられ撤回させられた。

COVID-19 mRNA Vaccines: Lessons Learned from the Registrational Trials and Global Vaccination

Campaign - PMC (archive.org)

c2

治験はそもそもプロセス2で作られた投与量が投与されたのは約252人だけであるが、3回目の(ブースター)の接種者が23人のみであること。記録は、ファイザーとビオンテックがBARDA(生物医学先端研究開発局)を含むFDAに提出した、2021年8月の情報公開法(FOIA)に基づく記録要求に保健福祉省が応じなかったことを受けて、2022年3月に起こされた訴訟に応じて入手された。
T08 file / 1 C / I / 6 / c /
JW-v-HHS-Pfizer-application-materials-00730.pdf

d0 ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(議事録非公開)の561件を除き2件であること。
2024年4月追記 :2022年7月25日までずっと0件でしたが「死亡」申請数1316件中561件になりました。予防接種健康被害救済制度でも医学的な因果関係は否定しています。副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに開示訴訟では厚労省は再度因果関係を争うであろう

70% of Pfizer COVID vaccine deaths in Japan reported within 10 days of injection

d1 東京都監察医務院は54人中8人に因果関係ありと判断
丙19 file / 1 C / I / 6 / d / Autopsy findings Tokyo Metropolis, Japan, 2021.pdf

d2 なお、厚労大臣がWHOエマージェンシーコードU12において

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statlnfd=000040098338&fileKind=1>

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statlnfd=000032235981&fileKind=1>

“COVID-19 vaccines causing adverse effects in therapeutic use”と41名を厚労省が公的に「ワクチンによる死亡」と認めていたことが2024/1/23大臣会見で明らかにされている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaken/tallin/0000194708_00653.html

d3 厚労省コロナワクチンQandA「新型コロナワクチンの接種が原因で多くの方が亡くなっているというのは本当ですか？」page1には厚労省の因果関係認定のしかたに「ワクチンを接種した後に亡くなったということは、必ずしもワクチンが原因で亡くなったということではありません。」という解釈が記載されている。「WHENに相関関係があるからといってWHYに相関関係があるとは限らない」(便宜上ここで因果関係認定FORMULA 1と定義します)という解釈のように見受けられる。この点、コロナワクチン接種後の副作用だけにFORMULA 1解釈を適用するだけでなく、コロナ感染・コロナ感染死亡・コロナワクチン主作用の因果関係認定についてもFORMULA 1での解釈を統一すべきである。2009年新型インフルエンザ騒動ワクチン死133人因果関係認定のときも厚労省は因果関係認定FORMULA 1を適用しているようであるし、論理的整合性を保つためである。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0081.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa_archive.html#rult_2

すなわち

「コロナ感染した後に身体にdamageを受けたということは、必ずしもコロナ感染が原

因で身体にdamageを受けたということではありません。」「コロナ感染した後に亡くなったということは、必ずしもコロナ感染が原因で亡くなったということではありません。」「ワクチンを接種した後に身体damageを受けなかったということは、必ずしもワクチンが原因で身体damageを受けなかったということではありません。」

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)による確定症例がないので、まず前提としての「コロナ感染した後に」の因果関係が証明されていないが、ワクチン接種は自明のことであり、VRSにも記録が残っている。

e 変異株に関する治験がないこと 独ビオンテック社がSECに提出したIR資料参照、下記はSEC資料です T13 file / 1C / I / 6 / c / sec.pdf

なお、2022秋以降展開される2価ワクチンも武漢株用ワクチン承認背景を前提としている。今後も上記武漢株用ワクチンに関するインフォームドコンセント事項は継続して周知されるべき事項と考えます

f 2022年9月追加:宝塚の宮澤大輔医師が指摘されるように、有効成分が変更された場合、「一部変更」では承認は許可されず、新規の承認が必要となる。ファイザー社製「BA.1オミクロン株」対応ワクチンは、効能と用法の変更のみとする今回の承認は無理があり、薬機法違反の可能性があること

abcdの件につき、
March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

g 論点1B15の15の2に関する不利益事項の不告知を追加します

h 論点1Bハニホ製造会社による薬機法第66条の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

i 論点1Dイロ 生物兵器条約違反・製造物責任法違反に関する不利益事項の不告知を追加します

j 論点1Bロ f2 世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内を未接種者でカウントに関する不利益事項の不

告知を追加します

k 南アでファイザーと政府の契約書が裁判所の命令で公開された。供給契約にワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的な副作用は不明と記載されている可能性について不利益事項の告知に追加します 戊02 file / 1C / イ / 6 / OCPfizer-1_Redacted OCPfizer-2_Redacted

不利益事項の告知は医療法第1条の4第2項違反である旨の告知が全国有志医師の会から2022年3月13日付付内
容証明郵便で送付されており、[redacted]氏が2022年4月情報公開請求にて受理を確認済 参考資料 丙07
file / 1C / イ / 6 / youbousyo.pdf

不利益事項の告知がホームページ・接収券・同意していない接種希望書に記載されていない 乙30 file /
1C / イ / 8 / website.png

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/015/33582.html>

口4歳以下の件について詳細

2022年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には発症予防効果について「...期待できるとされて
ます」と記載されているだけであって下記のような不利益事項の記載がいついさいされていません。ホーム
ページ・接収券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日(その後clinicaltrials.gov
の治験終了日は2023/02/10と変更されていたので、2023年2月10日)まで、モデルナ2022年10月27日ま
で by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないので、特例承認黒塗り文書や治験除外につい
て、読取者が認識できません。甲38 file / 1C / 口 / 1C口a.jpeg

治験とインフォームドコンセント判例 参照

(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判決 判例時報1738号)

不利益事項

Dr Clare Craig explains why the FDA should NOT have granted approval for
roll-out in the 6 month to 4 yr old children cohort

Dr Clare Craigによると4526名の治験のうち3000名が除外された。実験の結果は接種者のほうが感染する
というものだった。

甲39 甲40 甲42 file / 1C / 口 / 1C口b.png 1C口c.png 1C口d.png

Dr Clare Craig 経歴page

Dr Clare Craigが主張された点について July 4, 2022 3:11 pm ET WSJも報道済

CDCの統計にて、生後8か月～4歳の10万人あたりの陽性者数が出ています 接種者のほうが 陽性率高い、CDCの5
～11歳のデータでも 接種有無による感染(発症)予防効果は見られない

[CDC COVID Data Tracker: Rates of COVID-19 Cases and Deaths by Vaccination Status](#) にいて年
齢層など条件を変える操作をするとそれぞれの年齢層のグラフが現れます。甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口
g.pngはあくまで操作後の1参考資料です。操作の確認をおねがいいたします

引用元data 甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口g.png

Rates_of_COVID-19_Cases_or_Deaths_by_Age_Group_and_Updated__Bivalent__Boos
ter_Status.csv

<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#rates-by-vaccine-status>

河北新報の記事 甲43 file / 1C / 口 / 1C口e.png

河北新報の記事の件につき、

November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてでmail送付済

R4年3月10日での奈良県議会厚生委員会で健康な子どもがコロナ感染で死亡は0件だがワクチン接種では5人(因果関係不明)と言及された

D

イ 生物兵器禁止条約違反・化学兵器禁止条約違反

元民主党議員Dennis Kucinichは、米国によるノルドストリーム(ドイツロシア間天然ガスパイプライン)爆破は、宣戦布告の権限を議会に限定した米国憲法第1条に違反している連発行動だと主張されています。(国連安保理で、国際経済学者サックス氏と、元CIAマクガバン氏が、ノルドストリーム爆破事件について証言済み。)

このように現代型の戦争というものは宣戦布告が正式に行われずに開始されてしまいます。

また、イラクの大量破壊兵器WMD提供情報は、無実の百万人のイラク人の虐殺を起こしたがそれを大々的に流したマスメディアの人々は、犯罪を問われるどころか、昇進している。今回もまったく同じことが起こるのであるのか？

前提としてのSARS-CoV-2の歴史について、わかりやすいline table。(前回86号口頭陳述で述べさせていただきましたように、R.F Kennedy ジュニア弁護士のNPO団体は、投資家や有名ベンチャーキャピタリストたちが同建てをしているので発言内容は精査しなければなりません)

日本語要約 Z31 file / 1D / nihongo1.pdf

SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製造会社はラベルを張っているだけである。SARS-CoV-2ワクチンは「医薬品」ではない。これは、米国防総省が「covid19 対抗策」として発注した武器である

Z3 file / 1D / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

東京高院に所属しているニュルンベルク判例に基づく文芸不即示決定違反無効訴訟で、供給契約の契約内容がわかる文書の開示が争点となっていて、供給契約の契約内容が国民に周知されておらず(憲法21条違反)不明ですが、国民の知情権は、適性製造基準や輸入規制を協議し、製品テストもせず、中身不明のものをも国民に提供した可能性がありま

Z32 file / 1D / nihongo2.pdf

フロリダ州リー郡では新型コロナワクチンを禁止する議会決議が通過した。新型コロナmRNAワクチンは生物兵器であるので、禁止、没収すべきで知事もそうすべきと決議した。ニュルンベルグ法違反と決議

folbas.com Feb 24, 2023, 12:00am ESTでも言及されていますが、現地local mediaから全文翻訳引用

>>フロリダ州リー郡共和党の執行委員会は、ニュルンベルク法典を発効し、ビッグファーマと米国政府が組織した生物兵器を全アメリカ人の体内に強制的に注入しようとした結果、大量の死と「ワクチン」による負傷が発生しているとして、ロン・デサンティス知事に生物兵器COVID-19ジャブの配布と販売の禁止を呼びかけています。リー郡GOPの執行委員会は、COVID-19「ワクチン」注射の販売と配布を禁止するようロン・デサンティス知事に求める「Ban the Jab」決議を正式に可決し、委員会メンバーの3分の2以上の賛成を得ました。俗に「ジャブ」と呼ばれるこの注射は、生物兵器と認定され、他のすべてのワクチンを含ませたよりも多くの人を殺傷しています。Ban the Jab決議の中で、Lee County GOPはDeSantis知事に対して、「COVID-19およびCOVID-19注射が生物兵器および技術兵器であるという強力な証拠が存在する」と書いています。

ファイザー社自身の臨床データを引用して、リー郡GOPは、「生物兵器注射が11223人の死亡、42,000人の有害事象、158,000人の有害事象、約1,000人の副作用を引き起こした」(注記:監査請求人が日弁連要約書7の4で言及した、2022年3月28日に原告エイズ裁判の原告である川田隆平参議院議員が厚生労働委員会で見及した1223人の死亡を確認できる文書 Z11 のこと)と付け加えており、これは、世界的ビッグファーマ大手が認めている数字だけであることを示しています。「COVID-19生物兵器ジャブの結果、約大人数の人間が死亡し、あるいは後遺症を負った」と決議文は述べている。さらに、スウェーデンの研究で示されたように、「Covid mRNA注射が人間のDNAを変えるという信頼できる証拠が存在する」と付け加えた。

このジャブに関する科学的研究によると、人間のDNAを変化させるという生物兵器として作用するだけでなく、ファイザー社のCOVID注射には「自己組織化マイクロテクノロジー」まで含まれており、大量の血栓を引き起こすという。「政府検閲、メディア、ハイテク企業、その他の企業は、COVID注射が安全で効果的であると主張することで、莫大な詐欺行為を行ってきた。人類を守るために、リー郡共和党はデサンティス知事と知事会に対し、フロリダ州でのCOVID注射とすべてのmRNA注射の販売と流通を禁止するよう要請する」と決議文は書かれています。そして、州司法長官がフロリダ州内のすべてのCOVID注射とmRNA注射を直ちに押収し、法医学的分析を実施することとあります。この決議は、デサンティス知事がCOVIDジャブを禁止し、押収するために突然に何らかの行動を起こすことを拘束するものではありませんが、ボールは知事の法廷に置かれ、知事の机の上に置かれ、その行動を待つことになります。

第二次世界大戦後に作成され、大量虐殺を行ったナチスを処刑したニュルンベルク裁判にもなで名付けられたニュルンベルク・コードは、「人体実験」やその他の戦争犯罪を規定する「研究倫理原則」のセットである。ニュルンベルク・コードの最初の行には、「被験者の自発的な同意が絶対不可欠である」とあり、COVID-19生物兵器シブの強制服則に関連する違反が犯され、政府と民間企業の雇用者の両方から強制されたCOVIDシブの監視の下で、アメリカ人は実験室を受け入れる以外の選択肢はなかった。

その後プレバード郡指導委員会メンバーが、COVID-19ワクチンを違法とするよう知事に求める決議を採択した。セミノール郡、レイク郡、セント・ジョンズ郡、サンタ・ローザ郡、ヒルズボロ郡、リー郡の他の共和党支部も同様の決議を行った。現在のところ、決議は要請であり、要求ではない。引用元はミズ州のcbs12.com です。

フランス・ボイル博士は、1989年に制定された「生物兵器および反テロリズム法」の著者であり、ボイル博士は、Covid注射が、博士が起草した1989年の生物兵器法およびフロリダ州法に基づく生物兵器の法的定義に合致していることを明言しています。

下記はボイル博士の著作物page

[Resisting Medical Tyranny: Why the COVID-19 Mandates Are Criminal](#)

国連website UNODA – United Nations Office for Disarmament Affairs によると、日本は生物兵器禁止条約の加盟国である。

条約執行のための、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 法律第六十一号(昭五七・六・八)

https://www.shuglin.co.jp/internal/ndb_hovani.nsf/dwml/hovdlsu/03519820508061.htm

mRNA SARS-CoV-2ワクチンは法2条「生物剤」又は「毒素」に当たり、下記の理由により3条1項の除外事由にあたらない防疫ではない一予防効果なし。

身体防護ではない一全死因死亡率上昇。前回88号口頭陳述で述べていただきましたように、名古屋大学名教授・名古屋小児がん基金理事長小島幹二氏は世界各国のワクチン接種率と超過死亡の相関係数を0.57と算出

その他目的ではない一mRNAに危険な配列を残しているため未必の故意が推定される。(ノババックスの組換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCβフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQIに変更されているが。)人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCβ)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っている

mRNA SARS-CoV-2ワクチンはフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を担いでいない。弱毒化されていないワクチンは生物兵器である。特例承認よりも前におこなわれたSARS-CoV-2ワクチンの製造会社との供給契約は(1) ファイザー SARS-CoV-2ワクチン令和3年1月20日(同年5月14日以降、順次追加契約)。(2) アストラゼネカSARS-CoV-2ワクチン令和2年12月10日。(3) モデルナSARS-CoV-2ワクチン令和2年10月29日が契約日となっており、供給契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約に当たり、法4条2項違反を構成する。

川口市丙と佐賀実地医療機関丁を契約当事者とする委託契約は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約に当たり、法4条2項違反を構成する

弱毒化されていない点についての説明

ロサナ・チファリ博士はEU議会新型コロナウイルスサミットで新型コロナワクチンはワクチンではなく生物兵器であると宣及

日本語訳

2024年1月8日ファウチ氏発言以降の公聴会

2024年2月26日Ron Johnson議員主催のFederal Health Agencies and the COVID Cartel: What Are They Hiding公聴会では、Dr. Harvey Rischにより "This work and the WIV leak was what I consider to be the fruit of our bioweapons industry that has been performing secretive and nefarious biological weapons development for the last 70 years. The recognition of the possible accidental or intentional unleashing of an infectious agent capable of killing large numbers of humanity led to the bioweapons treaty of 1975 that President Ford signed. The treaty prohibits the development of offensive bioweapons however, the one loophole in the treaty is that small quantities of offensive bioweapons are allowed to be developed in order to do research on vaccine countermeasures. This loophole was then exploited by our bioweapons industry for the last 50 years...My hypothesis, what I believe, is that both the virus origin cover-up and the forced vaccination of the entire planet were orchestrated to protect the integrity of the bioweapons industry...The vaccines then are the evidence that the bioweapons industry was properly justified from the beginning."と発言された

日本語

コロナは生物兵器産業の70年間の成果であり、生物兵器産業を正当化するためにvaccineに固執した

ロ 製造物責任法違反推定についての立証責任不履行

令和5年4月18日厚生労働委員会連合審査会で、実害エイズ 裁判の原告である川田龍平議員はワクチンDNA注入経路について言及された。コロナワクチン3回接種後悪性リンパ腫ステージ2状態に陥られ、髪の毛すべてが脱毛状態になられた立憲民主党原口一博元総務大臣もファイザー社のバイアルに含まれるDNAプラスミドに、ヒトの癌発症に関連するシミアンウイルス40(SV40)プロモーターが発見されたことと言及された。世界保健会議World Council for Healthはレッドラインを超えたと表明した

通常製造物責任では法律上安全であることの立証責任は生産者側にある。全目的物を回収して内容物を分析し立証責任を果たすべきである。

Bhakdi博士「mRNAのDNAがゲノムに組み込まれる疑いがある。このDNAは、人間のあらゆる細胞に届けられ、急性のがんや炎症を引き起こし、遺伝子的に人間をその子孫まで変容させる可能性がある。遺伝子改変された細胞は絶望的である」

日本語

Bhakdi博士の著作物page 原稿はドイツ語

(国とファイザーなどとの免責契約は国民の飲料を受ける権利を侵害するものであつて違憲違法であり無効である。) 国及び製薬会社ともに賠償責任がある点についての主張は福岡地方裁判所小倉支部に所属している故堀川博昭氏ご遺族による国家賠償請求訴訟の訴状の主張に準ずる
丙08 file / 1D/ ロ / recordvaccine1.pdf

DNA注入問題についての問題提起者Kevin McKernan氏による第182回 米FDA ワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーションの元となった根拠論文を証書提出します
丙20 file / 1D/ ロ / Sequencing of bivalent_4-11-23.docx

Gen Bank version OR 134577.1

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nucleotide/OR134577.1>

Gen Bank version OR 134578.1

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nucleotide/OR134578>

米FDA meeting ワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーション動画。米国Milford Molecular Diagnostics社のSin Hang Lee先生がファイザーのBNT162b2バイアルから同様の結果を確認した。USC University of South CarolinaのPhillip Buckhaults教授連研究者の研究でも同様の結果を確認した。

荒川博士による日本語解説

Kevin McKernan氏によるクローアアテア総会で2023年12月1日最新プレゼンテーション

米FDA meeting でワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーションをされたKevin氏により日本のバイアルGJ7141もDNA断片・SV40 promoterの混入が確認された

癌ゲノミクスの専門家であるUSC University of South CarolinaのBuckhaults博士が、サウスカロライナ州上院でファイザー社のmRNAコビッドワクチンに見られるDNA汚染について証言した。博士によれば、ファイザー社のコビッドワクチンの各用量には推定2000億個のプラスミドDNAが含まれているとのことである。これらのDNA断片は、基本的には合成ウイルスである脂質ナノ粒子にパッケージされ、接種者の細胞に送達される。FDAの基準は、DNAが標で(そのまま未処理で)動物に注入される場合の安全基準である。だが、このワクチンのDNAは、トランスフェクションを引き起こすように脂質ナノ粒子内に封入されている。臨床試験に使われたワクチンは、大量生産の市販品のように大腸菌の鋳型DNAを使っていない

【要約】

1.米FDAのEUA(緊急使用許可)申請用の「mRNAワクチン」には、市販品とは大きく異なり、「プラスミドを大腸菌」で増やす製造工程を採用しなかった(合成DNAを使用)。つまり【DNA断片汚染！】は、EUA申請時には検知されず、隠蔽されたまま、安価な「mRNAワクチン大量生産」(プロセス2)に移行した。

2.LNPに包まれた「DNA断片」は、細胞内に容易に取り込まれ、「核」に移行し「遺伝子」に組み込まれる可能性が完全には否定できない。例えるなら「城外」のトロイの木馬は危険ではないが「城内」に入ったギリシャ兵入りの木馬の危険性は計り知れない。

3.ヒトの遺伝子に「DNA断片」が組み込まれる確率は、DNA断片の「サイズ(大きさ)」ではなく、【DNA断片の「数」】に依存する。例えるなら、「単発弾」よりも「散弾」の方が「命中確率」が高いのと同様に。

実際の混入DNAの「サイズ」は100ベースペア付近が支配的で、1接種あたり2000億個の「DNA断片」が混入していると推察。

Buckhaults博士はその後、モデルナは、過去のmRNAワクチン特許明細書で「DNAワクチンによる遺伝子変異が癌の原因になる可能性がある」とすでに述べており、mRNAワクチン内の汚染DNAにも全く同じことが言える、とSNSで発言された。

Dr Robert W Maloneにより「Moderna has a patent that acknowledges RNA is preferable to DNA in vaccines due to risks of insertional mutagenesis, which might activate oncogenes or inhibit tumor suppressor genes,」と同じ旨の主張がWashington, November 14th, 2023 Congresswoman Marjorie Taylor

Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines公聴会で言及された

特許情報 戊03 file / 1D / 口 / US20190240317A1.pdf

2023年12月1日 日野市議会 池田としえ議員もモデルナCEOであるStephane Bancel氏の特許US20190240317A1について言及され「子宮頸がんワクチンにもDNA断片が混入している。」と発言された

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingai/0000048228.html>

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000038472.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000038473.pdf>

日本国内がんの増加について、査読済論文が英国議会議員にも言及された。

その後、サウスカロライナ州上院次の証言者 Toxicology and Molecular Biology for Toxicology Support Services, LLC のDr Janci Lindsay はサウスカロライナ州上院でThe SV40 sequences, they should not be there. They don't need to be there to grow this in bacteria. I don't think it's an accident. They could have chosen another plasmid that did NOT have the SV40 sequences.『事故ではないと思います。SV40 配列を持たない別のプラスミドを選択することもできたでしょう。』と証言された。

Dr Robert W Maloneによりラベル付けを行うアノテーション・ソフトウェアから「Additionally, Pfizer, in their documentation to regulatory bodies, omitted information about the presence of SV40 sequences in their vaccine.」記載が意図的に省かれたとの主張がWashington, November 14th, 2023 Congresswomen Marjorie Taylor Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines公聴会で言及された。

ドイツの研究者と、かつて接種2年後の血液からmRNA検出を報告したTobias Ulbrich弁護士がDNA汚染をMMD GmbH & Co. KG 経由で調査した。5バイアルに規制値の数倍-数百倍の汚染が見つかったため、保健省に結果を添付して通告。なお、欧州EMAのDNA基準値はLNPIに包まれているDNA断片に関する基準値ではないため、基準値そのものはもとも存在していない。

DNA混入についてドイツ当局に報告されたTobias Ulbrich弁護士はUS20230183769A1 特許において、製造と開発における欠陥の別の側面があり、現段階の製品が人体に適さないこと、そして同社が発売前にこのことを知っていたことを示している点に言及された。元の発見が日本人弁護士氏によるものだったので、ドイツ系Tobias Ulbrich弁護士が日本語で投稿してくれました。

承認された成分とは異なる成分含有が判明した場合について、裁判所により製薬会社の免責が認められなかった米国訴訟資料 T 09 file / 1D /ロ /Id5457312-Nowacki-v-Gilead-Complaint.pdf

2023年10月10日 World Council For Healthより、専門家による緊急ヒアリング開催

英国、パース発 - ワールドカウンシルフォーヘルス(WCH)は専門家アドバイザーチームと協働し、健康と福祉を促進するために社会に向けて正確で信頼できる情報発信に専念しています。mRNAワクチンに混入する細菌のDNAや遺伝子配列に

関するこの間の懸念に鑑みて、ワールドカウンシルフォーヘルスは、その焦眉の問題について専門家による緊急ヒアリングを10月9日(月)に開催しました。このヒアリングはバーチャルで行われ、後述する調査結果が世界中の人々に与える影響について議論されました。以下の国際的に著名な免疫学者、遺伝学者、専門医、科学研究者がその調査結果を聴衆に共有。著名な科学者たちおよび法学家が、規制の認可プロセスを通過していないGMO産物をワクチンとして展開することの法的影響を共有

調査結果の概要: 日本諸報要約にはsv40エンハンサー配列にも言及されている
file / 1D /ロ / wchj.pdf

T12

- 1, 細菌のDNA (プラスミド) が mRNAワクチンのバイアルで発見された。
- 2, がんを促進する遺伝子配列 (SV40) が、新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) ワクチンで発見された。これは、認可試験に使用されたバイアルには存在しなかったが、公共使用のために配布された BioNTech 製バイアルのすべてのバイアルで見つかった。
- 3, これらの発見は、世界中の複数の独立した研究所で検証されている。
- 4, この発見は初めて 2023 年 4 月にケビン・マッカーナンによって行われ、その時点で規制機関に連絡が取れたが、正式な返答は得られていない。
- 5, この遺伝情報がヒトゲノムに組み込まれる可能性のある複数のメカニズムが存在する。
- 6, このDNAは、未知の期間にわたって私たちの体にmRNAや外来タンパク質を産生するように指示する可能性があり、将来の世代に影響を与える可能性がある。
- 7, 申請されていないSV40プロモーター配列には何ら建設的な目的は確認されておらず、これは発がんリスクに加えて、他の外来遺伝物質を自身の染色体に組み込む能力を高め、受容者(そしておそらくはその子孫)において永久に遺伝子組み換えを行なう可能性がある。
- 8, モデルナとファイザーの両方のバイアルには完全に未申請の遺伝子配列が複数あり、SV40配列はファイザーのバイアルでのみ見つかっている。しかし、人口のかかなりの部分に潜伏性SV40感染があると、モデルナの受容者にも同様のSV40リスクが生じる可能性が出て来る。
- 9, 染色体への組み込みがない場合でも、DNAプラスミドは、長期間かつ予測不可能な期間にわたって、スパイクタンパク質毒素やその他の有害なタンパク質のmRNAを産生する可能性がある
- 10, DNAがヒトゲノムに組み込まれると、既存の自然な遺伝子配列が破壊され、癌などの病気のリスクが増大する。
- 11, 新型コロナワクチンは GMO(遺伝子組み換え生物)製品に該当しており、従来の伝統的なワクチン認可に以外にもそのための承認が必要となる。
- 12, これらの製品のリスクが規制当局によって公に透明性をもって評価されたことがなく、十分な見地がないため、これらの製品に対するインフォームドコンセントは不可能である。新たに明らかになった入手可能な証拠事実の辟面によると、これらの製品は疾患、死亡、感染、遺伝関係に影響を与える、極めて危険なものである。
- 13, 専門家パネリストたちによって、これらの新規遺伝子「ワクチン」の即時停止が要求された。

カナダ論文 論文の概要

結論: これらのデータは、これらのワクチンには1回の投与あたり数十億から数千億の DNA 分子が存在することを示している。蛍光分析を使用すると、すべてのワクチンは、FDA と WHO が設定した残留 DNA のガイドラインである 10 ng/投与量を 188 ~ 509 倍上回っている。ただし、すべてのワクチンの定量的ポリメラーゼ連鎖反応残留 DNA 含有量はこれらのガイドラインを下回っており、定量的なガイドラインを解釈する際には方法論的な明確さと一貫性の重要性が強調されている。定量的ポリメラーゼ連鎖反応残留および SAE で測定された残留 DNA の用量反応効果の予備的な証拠は、確認とさらなる調査を要するものだ。私たちのこの発見は、ワクチンの安全性に関する既存の懸念を拡大し、脂質ナノ粒子を使用した効率的なトランスフェクションの導入前に考案されたガイドラインの妥当性を疑問視している。私たちは、法医学的条件下で私たちの研究を再現し、高効率の DNA トランスフェクションと累積投与を考慮してガイドラインを改訂することを強く求める。

フロリダ州公衆衛生長官は「私はFDAに、mRNA の COVID ショットで検出された DNA 断片と、それらがどのようにヒトの細胞にヒッチハイクして侵入するのかについて質問しました。ヒトゲノムへの DNA の組み込みと発がんは既知のリスクであり、2007 年のFDAでも認められています。」と発言された

<https://www.floridahealth.gov/about/documents/12-05-2023-DOH-Letter-to-FDA-RFI-on-COVID-19-Vaccines.pdf>

フロリダ州公衆衛生長官の懸念についてFOX Newsでも報道された。

ドイツ地方公共TVでDNA断片混入について報道されたあと、前マルセイユ大学病院感染症研究所長DIDIER RAOULT教授により仏cnewsでもDNA断片混入が確認されたことが報道された

ハワイ州弁護士氏によるDNA汚染が製造物責任に繋がる根拠について論文引用コメント

遺伝子トランスフェクション注射後(俗称新型コロナウイルスワクチン)でのDNA汚染自体が炎症を引き起こしている。これは汚染プラズミッドの中に非メチル化したCpGと言うモチーフ(特徴がある配列)があるためである。自然免疫がこれを敵と認識する。自然免疫のトール様受容体であるTLR-9がCpGという配列を見つけると炎症を促進するIL-6やTNF-αなどのサイトカインを生産する。TLR-9を発現する樹状細胞やマクロファージは、病原体からT細胞への抗原の提示に重要な役割を果たす。そして獲得免疫が活動し始める。これで自己免疫反応がおこる。

<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/11861616/>

日本国内17人目の国家賠償請求訴訟原告氏死亡事例の訴訟ではDNA混入の件がカルタヘナ法違反にあたるという主張をされる計画とのことである。

E

イ 憲法85条違反・憲法87条違反・憲法31条違反

a 製造会社に対する賠償は憲法85条により、予算・法律・条約の形式によらなければならないとされている。しかし損失賠償契約が秘密契約のかたちで行われているので憲法85条違反である。納税者の適正手続きを受ける権利である。憲法31条が行政手続きにも適用があるかどうかについては争いがあるが、憲法31条を間接的に侵害している。86号口頭陳述で言及済

EU委員会委員長von der Leyen氏への刑事告訴について、ドイツの公共放送第1ドイツテレビがニュース番組で契約の不透明性の問題を報じていたが、ポーランドとハンガリーが、F・バイルダン氏によるvon der Leyenの刑事告訴へ原告として参加したとメディア「フランス・ソワール」が報道。(ポーランドは昨年11月に独自の提訴を行ったと、ポーランド政府の報道官が確認した。しかし、12月のトウスク大統領選出後、「新政権はポーランドをこれらの訴訟手続きから脱退させるために動いている」と報道官は述べた。)

日本国内では憲法85条違反の契約について、東京高裁に保釈しているニュルンベルク綱領に基づいた文書不開示決定違憲無効訴訟において過去の大審院判例大判昭和 10年 10 月 24 日から刑法第252条横領罪が主張されている

b 憲法87条違反

2021年度コロナ予備費8兆2000億円も憲法87条で事後に国会の議決を経なければならない。事後に国会の議決を得ていないので、憲法87条違反である

ロ 憲法32条違反・憲法76条3項違反

a

特例承認取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利を侵害している

b 特定の裁判所所属の個別裁判官とその上司による憲法76条3項違反

自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したので(2024年は70位)、司法権の独立度も世界ランキング72位あたりまで低下しているようである。千葉地裁保釈 令和5年(ワ)第261号 (論点<キ>民事的責任 a3 (X))と、ほぼ同じ内容でcopy and pasteされた、千葉地裁以外の他都道府県知事への国家賠償請求訴訟訴状をべつの特裁に提出しても、千葉地裁のように相当期間内に口頭弁論期日が指定される場合もあれ

ば、十数か月以上も知事への訴状を無視し、相当期間内に口頭弁論期日を決定しない裁判官もいる(民事訴訟規則60条2項違反)。

市民納税者によるHERSYS発生届受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から除斥期間20年を経過したとき消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、傷害罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市・千葉県我孫子市・茨城県水戸市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもと、相当期間内に口頭弁論期日を決定しない裁判官は、川口市監査委員や埼玉県監査委員と同じように、不作為により証拠隠滅罪の構成要件に該当し、違法阻却事由不存在の実行行為を行っていることが推定される(憲法76条3項違反)。憲法76条3項違反により憲法98条にも違反している。

そもそも特例承認取消訴訟提起時点で355名の接種後死亡者が報告されていた(令和3年6月28日第4回医薬品等行政評(面監視委員会佐藤委員提出)による令和3年6月23日ワクチン分科会第62回会合資料)にもかかわらず、特例承認取消訴訟の裁判官が期日指定を3か月ごとに行っていたのは特定裁判所所属の個別の裁判官とその上司による憲法76条3項違反が明白である。イスラエルのような世界で一番初めにニュルンベルグ違反の人体実験を課せられた国家の裁判官ならば過失によるものと推定される可能性もあるが、世界でいちばん遅いタイミングで、すでに他国からの有害事象が報告されていた時期だったので、何らかの故意行為が介在したものと推察する。

海外では多くの死亡者を含む異常な数の副作用が報告 by 斉藤新緑福井県議会議員

コロナワクチン接種後の心筋炎が2020年の『260倍以上』by 田島祐弁護士

特定の裁判所所属の個別裁判官とその上司による憲法76条3項違反により行政権＝司法権となっている。相当期間内に口頭弁論期日を決定しない裁判官(民事訴訟規則60条2項違反)は適正手続きを保障した憲法31条にも違反している(憲法31条類推適用)。

ハ 憲法21条違反

1976年アメリカで起きた豚インフルエンザ大流行事件での米政府、WHO(世界保健機構)、CDC、マスコミによる大々的なキャンペーンは1979年CBSの「60 minutes」というドキュメンタリーの調査番組で、これらの宣伝がすべて嘘であったことが追及された。内部告発者FDAアンソニーモリス博士は要請から解雇されてしまった。

2024年5月1日米国下院司法委員会公聴会

「バイデン政権がアメリカ国民にvirusは研究所から流出したものではないと言ったのは、誤情報なのか、それとも偽情報なのか？ホワイトハウスは研究所流出説を検閲するよう圧力をかけた」「ワクチン接種者はウイルスに感染しないとアメリカ国民に伝えたのは、誤情報なのか、それとも偽情報なのか？」「バイデン政権がマスクに効果があると書いたのは、誤情報なのか、それとも偽情報なのか？」「ホワイトハウスが自然免疫など存在しないと書いたのは、誤情報なのか、それとも偽情報なのか？」

この公聴会の英文文字起こしURLが不明ですが下記にあるかもしれません。

<https://judiciary.house.gov/media/press-releases/weaponization-committee-exposes-biden-white-house-censorship-regime-new-report>

judiciary.house.gov/sites/evo-subsites/republicans-judiciary.house.gov/files/evo-media-document/Censorship-Industrial-Complex-WH-Report_Appendix.pdf

「バイデン政権がアメリカ国民にSARS-CoV-2は研究所から流出したものではないと言ったのは、誤情報なのか、それとも偽情報なのか？ホワイトハウスは研究所流出説を検閲するよう圧力をかけた」詳細部分

a 権民権保護法による検閲行為は直接憲法21条違反を構成する

Twitter社の報告によると、世界中の政府からコンテンツ削除を求める法的要求があったが「その中で最も多いのは日本からの要求であった」主にジャーナリストや報道機関の投稿を削除するよう要請。

Twitterが公表したレポートのページに

「2021年7月から12月の間に各国政府から受け取った法的請求の半分以上が日本」と明記されている。日本からの要求の96%は、金融犯罪、麻薬、売春の禁止に関する法律に言及しています、とあるので、残り4%部分にSARS-CoV-2ワクチンの件が含まれるかが問題となる

b 公人による account ブロックとコメント非表示

米連邦最高裁は3月15日、公務員がソーシャルメディア(SNS)の自身のアカウントで公務に関して発信した場合、他の利用者を「ブロック」し、コメントを制限するのは違憲になる可能性があるとの判断を示した。連邦控訴裁(高裁)の判断は、ミシガンとカリフォルニアの両ケースで割れていた。最高裁判決は9人の判事の一致意見で、「特定の事項について公的立場を代表して発信する権限があり、その権限を行使する意図がある場合」には、コメント制限が違憲になる可能性があるとの判断。その上で、両ケースの具体的な判断を下級審に委ねた。

https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-611_ap6c.pdf

日本国内では「ブロック太郎」とあだ名されている前ワクチン担当大臣による氏へのtwitter accountブロックが象徴的であった。

Yanai Hitofumi弁護士によると「ブロック太郎」とあだ名されている前ワクチン担当大臣により氏もブロックされたとのこと。

厚労省は、自身のXの投稿に寄せられたコメントのうち、8件を隠す行為をした。9件は、新型コロナワクチンに関する声だった。accountブロックではないが、憲法21条違反にあたる可能性がある。

隠したコメントの例

「コロナワクチンを接種して身体に異常があるとき方はどこに相談したら良いでしょうか?」「そんなことより過去最大の被害であるコロナワクチンの全面中止をしてください」「新型コロナワクチンは回収しないのですね。おかしい話です。」

氏により2024年4月2日厚生労働大臣記者会見でコメント非表示について言及された。

コメント非表示

二 ニュルンベルク綱領違反

田島精弁憲士が2023年3月26日体験報告されたように新型コロナワクチンの供給契約書(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ノババックスの4社の製品分)について情報公開請求すると、Q地製薬会社の正当な利益を害するおそれがある、Q厚労省の地位を不当に害するおそれがある、の2点を理由に全て不開示となる。

不開示決定の審査請求書に「治験中の多数の死者を出しているワクチンの契約を開示しないことはニュルンベルク綱領違反」という主張を記載した場合は、現在「ニュルンベルク綱領は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない」という厚労省の回答が返される。

日本国憲法の前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の誠實な信任によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と書かれているように、戦争の惨禍をおこさないこととし、国民の福利を国民が享受する人類普遍の原理に従うとあるので、ニュルンベルクに従わないことで人道に対する罪を厚労省担当者が犯していることを告白している。

厚労省担当者の虚偽公文書作成行使等罪にあたる行為は日本の名古屋地裁(高橋勝男裁判長)2000年3月24日判例に

よつても、ニュルンベルク綱領・ヘルシンキ宣言で違法である

2 不当性の要件

Aイ

5歳以上12歳以下の接種率は埼玉県では20数パーセント台前半です。下記LINKの公的資料 はすでに12歳になった児童も含まれています。4歳以下は接種率がさらに低い可能性が見込まれる

甲46 file / 2 / イ / nenreikalkyubetsu-vaccination_data

https://www.kantei.go.jp/jp/content/nenreikalkyubetsu-vaccination_data.pdf

Aロ

上記1憲法性の要件の件につき、かならずしも違法にあたらない場合 でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら地方公務員は刑事訴訟法238条2項により告発権者があるところ

論点1A 予防接種法違反につき

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてPDF送付済

論点1B 薬機法66条68条違反・利法156条成立の可能性につき

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

論点C 医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反につき

March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あて mail送付済

にもかかわらず何もせず不作為により歴史上最大の被害を放置している。世界中でワクチン行っているのは日本人だけとなり、4歳以下へのコロナワクチン認可はイスラエル・アメリカ・カナダと日本ぐらいで、アメリカは3回接種率が40%でいどなので、4回目以降はほとんど接種していません。世界に先行したイスラエルも4回接種率はひと桁です。(2023年1月追記 :2022年12月13日イスラエル公式dataで4回目接種率13%になりました)

2023年3月追記:EU議員Virginie Joron氏によるとEU地域での4回目接種率は7%。

2023年12月追記: EU議員Virginie Joron氏によるとEU地域での4回目接種率は15%未満、5回目接種率は3%未満(ECDCの数字)

2023年6月追記: ファイザーにヨーロッパ供給停止をポーランドの保険大臣が要求。EUとファイザーのコロナ供給契約の減量交渉合意へ、EU全体で3分の1の供給がキャンセルされる予定

2023年6月追記: 世界中で日本だけが異常にワクチン接種している、の図を2023年5月30日 第16回厚生労働委員会 で川田龍平議員が言及された。

2023年10月追記: 和泉市議会谷上のぼる議員は令和5年度第3回定例会一般質問で、先行して接種を始めたアメリカ・イギリス・イスラエル等の日本以外の国が追加接種を行っていない点に言及し海外で追加接種していないワクチンを日本だけが接種し続けていることを札幌医科大学医学部 附属フロンティア医学研究所 ゲノム医学科学作成図表を引用して説明された。自治体が国賠訴訟の被告として訴えられた点にも言及された。(あらたに死亡事例の福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件に続く第2号として後遺症事例訴訟物価額 6186 万 1244 円の国家賠償等請求訴訟が令和5年9月20日東京地方裁判所に提起済)

議会発言要約

「ブースター接種を続けているのは日本だけだ」「ワクチン接種で先行した国々はとくに接種を止めている」「NHKをはじめとするメディアは事実を報じず、接種へ誘導している」「ワクチンには重症化予防効果があるという証拠は今でも示されていない」「XBB単価ワクチンの安全性についてのデータはあるのか?」「1価2価のワクチンの安全性プロファイルには大きな違いがないと考えられるので、1価ワクチンの安全性は、既製品と基本的に同じであり、安全性に特段の懸念はないものと「予見することは可能」(「予見することは可能」とは、とても難しい日本語です)「これを口語に訳せますか? 大阪弁でじっくりる言葉があるんです」「安全性に特別気になることはないと思う。知らんけど」「副反応疑い報告制度について、報告書を確認したら4/30までしか無く、5/8から始まった接種以降のデータがない事に気づきました」「ワクチン接種してから死亡するまでの日数のグラフを見ると、接種翌日が最も高く、14日後までが全体の75%、30日後までが85% を占めています。これで因果関係が無いと言えるでしょうか?」「公表されているデータを分析し、自治体が独自にワクチン接種に関する情報を市民に公開することは可能と思うかどうか?」「新型コ

ロナが国内で確認された2020年は死亡者数がわずかに減った。ワクチン接種が始まった2021年から超過死亡が確認されている」「26万人もの超過死亡の原因を国が不明としている姿勢には大きな疑問がある」「mRNAワクチンの接種でIgG4による免疫抑制が発生するという研究論文が複数公表されている。検索すれば簡単に見つかる」「免疫が抑制されると、あらゆる感染症やガンになる可能性が有る」「XBB単価ワクチンは、ADEを起こすと警鐘を鳴らす学者もいます」「事実を知って、ワクチン接種が必要が立ち止まって考えて欲しい」「そして事実を知った人は、あなたの大切な人にぜひ伝えていただきたい」

a イタリア在住免疫学者荒 川央先生blog2022年12月11日 23:24コメントらんを著作権法上の引用の範囲で引用します。

引用 >>私の見るところ欧州ではコロナワクチンは「終わったもの」扱いで、ワクチンはもうほとんどの人の間で話題にもなりません。オミクロン対応ワクチンを今更接種したがる未接種者はごく少数派でしょう。欧州の政策に従ってというよりも、むしろ、日本政府のコロナ政策は 現状世界最悪レベルです

引用元:

イタリア在住免疫学者荒 川央先生blog2023年9月25日 04:07コメントらんを著作権法上の引用の範囲で再度引用します。

引用 >>欧米では3回目接種以降もう新たにコロナワクチンを接種する人はほぼいなくなりました。現在、コロナワクチンを全国民に対して積極的に打ち続けている国は世界でも日本だけなのです。

b 丹波篠山市の須井雅明市長発言 甲47 file / 2 / 口 / 2口a.jpeg

c コロナmRNAワクチンの有害事象の1位2位がコロナ感染

甲48 file / 2 / 口 / 05-COVID-Shimabukuro-508.pdf

<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slides-2022-09-01/05-COVID-Shimabukuro-508.pdf>

d 2022年1月の時点で米国保守系FOXニュースでワクチンの無効性については報道されていましたが、左翼系メディアでも報道されています。ワシントンポスト「接種者が新型コロナ死亡の大多数を構成する。」November 23, 2022 at 7:48 a.m.

甲49 file / 2 / 口 / 2022-11-23-vaccinated-people-now-make-up-majorit.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

e 下記のWSJの主張は、故モンタニエ博士が2020年からずっと主張されていたことと同言であります。

「ワクチンは、選択圧を生み出してウィルスの変異を加速させ、専門家は偽情報を拡散し、ワクチン接種を繰り返すことで感染しやすくなり接種回数が多いほど、病気になるしやすくなる」WSJ Jan. 1, 2023 10:08 am ET 甲51 file / 2 / 口 / wsj.pdf (日本語訳)

[REDACTED]

f すでに遺族会が結成され、原告エイズ訴訟案名原告団 家西さとし氏・川田龍平氏のときのように、実名原告団 氏・ 氏・ 氏が地方TV新聞・週刊誌などに登場されている。氏によると、ご自身のお父上のワクチン死について、医師に頼んでも予防接種法第12条による医師の有害現象の報告をしつづけたこと、報告は当事者親族でもDIYでできることを知らないで、報告数が低くなったことが想定される

遺族会主催の11月25日新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会で福島県東北大学名誉教授が厚生省官僚に向かって刑事告発する、と発言されている動画が英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、各国語に翻訳されて世界中に拡散されています。知らないのは脳内鎖国している日本人だけです。

2023/8/24読者拒絶デーにて、厚労省では全国読者拒絶者団体連絡協議会からの要請書の受け取りが行われた。前厚労大臣加藤勝信氏は「被害者の方も出ている一方で、特に高齢者の命が助かった」「データも出ている」と 氏に対し発信された。そこで第3者が「新型コロナワクチンにより、回避された死亡の数を示す文書、データ・発生してしまつた死亡の数を示す文書、データ」について開示請求(2023年8月29日1679号2)したが、dataがないので不開示決定された。

g スイスのメディアによれば、ワクチンの犠牲者、弁護士、医師のグループにより、スイス医薬品局(Swissmedic)が刑事告発された。訴えによれば、Swissmedicは、危険性について十分な情報を提供せずにワクチンを承認し、20代の若者を殺害した他、円形脱毛や月経不順等、多くの健康被害を発生させた

2023年2月追記： スイス医薬品局だけでなく、スイスのAlain Berset大統領がスイス刑法第312条の銃剣乱用でスイスに住むベルシャ系の元銀行員Pascal Najdliに刑事告発された。パスカル・ナジャディは、2013年にマレーシアのクアラルンプールで暗殺されたマレーシアのAmBankグループの創設者フサイン・ナジャディの息子で、引退し

たスイスの投資銀行家、映画製作者、作家である。

甲50 file / 2 / 口 / EN_Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v1.0.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

g2

スイス医薬品局(Swissmedic)への刑事告訴状 2nd versionが2024年2月7日に検察庁に提出された。2024年3月28日、teamは告発文書を一般公開
子9 子10 file / 2A / 口 / EN_Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v2.0

[REDACTED]

[REDACTED]

h1 フロリダ州知事は

「フロリダは、次の手段で医学界の責任を追及する。

- ・ mRNA ワクチンと大手製薬会社を調査する大陪審の設置
- ・ mRNAワクチンに関連する心臓関連死の調査
- ・ 医学界を監督する公衆衛生公正委員会の設立」と発言し、申請が受理されました。

フロリダ州知事の大陪審招集・最高裁判所事件の書類提出記録

甲52 file / 2 / 口 / SC22-1710.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

DeSantis知事の大陪審申立書

甲53 file / 2 / 口 / Vaccine-Grand-Jury-Petition.pdf

被害エイズ裁判のときにご活躍された小林よしのり氏による日本語訳
甲54 file / 2 / 口 / kobayashiyoshinori.pdf

大陪審を招集したのち、その捜査に基づく現時点での中間報告書によれば、「ロックダウンは良い結果をもたらさず、マスクの有効性を示す確かな証拠はなかった」と結論付けられた。ワクチンについてはまだ結論が出ていない。

- ・ロックダウンを行った地域では、全体的に超過死亡が多くなる傾向になった。
- ・コロナの主な感染経路はエアロゾルであることが判明し、マスクの有効性はますます低下した。
- ・マスク、社会的距離、ロックダウンは、科学的なデータに基づいていなかった。

<https://acls.flcourts.gov/portal/court/68f021c4-6a44-4735-9a76-5360b2e8af13/case/172e2f34-0a47-41fa-a92f-6fc5ad21b4c9>

知事発言要約

ロックダウンとマスクの強制は、良い結果をもたらすどころか、多くの被害をもたらした。大陪審は、不安、抑うつ、自殺行動、集中力の欠如は、ロックダウンという「強制的」な政策に起因するものと認定した。ロックダウンは超過死亡率を高める結果となった。大陪審は、ロックダウンを実施した地域は、全体的に超過死亡率が高くなる傾向があることを明らかにした。マスク義務化を支持する証拠は乏しく、「マスクの効果は疑わしい」と大陪審は結論づけた。マスクがウイルスに対して有効であり、統計的に有意な効果があった、という確かな証拠はこれまでに得られていない。おそらくは、CDCのコロナの入院データは水増しされたものであろう。大陪審は、病院の経済的利益のために、無症状または軽度のコロナ感染者がコロナによる入院患者として分類されたために、CDCが発表したコロナによる全入院患者数が水増しされている可能性が高いと判断した。パンデミックの間、我々は、公衆衛生の基本原則を放棄した。評決は下され

た。ロックダウンは大きな間違いだった。CDCなどの組織は、都合の良い決定を下すために、科学的根拠を無視し、自分たちに賛同しない科学者を黙らせるように権力を行使し、質の高いエビデンスを破壊した。コロナを実際よりも危険なものに見せかけるために、多くの不正な計算方法が用いられてきた。公衆衛生の基本原則が台無しにされたことは、異例なことである。フロリダ州が国際的なリーダーシップを発揮するのは素晴らしいことである。世界中がコロナによる疲弊感で苦しんでいる。全ての米国人が、多くの過ちを犯したことを知っている。我々が何を間違えたのかについて、この国が一つになって議論する様子は見られない。大陪審が、今後どのように行政を組織し、このような出来事に対処していくべきか、我が国に指針を与えてくれることを願っている。

フロリダ州知事デサンティス氏はワクチン反対派有権者向けの発言を展開されていらっしゃるようですが、もともとSARS-CoV-2は政府による計画的・組織的な犯行であることをフロリダ州知事デサンティスも承認したと、特許分析専門家のDr. David Martinが説明されています。

h2

フロリダ州公衆衛生長官が医療機関と市民に対して、命を脅かすような状態を含めて、接種後の副反応報告が急増していると警告、フロリダだけで1700%も増えている Z33 file / 2A / 口 fl.png

<https://www.floridahealth.gov/newsroom/2023/02/20230215-updated-health-alert.pr.html>

h3

知事がフロリダ州公衆衛生長官の発言を引用しながら安全性も有効性も証明されていないmRNA注射のモデルモットとしてFDAとCDCがフロリダ人を利用することを黙って見過ごすつもりはありません、と発言

B 殺人予備罪(刑法201条、同199条)

本来なら違法性の要件のところに記載すべき内容であるが、極端に偏見の意図が司法権にも及んでいるようである。刑事告発状が受理されないようでは不当性の要件で主張するしか他の方策がないのであろう。(その後ドイツで599枚の刑事告発状刑事告発状が受理されたが、日本国内でもコロナ関係の刑事告発状が受理され始めた)

イ 厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当者に殺人予備罪(刑法201条、同199条)が成立する可能性

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号SARS-CoV-2ワクチン特例承認取消等請求訴訟の代理人弁護士らが東京地方検察庁に提出された下記刑事告発状が受理されていないので、検察審査会に審査申立てをすべきかもしれません

令和4年2月10日、3月10日に東京地方検察庁に提出された殺人罪(刑法第199条)、殺人未遂罪(刑法第203条、同第199条)、業務上過失致死傷罪(刑法第211条)及び公務員職務濫用罪(刑法第193条)での告発状と同じ組織構成(組織正犯と故意ある道具)により、厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当者には殺人予備罪が成立する可能性がある

a 構成要件該当性

ノババックスの組織換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQIに変更されているが、) 契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)は人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っているので、刑法201条、同199条の構成要件に該当することが推定される。

b 客観的要件に関する違法性阻却事由

殺人予備罪の成立に関しては東京高裁に係属している、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づく文書不問示決定速断裁断部口頭弁論期日にて、すでに主張されています。

c 他の適法行為の期待可能性

「特例承認に係る報告書」末尾の附録等一覧には下記の記載がある

- ・BNT162b1 SARS-CoV-2のSタンパク質のRBDをコードするmRNA
- ・BNT162b2 SARS-CoV-2のSタンパク質の全長体をコードするmRNA

「人の受容体ACE2に結合するウイルスのSタンパク質の結合部位は

・RBD・NTD・S2 から構成され、RBDのみであればADEは起きにくく、NTDがあるとADEが起きやすい可能性がある。」

「RBDのみをコードしたADEを起すにくい薬剤(BNT162b1)があったにも関わらず、

わざわざ”(NTDを含む)全長体をコードしたADEを起す可能性のある薬剤(BNT162b2)を採用した。 Z34 file/2B /イ/Commentary_20210525.pdf

http://www.ifrec.osaka-u.ac.jp/jpn/research/upload_img/Commentary_20210525.pdf

BNT162b1を採用しようと思えば採用できたので、他の適法行為の期待可能性がある

キューバの国産ワクチンは、武漢型SpikeタンパクのRBDだけを酵母で作らせてアジュバントとともに投与するもの。抗体を誘導できる。NTDに対する感染増強抗体はできない

d 主観的要件

主観的要件として、厳密に刑法201条、同199条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が推定される

未必の故意の存在が推定される要素

(1)2018年ナノ粒子が人間の生体システムに害が及ぼすのは解っていた。ではなぜ遺伝子治療ワクチンの成分である脂質ナノ粒子(LNP)の使用を承認したのか？厚生労働省がLNPが体中に蔓延することを認知していた証拠資料は、カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書であり、引退された元米岡井博士 John Allison氏がインフォームドコンセントには99項目あると、契約をまとめて56番で言及されている文書である

日本語 17page Z35 file/2B /イ/inihongo3.pdf

LNPIに包まれて、細胞内導入されやすい状態のDNA断片が、卵巣に集積する(論点1D参照)

(2)

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要留書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参议院議員議員が厚生労働委員会で言及された。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認識しているので、初回公開資料1223人の死亡者に閉する90日以内短期死亡率についても認識している

7の4

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参议院議員議員が厚生労働委員会で言及されました。この文書については、複数の著作物もある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

(3)製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要留書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参议院議員議員が厚生労働委員会で言及された。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認識しているので、2022年6月1日公開資料の270名の妊婦のワクチン被害者データにおいて32人だけ遡録したら28人が死産、つまり死産率87.5%についても認識している

日弁連あて要留書7の4引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ裁判の原告である川田龍平参议院議員議員が厚生労働委員会で言及されました。この文書については、複数の著作物もある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

口 殺人予備罪や傷害補助罪主観的要件充足の可能性

市長とワクチン接種室長(長)川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれる」と抗弁したとのことである。

厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。

川口市長と4歳以下川口市民の親検査含むワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐欺事件で未記入を未接種に計上していた点が承知後、新型コロナ感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22〜28日以降の分から接種歴別dataのADB資料公表をしています。この点利益相反のない第三者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が法的不能ともなっている。自ら虚偽公文書作成罪などの実行行為を犯しているのに、クリーンハンスの原則により適法性は推定されない。なにより論点2A口部分で不作為による無回答をllat化したように、ワクチン接種準備責任契約当事者の川口市長とその履行補助者が不作為により各法令違反などや論点1B口口についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能・後発的不能の客観的事実とも推定される(民法159条1項)。このような契約を根拠する場合、川口市西と接種実施施設機関丁を契約当事者とする4歳以下をふくむ委託契約を根拠に、委託契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)を手配準備することは殺人予備罪や傷害補助罪の主観的要件充足が推定される

累積超過死亡について最新統計資料 Z36 file / 2B / 口 / kojima.png kojima2.png

国立感染症研究所の超過死亡発表についての公開質問状

超過死亡についてはUK・フィリピン・フィンランド・豪州の国会で議論がなされている。

2024年1月16日英国議会「あまりにも多くの若者が死んでいる」

2024年4月18日英国議会debateすべてのmRNA治療の即時停止を要請

Jan 12th, 2024 米国Congresswoman Marjorie Taylor Greene holds Second Hearing on Injuries Caused By COVID-19 Vaccines公聴会でも、元投資家Edward Dowd氏による保険会社のdataを分析した英国15歳〜44歳の『若者の心血管系』の疾患による超過死亡急増報告について紹介された。

2020年 13%増 2021年 30%増 2022年 44%増

data引用元

フィリピン。政府の委員会が32万7千人の超過死亡を調査することにした。

フィリピン議員たちは、超過死亡の原因の調査を求め、問題のあるワクチンの責任の所在を明らかにしようとしている。

フィリピン議員たちの発言概要:

世界中が恐ろしいインフォデミックに巻き込まれた。米国の議員たちは、パンデミックがインフォデミックだったことを知って、固執して戦っている。私たちが立ち上がらなければならない。要請すべき超過死亡が発生している。フィリピンは、コロナのリスクを煽られてロックダウンを強行した挙げ、「元の生活に戻るため」、という理由で人々はワクチンを打たされた。政府は、ワクチンの調達に必死になって、ファイザー社などの製薬会社から押し付けられた疑義のある秘密契約を結んだ。この契約は、製薬会社を守るためのもの。契約には、法的な欠陥があり、不透明な手続きについては調査が行われている。1万3千人を超える人々がワクチンの副作用で苦しんでいる。製薬会社に責任を取らせるために、ワクチン契約の内容を変更する必要がある。医師たちや医療関係者たちの理解も得られているが、このような痛ましい超過死亡の問題を無視することはできない。このようなパンデミックの過ちが再び発生してはならない。

政府は詐欺を推奨したのです。委員長に指摘しておきたいです。確固たるdataにもとづく世界規模の試算です。科学的な査読を受けた1000を超える研究が発表され、これらのワクチンの深刻な副作用が報告されています。この事態はまだ続いています。なぜなら各国の規制当局もWHOとつながっていて、さらなる詐欺まがいの行為に手を染めているからです。

...この問題で詐欺が多発しているのは、人々を意図的に殺害していたからだ、ということになる。これ以外の言葉は見つかりません。なぜなら科学は非常にはっきりしているからです。

なお、豪州は上院議会が、世界で初めて超過死亡を議会が認めて、原因調査をすることになったのでこれから機密情報開示も最速で進む可能性があります。

スロバキア新政府のロベルト・フィツォ首相議会演説で「前政権が21,000人もの死者を出した事に対し、コロナワクチン、超過死亡、E.U・ファイザーとの取引、政府をコントロールする大手製薬会社について調査する委員会立ち上げます」と述べられた。

要約

(ワクチンを推進してきた)皆さんは、ワクチン接種が引き起こした様々な心血管系の有害事象によってどれだけ死者数が増加したかについての統計を見たことがあるだろうか。でも、皆さんは、それを否定し、「ワクチン接種」が世界で最高のものであると主張している。皆さんは、我が国にどれだけ期限切れのワクチンがあるのか、そして、我が国がどれだけのお金を無駄にしているかを知っているだろうか？皆さんは、巨額の無駄使いをした。皆さんは、経営について無知である。様々なコロナ対策は、他の国よりも大幅に病気にかけやすくさせたものだと考えられるだろう。皆さんは、ロシアなどの他の国を馬鹿にしたが、ロシアでは医師による個別の患者訪問の原則に基づいた医療を実施しており、スロバキアでの治療よりもはるかに優れた治療を行った。我が国では21,000人が死亡したが、これは、不必要な医療機器や膨大な量のワクチン接種に傾倒した結果である。欧州のことについてはもう話したくないが、欧州委員会委員長は、秘密裏に巨額の大会費でワクチンを購入した。製薬会社がこのコロナ騒動にどのような役割を果たしたのかについて、真実を知ることは決してないだろう。このような状況に鑑み、スロバキア共和国政府では、この問題に対処するという政府計画を公約として決定した。スロバキア国民は単純に答えを求めている。ワクチン接種とは、本当のところ、何だったのか。なぜ人々は、治癒をしない様々な実験的な「ワクチン」を接種されたのか。なぜ人々にありとあらゆる薬物が使われたのか？なぜワクチン接種が行われたのか。どんな理由で、誰から、どれほどの量のワクチンを、どれだけの量のワクチンを購入したのか？これらの問題に対処するために政府長官室を創設することにした。我々は、本日、政府委員を任命しただけでなく、様々な機関、特に国家主任医療責任者から情報を収集する権限も与え、国民健康情報センターに質問状も送付した。私たちが入手できる情報に基づいて、実際に何が起こったのかを知りたい。チームを編成する準備ができている。私は、政府と全てを調査し、その結果を公表し、コロナ禍で地球上で実際に何が起こったのかをスロバキアの国民に知らせることになると確信している。今日、我々が知っていることが一つある。これまでの政府は、様々な医療機器やワクチンの不必要な購入で巨額の金を儲けていた

が、そのコロナ対策は、完全に失敗であり、2万1000人が死亡した。

日本でだけ7回目接種を受けた接種者が一定数おられ、自民党・医師会・厚労省・自治体による日本人大虐殺が遂行中である。因果関係認定FORMULA 1(論点1C イd3)の原則により、統計上は、もともと90歳以上に定義されてきた老害が、60歳代70歳代80歳代の老害死として計上されている。

EUとファイザーのコロナ供給契約の減量交渉合意へ EU全体で3分の一の供給がキャンセルされる

ドイツは2億回分廃棄する

オーストリアでは、余ったワクチンが期限切れとなり、ごみになった。ワクチンごみの処理のために、1900万ユーロが無駄になる見込みとなった。

人口減少ランキング世界1位で戦争をしているウクライナよりも人が多く死んでいる日本ですが、市長やワクチン接種室長は、他国が契約取消しし、ゴミ廃棄しているSARS-CoV-2ワクチンを、日本人の身体の中に廃棄し続けているのである。コロナ感染者・コロナ重症者・コロナ死者はゼロ人である状況のもと(論点1Bロg)、全くの無権限で、

03● その結果どのような損害が市に生じているのか

住民監査請求は対象とする財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし無権代理契約について知事や市長が無効確認しておらず、日本は報道自由度ランキングが自民党政権下のもと10位から72位にまで転落し(2024年は70位)、hersys発生届が届け出の要件を欠いている点がhersys入力画面に病名がない画像添付とともに報道周知されることが永遠に期待できない。監査請求人自身は区際機関を経営する友人に頼みhersys入力画面に病名がないことを見せてもらおうようなことができませんので、そのことを、とある権利能力なき社團代表から入づてにおしえていただいたのが遅くとも128号川口市監査請求受理日ごろであり、しかもそれ自体は伝聞証拠です。よって現時点では損害についても直近1年には限定されない。

直接損害について(damage15 file)

2024年5月8日5類以降前の監査対象の損害については訴訟物(監査対象)が法定受託事務を監査せず限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害なし、などと理由付記なしの違法な監査を行っている。

最大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(イ)《し》と行政行為(イ)《し》に関連した事実行為は刑法犯の構成要件該当性・違法性阻却事由が存在が推定されるので、実行行為に投入された人的資源・物的資源(電気代光熱費・PCハードウェア減価・通信費含む)はすべて損害である。人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した職員への給料支払債務履行は損害である。司法審判職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立⇒違法性に関係ない。

1.0について

a1,公費負担保険適用PCR・サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金

厚労省自身が「厚労省通知文書(健感発0210-5号)で定めた新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の検体・見本・標本・文書を保有していないので(T2 参照)PCR検査にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

PCR検査のための検査キットなど物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

仮に本人川口市の損害が生じていなければ、背任未遂罪が成立する。

a2 5類定点発生届

存在することが前提とされている？法定病原体(健感発0210-5号)との同定作業が全く行われていないすべての5類定点発生届がすべて無効なので、5類定点発生届にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

5類定点発生届のための人的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算

ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健所職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

人件費が発生しなければ、PCが電気代や通信費を消耗して、職員の代わりに稼働している、という考えが成人したまともな大人の考え方である。監査委員は、監査対象が限定されれば損害額は不明となるべきところ、損害額はゼロと事実認定するくらいなので、115号監査結果では届出受理に費用は発生しないなどと表明し事実認定能力が根本的に欠如していることを示している。固定費の意味がまったく理解できていないようである。じっさい、埼玉県を担当者に中核市を除いた保健所業務について公文書開示請求したところ、届出作業に占める案分額は不明ではあるが、HER-SYS発生届処理作業を含む通信費・電気代・人件費・pc減価の各年度推移表という文書が開示された。なぜ人件費がゼロになると、通信費・電気代・pc減価もゼロになるのか？小学生も疑問におもうのではないか？

なお、川守田監査委員事務局員が、形式的要件具備チェック表に「損害発生可能性なし」としているのに、監査委員は人件費がゼロになると、通信費・電気代・保守費用・pc減価もゼロになると判断されたのか？

人件費は届出受理送信の主体が市長なので市長の給料の一部で案分額不明である

a3、広報かわぐち最大2 page 部分back number掲載維持費用とwebsite維持費用支払債務履行存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が全く行われていないaのPCR検査dataとbの発生届dataをもとにした「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐち2 page 部分back number掲載維持費用とwebsite掲載維持にまつわる作業への人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

広報かわぐちback number掲載維持とホームページ維持費用など物的資源について仮に国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した広報部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

広報かわぐち 2 page 部分配布のための人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

53号監査結果に「ワクチン接種の記事の存否にかかわらず印刷費用が発生する」との主張は意味不明である。存在することが前提とされている？法定病原体に対するワクチンに関する広報行為のみ可能であるので、権限なき実施主体がSARS-CoV-2ワクチン接種に関する広告をし、薬機法66条68条違反の広告をすれば、本来その記事pageは印刷されるべきではないpageである。page数が少なければ印刷費用が安くなる契約にはなっていないのであろうか？

薬機法66条68条違反の広告をする代わりに、第三者の広告を掲載することにより得られたであろう広告収入の逸失利益は損害である。

薬機法66条68条違反の広告back number掲載するための作業に投入された固定費(通信費・電気代・人件費・pc減価含む)は損害である。これは掲載というHTML file アップロード行為自体の固定費ではなく、作成された表などコンテンツに投入された固定費も含む。

d 国家賠償債務

実行政行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

1.1について

a

次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

印刷費用郵送費用など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回離・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18-02-21

b, 国家賠償債務

実行政行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている？法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2024年2月9日分科会data 未着年2745/受理件数10169)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が、過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18-02-21

1.2について

a 接種会場の設営と運営費支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b,国家賠償債務

実行政行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている？法定病原体(健賠発0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2024年2月9日分科会data 未着手2745/受理件数10169)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が、過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.3について

a.

委託先への委託料支払債務履行履行への権限なき主体による物的資源・人的資源投入はすべて損害である。

人的資源・委託料など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その

作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b,国家賠償債務

実行政行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c.

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている？法定病原体(健賠発0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2024年2月9日分科会data 未着手2745/受理件数10169)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が、過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計でMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.5について

予算決議が占める通信費電気代整備費PC減価含む固定費は案分額不明である

1.6について

仮に本人川口市の損害が生じていなければ、背任未遂罪が成立する。

1.7について

人件費は答弁拒否の主体が市長なので市長の給料の一部で案分額不明である

将来の市内人口減少による固定資産税徴収額や住民税徴収額の減少

デンマークで投与したBNT162b2ワクチンは、非常に副作用の発生頻度の高いA群と、ほとんど副作用のないC群、やや副作用のあるB群にきれいに分類することが可能だったというデンマーク論文がある。

平和島市市民会議員山本定彦氏と高知有志医師の会は、市民が既に1-2回目接種を受け、さらにブースター接種が加わった2021.11月~2022.5月での平和島市民の死亡率は、過去(2016-2018)の同時期と比べ、1.19倍に上昇していた(99%信頼区間で、0.07-1.31倍で統計的に有意)と確認された。なお、この時期は比較的軽症なオミクロン株流行期であり、ECMO稼働を要するコロナ感染重症例は全国的に少なく、コロナウイルス感染による死亡率への影響は少ない、との分析。

「うちの市民で7回接種者は10%以下」「直近で亡くなった方40名中18名(45%)が7回目接種者」「接種後100日以内に死亡」

川口市2024年2月死亡数

イーロンマスク氏は日本の2023年死亡者数が出生数の2倍になった表に対し「日本は消滅する」と発言されている。

監査請求人は53号57号監査請求において前回126号監査請求書接収券送付部分をcopy and pasteし、本文内容と論理的整合性あるように修正するのを忘れ、そのまま提出し、証拠提出日に修正した。住民監査請求は、刑事訴訟のように公益性が高く、本来ならば権限探知や権限調査も可能であるが、政教分離原則違反の統一教会自民党に所属する市長に任命された監査委員には第3者性がない。まるであたかも私的なお金のやり取りを訴訟物とする民事訴訟のようである。監査委員に第3者性がないので、処分権主張・弁論主義しか働いていないのである。そもそも権限調査や権限探知は、真実発見は要請のために許容されているものだが、市長に任命された第3者性の全くない監査委員のものと「真実発見」は到底期待できないであろう。自民党政權下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したので(2024年は70位)、司法権の独立度もランキング72位あたりまで低下しているようであるが、市長に任命された第3者性のない監査委員が違法な監査結果表明にもとづき証拠隠滅行為を行っているばななである。

0. a 同定作業が行われていないPCR事業補助金不当利得返還請求(民法703条)と無効な5類定点発生届を受理し中核市として厚生労働大臣に報告してきた市長に対する届出受理送信作業が占める給料一部案分額固定費不当利得返還請求(民法703条) b 5類定点発生届受理作業固定費投入した担当者への損害賠償請求権(民法709条)行使 c 広報誌back numberとwebsiteの薬機法違反の記述に公金投入した担当者への損害賠償請求権行使

1、a R5事故接種に関する違法違憲確認と不法行為損害賠償請求と不当利得返還請求
b 民法第96条1項類推適用により希望の意思表示取消し訴訟接種に関する民法703条「法律上の原因なく」要件具備確認と接種医師所属医療機関への委託料不当利得返還請求
2、川口市による無権代理契約の無効・公序良俗違反による無効確認・「法律上の原因なく」(民法703条)要件具備確認と知事・日本医師会への損害賠償請求
3、令和2・3・4・5・6年度コロナ関連予算決算の違法違法・無効確認(論点d3)により「民法703条」法律上の原因なく」要件具備確認
4、2と3の無効確認により疫品表示法違反・予防接種法2条違反・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正)による予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足・予防接種実施規則第5条2違反・薬機法第66条第6条違反・薬機法第68条の1第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・感染症法第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反推定につき立証責任不履行・憲法13条21条25条31条32条33条・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反の違法違憲性の問題が解消されるまで定期接種任意接種の一次中斷しは違憲性の解消

5. 上記すべての違法違憲性はSARS-CoV-2と「労働者通知文書(健康発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の関係を解明しないと解消されないであろう。

注記：SARS-CoV-2と厚生省通知文書(健感発0210-5号)において、定着された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の関係性が不明であるが、関係性を知っている人がいるとしたら、①中華人民共和国②WHOのどちらかしかない。そして、日本人でそれを知っている可能性があるとしたら、①が②に出した報告書(の写し)を持っている人間だけということになる。報告書がなければ、SARS-CoV-2と「新型コロナウイルス」を同一とすることはできません。基準がどこにもないので判断できませんから、当たり前です。WHOが「SARS-CoV-2/COVID-19」という言葉を発表した日の投稿が下記です

開いて読んで頂くとわかりますが、「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてないです。それどころか、中国の「ちゅう」の字さえ出てきません。

令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書健0716第12号参照。存在することが前提とされているから法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。あるいは法定病原体に関する資料を保有していないから、存在することが前提とされている、のではないか。

Z37 file / 03 / china.pdf

豪州マルコム・ロバーツ上院議員は「Videos from China of people dropping dead have proven to be fakes produced with the assistance of Chinese Intelligence, and they may not have acted alone」初動段階の中国映像がfakeであることを確認済 T00 file / 03 / /MalcolmRoberts.pdf

日本語訳

この点、市長は豪州の納税者から選挙で選出された上院議員の議会発言を「個人の主張していることなので関知しない」とThursday, August 17th, 2023 at 5:40 PM mail回答された。

02. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約(弁護士)に基づく監査によることを求める理由

2024年5月8日5類以降前の監査対象を監査した115号監査委員が、理由付記する

ことなしに除外されない。監査委員の監査結果表明日からの遅延利息分損害賠償義務が主張されているところ、遅延利息損害賠償債務の元本(709条不行使による709条債務・709条債務・415条債務)の存否の判断については、除外事由となる。

これは裁判官が「損害額不明なところ損害なしとした違法な判決に対する国家賠償請求訴訟をおこされて、国家賠償請求訴訟をおこされた裁判官自身が国家賠償債務の存否について裁判や判決を行うようなものである。また、刑法104条構成要件該当性が推定され違法性阻却事由不存在が推定される裁判官が、その「他人の刑事事件」の裁判をおこなうようなものである。

「<ク>行政責任(X)川口市に対する担当職員<さ><し><す><せ>の責任<せ>2024年5月8日5類以降前の監査対象を監査した監査委員の責任」部分に詳述したとおり、監査委員は無権限で一事不再理効の働かない違法無効な監査を行い続けている点、作為不作為による刑法104条証拠隠滅罪構成要件に該当する実行行為を行っており、かつ違法性阻却事由不存在が推定される。

証拠説明書99号115号主観的要件につき、客観面(行為)abcdefghiから監査委員の刑法104条故意存在が推定される。

日本以外の他国は世界で一番最初に人体実験させられたイスラエルの3回目接種をふまえた学習能力を示したが、日本でだけ7回目接種を受けた接種者が一定数おられ、自民党・医師会・厚生省・自治体による日本人大虐殺がなお進行中である。

憲害エイズ事件判決では業務行政上の情報コントロールは犯罪である、と判断された。統一教会自民党支部に所属する市長に任命された第三者性のない、除外されるべき監査委員は、無権限により、要件事実推定に対する否認・抗弁・反証証拠を提出することなく、余事記載を羅列して、ワクテン＝運動性の毒である点に乗じ作為不作為による情報コントロールを間接的におこなっている。監査委員・監査委員事務局長が、関東管区行政評価局に届出されるまで、監査結果をwebsite公開しない。自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したが(2024年は70位)、2023年度に、ほんの少しだけ報道自由度ランキングが上がってしまったようなので、間接的情報コントロールにより日本人を脳内鎖国の状況に置かせるべく報道自由度ランキングをさらに低下させようとしているのである。

監査委員は中島訴訟学質保険裁判判決の先例拘束性を無視しているが、憲害エイズ裁判の先例拘束性も無視している。監査請求人は行政権にも類推適用される憲法31条にのっとり、根拠条文をあげて、その要件事実推定を主張し、すべて適正手続きにのっとりた主張をしているが、監査委員は要件事実推定に対する、否認・抗弁・反証証拠をいっさい提示せずに、国が決めたから合法という監査委員の主観による、一事不再理効の働かない違法な監査結果表明を繰り返している。国が決め

ればすべて合法であるならば非加熱製剤の使用について、薬害エイズ訴訟で有罪判決が確定した松村氏も国の義務だから合法、という抗弁を提出して無罪判決を勝ちとれたはずである。国が決めればすべて合法であるならばそもそも検察組織や警察組織・司法警察職員は存在しないはずである。(ただし司法警察職員による司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない)なお、HIVとAIDSの関係も不明ではあるが、仮に輸血した血液に問題があって後天的に免疫不全になったとしても、HIVさえ見つければ、原因はHIVとされていた。

また監査請求人の提出した事実や証拠がチェリーピッキングだと判断するならばきちんと反証証拠を提示する、させればよいだけの話である。憲法31条適正手続きに明確に違反しており、刑法109条の主観的要件充足がより強固に推定されるであろう。なお、監査委員の主観による「監査請求人の主観である」の乱用は(平成21年6月30日大阪高裁判決)によるものと推察するが、監査請求人はドイツ最高裁判例・海外議員公聴会発言も膨大な証拠を提示しているので、反証証拠の提示まったくなしに「主観である」との主張はどの要件事実の否認にも抗弁にもまわたく該当しない。

裁判の構造は4段階構造にわかれている。住民監査請求手続きは裁判のシステムをcopy and pasteされている手続きである。4段階構造とは1請求 2法律上の主張 3事実上の主張(4の証拠から得られた生の事実) 4証拠の提出(平成21年6月30日大阪高裁判決)による住民監査請求で要求されている監査請求人の義務は4の証拠の提出レベルの問題である。1の請求権と2の要件事実は立法府が可決し施行された法文なので、客観である。4の証拠もチェリーピッキングの問題はのこるが、監査請求人の脳内に存在するわけではないので、客観である。(チェリーピッキングの問題は監査委員や被告が反証証拠を提出すればよいだけの話である)。3の生の事実(例えばHERSYSの入力画面に病名らん無し)が2の要件事実に該当するというあてはめ(例えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく届出は形式的・実質的要件を欠き要件非充足)はすべて主観である。

東京高裁に係属している、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク構想に基づく文書不開示決定違憲無効訴訟においても、生の事実が2の要件事実に該当するというあてはめに対する被告による「原告の主張は独自の見解である」という主張は裁判官により却下されている。原告氏はそのときに「原告の主張は独自の見解であると主張しても、備性自由が成立するだけ、という趣旨の反論を返し、その主張が認められたのである。

厚生労働省被告の他の訴訟でも、被告担当者氏がtwitterで出回っていたcopy and pasteの使いまわしで答弁をしていた。川口市監査委員にかぎらず、ほかのコロナ関連住民監査請求ふくめると、反証証拠を提出しながら、監査請求人の主観である、と

主張している監査結果表明はほとんど皆無である。岐阜県による厚労省への照会による、客観面(行為)が語られていない証拠能力と証拠力の低い多摩地区の反証証拠のみである。

ドイツでの集団訴訟は1つの法律事務所からの原告が2700人にまで達し、接種義務化に関与した者に対する人道に対する罪の疑いで約500件の刑事告訴状刑事告発状が2023年12月10日カールスルーエの連邦検察庁に提出された。法律を通した連邦議会議員568人、連邦参議院15人、連邦大統領、合憲判断を下した連邦憲法裁判所の判事8人。日本国内でも黒塗り不明成分の強制接種・事実上強制の職域接種があったので、法律を通した国会議員・予算決議を行った国会・地方議会議員・無権限で合法判断を下した監査委員は刑事告発されるべきである。(予算決議反対した2名の他市市議会議員のぞく)

わたしたち日本人は先の次戦で「原爆落とされるまで戦争に負けたこと」に気づかない」という大罪を犯しました。1995年7月公開VENONA文書により、そのとき味方のふりをした敵がいたことが判明してはいるが、「凡庸な悪」by ハンナ・アーレントによる大罪をふたたび許すと、日本の若者・日本の子どもたちにふたたび重い悔恨を残してしまうであろう。おそらく日本の若者・日本の子どもたちが奴隷身分としての地位に永遠に固定されてしまうであろう。世界でいちばん無責任な日本人の大人によって...

戦争責任者の問題 伊丹万作

専門家による要件事実に関する否認・抗弁・反証証拠の提出のプロセスという適正手続き(憲法31条)が必要です。納税者を愚弄する、証拠能力・証拠力なしの余事記載はやめてください。なぜ刑法104条構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在が推定される裁判官が、その「他人の刑事事件」の裁判をおこなっているのでしょうか？

03. 請求者

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
併せて、簡法第 262 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて弁護士による個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

事実証明書DVD and 事実証明書URL

2024年5月6日 赤色 追記部分

川口市監査委員さま